

## むつ市議会第189回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成18年9月12日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 行政報告

##### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例
- 第3 議案第67号 むつ市分庁舎設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第72号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第9 議案第73号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第10 議案第74号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更について
- 第11 議案第75号 青森県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約について
- 第12 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第13 議案第77号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第78号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第79号 平成17年度むつ市水道事業会計決算
- 第16 報告第17号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第17 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市水道事業会計補正予算)
- 第18 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第19 報告第20号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	杉	浦		洋	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	29番	竹	本		強
31番	坂	井	一	利	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清四	郎
50番	服	部	清三	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	佐	藤		司
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男
62番	宮	下	順一	郎					

欠席議員（3人）

28番	立	石	政	男	30番	千	船		司
42番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	純	総務部 調整	佐藤	忠美
総務部 事務部長	西堀	敏夫	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部長	名久井	耕一
経済部長	佐藤	純一	建設部長	成田	豊
教育部長	宮下	孝信	教委 事務	新谷	加水
公企業局 局長	小川	照久	監査委員 局長	遠藤	雪夫
総務部 部長	千船	藤四郎	企画部長	工藤	武勝
企画部 財政調整	近原	芳栄	福祉部長	佐藤	節雄
保福副 課	佐々木	順	建設課 部長	石田	三男
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	農務局 局長	村川	修司
公企副 水道課	菊池	正	公企副 総務課	石田	武男
総務部 総務課 主任	花山	俊春	企画課 部長	奥島	慎一
企画部 財政課	下山	益雄	保福副 福祉課 主任	若松	通
建設部 都市計画 課	山本	伸一	川内 庁舎所長	佐藤	吉男
大庁舎 所長	伴	邦雄	脇野 庁舎所長	船澤	桂逸

總務部  
總務課  
部長  
總務部  
總務政  
部課係查  
總務行主

鴨 澤 信 幸  
澁 田 剛

總務部  
總務政  
部課係長

吉 田 真

事務局職員出席者

事務局  
總括主幹  
庶務係長  
調査係查  
議事係任

小 島 昭 夫  
工 藤 昌 志  
金 澤 寿 々 子  
青 山 諭  
葛 西 信 弘

次 長  
主 幹  
庶務係查  
議事係任

高 田 文 明  
柳 田 諭  
濱 村 勝 義  
赤 石 奈 穂 子

## 開議の宣告

午前10時45分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は59人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

去る9月5日夜、海上自衛隊大湊地方総監部内で発生した停泊中のミサイル艇による機関砲誤射の問題については、事故発生後、事務局職員を市役所へ集合させ、市担当部局との情報収集に当たらせました。翌日の6日及び7日は、市部局、大湊地方総監部や全国市議会議長会基地協議会等関係機関との情報収集に努めました。9月8日には、木村太郎防衛庁副長官が来庁し、正副議長に対し、市民に多大な不安とご心配をおかけした旨の遺憾の意を表しました。私からは、むつ市議会を代表し、二度とこのような事故が起こらないよう原因の徹底究明と再発防止を強く要請いたしました。

また、同日、松岡貞義大湊地方総監も来庁し、正副議長に対し、陳謝の意を表するとともに、再発防止に努めることを表明しております。

さらに、昨日11日には、全国市議会議長会基地協議会会長とともに額賀福志郎防衛庁長官、栗川榮治海上幕僚長に対して、原因究明と事故防止対策の徹底に関する要請を行いました。

なお、本件については、この後市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1 行政報告

○議長（宮下順一郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告をお願いいたします。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 海上自衛隊大湊地方総監部第6突堤停泊中の余市防備隊第1ミサイル艇隊所属のミサイル艇3号において、点検中の20ミリ機関砲から、砲弾10発が誤射されたことについて、その経過をご報告申し上げます。

事故が発生したのは、9月5日火曜日、午後7時19分ごろで、大湊地方総監部から市役所宿直に電話連絡が入ったのが、事故発生後約50分経過した午後8時10分でありました。

その後、午後8時13分に、同総監部に電話を入れ、事故について確認しましたところ、「第6突堤西側に停泊中のミサイル艇の20ミリ機関砲が暴発し南西方向に向かって発射された模様であり、南西方向には、造修補給所、1万トンドッグがあり、現在調査中であるが、現段階までの調査結果では、地域住民には被害はない模様であり、さらに、発射された方向を詳しく捜索中である」とのことでありました。

市では、午後8時20分に、警戒態勢をとり、情報収集に入りました。

その後、午後9時47分に、誤射についての第1報が、翌9月6日水曜日の午前零時8分に第2報が、それぞれファクシミリでありました。

午前1時5分、総監部からの電話連絡があり、その内容は、「20ミリ機関砲10発の内訳が実弾4発、演習弾4発、曳光弾2発であり、射程距離から考えると、宇曽利川付近に着弾の可能性がある

ことから、民家側と隊内側を250名体制で捜索中である」とのことでありました。

その後、総監部に対して、新情報の確認をしたところ、これ以上の情報がないということから、午前1時35分に情報収集を一時中断することといたしました。

次に、午前6時58分、総監部からの電話連絡で、「20ミリ機関砲は1分間に450発程度発射する能力を有すること、誤射した方向が南西方向であることを示す図面をファクシミリ送信すること、誤射については1999年2月に海自舞鶴基地で護衛艦「はるな」が20ミリ機関砲の訓練で実弾2発を誤射してからは、今日まで事故はなかったこと」についての情報がありました。

また、「午前1時50分に一たん捜索を打ち切り、午前7時に捜索を再開する」とのことでありました。

次に、午前8時30分の総監部からの電話連絡では、「砲弾らしきものが1発、発見されており、残りは、捜索中である」とのことでありました。

次に、9月7日木曜日の総監部からの電話連絡では、「実弾1発、曳光弾1発、実弾の断片2カ所確認、松の木貫通痕1カ所、松の木擦過痕の確認8カ所、折木の確認3地点、断線した電線1カ所が確認された」とのことでありました。

次に、9月8日金曜日、午前9時10分に面会した木村防衛庁副長官から、誤射に対しての陳謝を受け、再発防止に万全を期す姿勢が示されました。

そして、当面の安全措置として、

20ミリ機関砲操作マニュアルに関する教育の徹底

機関砲の再点検

これらが終わるまで射撃訓練を行わないの3点を部隊に指示した旨の報告を受けました。

また、午後には大湊地方総監が改めて来庁し、事故の経過報告と誤射に対しての陳謝があり、再

発防止に万全を期す姿勢が示されました。

同日夕方、総監部から電話連絡があり、「民家への被害調査について、桜木町地区144世帯、宇曾利川地区100世帯、城ヶ沢地区6世帯の戸別訪問を行い、被害がないことを確認し、調査を終了した」とのことでありました。

以上がこれまで情報収集いたしました概要であります。

以上、ミサイル艇からの誤射についての経過報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

ただいまの市長の報告に対し、質疑ありませんか。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） ただいまの報告についてお尋ねさせていただきます。

まず、最初にテレビで報道されたのが三村知事と松岡総監が対話をしているというのが私は大変遺憾でありました。そういう意味で、本来であれば私は、地元の市長と松岡総監が対談をしているのがテレビに最初に報道されるのが当たり前だというふうに考えておりましたので、大変残念でありました。そこで、その点についてお聞きしたいと思います。

まず、市長の方に松岡総監の方から連絡があったという事実はありましたでしょうか。これについて、まず最初に連絡があったのはいつだったかというのを確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただいまご報告申し上げましたように、市役所に連絡があった時間が総監部からの連絡であります。その時間が公式の連絡であると理解をいたしております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） ちょっと市長、答えていないと思うのです。私は、松岡総監から最初に連絡が

入ったのは、いつの何時ですかと聞いているのです。これ質疑2回になるのですけれども、きちっと答えてもらいたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 総監部から市役所宿直に電話連絡が入ったのが事故発生後、約50分経過した午後8時10分であります。私に対して総監から電話がありましたのは、6日の午前8時であります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 6日の午前8時ごろだということで、新聞の報道によりますと、そのとき何か市長は、「庁舎に来庁する必要はない、今後調整しながら状況を説明したい」と語り、市長が面会を断ったということを松岡総監が言っているらしいのですが、これが本当かどうかというのを確認したいのと、なぜそういう対応をしたのか。一步間違えれば住民が命を奪われたかもしれない、こういう事態に対して、市長が何かそういうのんびりした対応をしたということが大変遺憾だと私は思うのでありますが、その点についてどう思うのかと。どういう心境でそういう対応をしたのかということ、その心境をまず述べてもらいたいということと、その日に何か敬老会があったみたいであります。私はそういう事態であれば、敬老会に出るところではなくて、市の最高責任者として、まず住民の安全をきちっと確認をする、現場に行き確認をする、そういう対応が当たり前の責任者の行動ではないかと思うのでありますが、これについて、市長のそういう自分の市長としての対応としてどうだったのか、そこをきちっと私はまず述べてもらいたい。私としては、実に住民の命を守るという点では、市長としてはやっぱり失格であるというふうな対応ではなかったかというふうに思うのでありますが、その点について、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 報告は、市の危機管理をする部署からファクスで受けております。その中で、人的な、あるいは物的な被害が発生していないという報告を受けておりますので、それであれば発射された弾丸の所在等を確認して、その弾が破裂しているかいないか、不発弾になっていれば、発見をして、それを処理する業務もあるだろうというような判断で、今懸命な捜索をしているところに、わざわざ市役所に来て話をさせていただくようなことはない、調査が完了した時点で報告をいただきたいと、こういう申し入れをいたしております。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。  
1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 今回の事故は、あってはならない事故であります。これまで築き上げましたむつ市と、そして海上自衛隊大湊地方総監部との関係も、皆さん住民の方たちも不安になったことと思われ。市長は、今後住民の方と、そしてまた自衛隊の方とのきずなというものをどのようにして回復していくお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 総監部では、該当する町内会に説明会を、町内会長レベルだそうではありますが、説明会を開いております。その中で町内会の方々を集める必要がないというのが町内会長の判断であったように私は伺っております。そして、テレビで報道された画面を見てみますと、桜木町でありますとか、宇曽利川には自衛隊に親近感を持っている方がかなりいらっしゃる。そういう中で二度と起こすなよということは言うておるようですが、おわびの言葉は素直に受けとめるといふような感じがあるようでございます。

私どもは、この海上自衛隊は、海上保安隊の時

代から大湊町が町を挙げて誘致をした部隊でありますから、その関係を友好的なものにするために、歴代の市長も、私もまた努力をしてきたつもりであります。それがこのような不幸なことで友好関係が崩れることは非常に残念なことでありますので、こういういい関係を、五つある総監部のうちでも大湊が一番住民との関係がいいと言われておりますので、その関係を再構築して、以前よりもいいものにしていくために我々も努力しなければなりませんし、総監部もこのような不幸なことを再発するようなことがあってはならないということは強く申し入れをいたしております。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 再発防止には全力を尽くしていただくようよろしく願いして終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。  
18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 私は、漁師に生まれて、小さいときから陸奥湾での自衛隊の模擬実験あるいは実弾射撃の訓練をよく見て、非常に漁師の立場から見ると、危険だなとは思っておりました。ことは、そういった訓練がなかったのが、安堵の胸をなでおろしていたやさきに今回の事件であったわけであります。銃口を陸地に向けるとか、どこかに向ければいいというお話で議論になっておりますけれども、仮に海に向けて漁師の人たちに当たった、あるいは遊漁船に当たる、あるいは上に向けて飛行機に当たったということになれば、どこに向けたって同じだと私は思うわけです。ただ、私今申し上げたいことは、今回の報道を見まして、残念ながら、木村太郎副長官が市長のところへ謝罪に伺ったときの新聞報道の写真を見まして、非常に残念に思ったわけです。受ける側の市長が座ったままで、後ろから髪の毛の薄いところだけが映っていると。私は、非常に残念に思ったわけです。

これは、マスコミの報道の仕方が非常に偏ったのかどうか分かりませんが、もっと市長が厳しい顔を向けて映っておれば、市民はかなり安堵の胸をなでおろしたのではないかと思うのですが、市長としてはどのようなお考えでしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私は、立ったままで副長官のお話を聞こうと思っていたのです。座って下さいというふうに要請されたのです、木村副長官から。素直にそれに従ったということでありまして。旧知の仲でありますし、私どもも支援している立場ということもありますので、向こうは副長官という、そういう立場の方でありますから、おっしゃることに素直に従ったということでありまして、髪の毛の薄いのはお互いさまでございますけれども、特にあれはよく光って映っておりましたので、これから整髪に気をつけようと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そんなことだろうと思ったのですが、やはり市民としては、市長が厳しい顔をああいう場面の報道写真なりテレビの画面に映っておれば、ああ、市長はよくやっているという安堵の胸をなでおろします。今後はそのような対応をしていただきたいと希望を申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 取材される方々にも、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。  
22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 私から一言お聞きしておきたいと思っております。

市長は、先ほど横垣議員に対して、実際に市民



に直接的な被害が及んでいないと、だから対応もそれなりの対応しかなかったというニュアンスの答弁をいたしました。それで、これはいわばトップとして、行政をあずかる市長として、危機管理の頂点に立ち、指揮命令をしているトップとして、果たしてそういうことだけで市民が納得するだろうかということが一つあると思います。私は、3人への答弁を聞いて、非常に残念だなと思います。県内に先駆けて国民保護法関連条例を提案し、可決したし、それなりの体制もとったはずであります。当日市議会の議長は、もう夜中から、朝早くから飛んできて、一日じゅう任務についておったというのとは対照的に、行政の長が、しかも新聞でいえば、申し入れを断ったというものもあるわけです。敬老会も大事でありましょうし、古希祝いも大事でありましょう。しかし、市民が生命の安全を今まさに脅かされている、そういうときに、何をおいても市役所に詰めかける、これがだれが考えても当たり前なことではないでしょうか。そういう点では、市民に対して何かありませんか。お聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 6日の8時に総監から電話がありました。人的、物的な被害は生じていないという、しかしこのような事態を発生させて申しわけありませんという電話でありました。

銃弾というのは、発射されて破裂する可能性が、可能性というより、そのためにつくられているものでありますから、それがまだ8時の段階では1発か2発しか見つかっていないと。そのような状況の中で、250人体制で捜索を進めております。その捜索をきちんと進めていただきたいと。その後にお会いしてお話を伺いますと、こう申し上げたのであります。市民の生命、財産をまず第一に守っていただくという立場からの私の判断であります。私どもが行って、現場で捜索に立ち会った

としても、何らの力にもなり得ない。それよりも、隊の本務としている、総監部の本務としている仕事をきちんとやり遂げていただいて、その結果を報告していただきたいという思いを込めて陳謝は陳謝として受け、私の考え方を申し述べた次第でありまして、そのようなことを工藤孝夫議員のようにご理解なさる方もいらっしゃるかも知れませんが、私はあの時点では正しい判断であったと自らを信じておるところであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） つまり事後報告を求めたのみだということです。そうではなくて、やはり先ほど言ったように、トップとしてそういう重大な事態が発生し、市民が場合によっては大きな被害をこうむる可能性があるわけですから、そのときに私がいなくてもいいだろうというふうなことではなくて、やっぱりトップの市長が市役所に詰めかけて陣頭指揮をとる、待つ、情報収集に当たる、これが当然だと私は思います。

そこで、最後に聞いておきたいわけですが、新聞報道によれば、もし市民に危害が及ぶようなことがあれば、どんなに酔っぱらっていても私は起こされたいだろうと。つまり裏返せば、市民に被害が及ばなければ今の状態でいくということにもなるわけです。今後もそうなさるおつもりですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今後このような事態が発生しないように強く要請をしておるところでありまして、災害その他の緊急事態には役所を挙げて対応できる体制を昨年からつくり上げております。その中での判断であります。私事ではありますけれども、秘書課の職員が私の70歳を祝ってくれる席をつくってくれて、その席で飲んだ酒でうちで寝ていたということですが、そこにちゃんと市役所から連絡が入っています。入っていますが、家内がいろいろ聞いた結果、事態は人的、物的な被害

が生じていないということを確認して、それではということで私をあえて起こさなかった、こういうことでもあります。被害が発生していたら、何をしておもたたき起こして陣頭指揮をしなければならなかったでありましょうが、夫婦の間の関係プレーでそういう結論になっておりますし、翌日朝6時に起きまして、その報告を聞き、そして総監から電話を受け、その中で捜索に全力を尽くして、いい結果を早く出してほしいという要請をしたところでもありますので、そのような私の心境を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 私がお聞きしていることに真っ正面から答えていただきたいのですが、住民に、物的あるいは身体的にも影響が及ばないということになれば、今のような形で今後も対処していきますかということをお聞きしました。これについて端的にお答えください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ケース・バイ・ケースであります。自然災害であれば、どこで何が起きるかわかりませんから、これは協力し合って対処しなければなりません。今度の場合は、20ミリ砲の暴発であります。そして、その結果が既に出ている。そういう事態に対応するのに、現場に踏み込んで、いわば捜索のある意味では足を引っ張るような形になる可能性もある。それよりも自衛隊の本務であるそういう発生させたことに対する対応をきちんとやってほしいと。これは言葉で伝えてあります。電話で申し上げております。それが不十分であるというのであれば、今後発生する可能性の方を予感しているのです。ありますか。

○議長（宮下順一郎） 3回の質疑でありますので、市長もその部分で、質疑者にご答弁を求めようなことのないように答弁をしていただきたいと思います。

○市長（杉山 肅） つまり報告を聞いて、人的、物的な被害が生じていない、助役以下の危機対策担当の者がその対応をしているという報告を受けて、それではこれ以上の行動を控えた方がよろしいだろうという考え方で、捜索の進展を期待したというのが私の判断であります。

（「最後に」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 会議規則上、お許しをいただきたいと思います。そういうことで、議会運営上のご協力をお願いいたします。ご協力ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### 日程第2～日程第19 議案質疑、委員会付託、一部採決

##### 議案第66号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例についてお尋ねさせていただきます。

まず、この支援事業というところを見ますと、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業というのがありまして、こういう事業は今まで実施されていた事業なのかどうか、それともこれから始める新たな事業なの

かというのをお聞きしたいと思います。

それと、実施されているのであれば、今まではその料金は有料だったのかどうか。

次であります、これを見ますと、利用者の半年間の負担総額、これ補正予算の方と照らし合わせてみたら、半年間で15万3,000円というふうに記載しておりましたので、これでよいのかどうか。そして、利用者というのは何名分として計上されているか。そして、訪問入浴事業の手数料収入が補正予算では計上されていないのでありますが、これはなぜなのかという。ほぼ利用しないという予定でそういうふうには計上されていないのかどうか。

そして、最後ですが、半年間で15万3,000円です。それから、大体年間30万円というふうには利用者が負担するということを考えてみますと、たった30万円です。この30万円について、私はやっぱり負担を求めるのは大変つらいものではないかなと。本人負担は何とか軽減免除というふうな考えは持てないものかどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、お答えいたします。

3点ほどのお尋ねと受けとめましたけれども、まず1点目でございますが、生活支援事業について、今まで実施されていた事業なのか、それとも新たな事業なのか、また実施されていたならば、料金は有料であったのかというお尋ねでございますが、これは条例第2条に定める移動支援事業、日中一時支援事業は、従来の支援費制度の中で、訪問入浴事業は障害者自立支援等推進事業の中で、さらに日常生活用具給付等事業は、青森県重度身体障害者・障害児日常生活用具給付等事業で行われておりました。また、利用者負担についてでございますが、応能負担でございます、世帯

等の所得により利用者負担がございました。これが第1点目でございます。

それから、第2点目の利用者の半年間の負担総額は15万3,000円でございます。また利用者数、さらには訪問入浴事業の手数料収入が計上されていないが、どういうわけかというお尋ねでございますが、これについては予算関係のお尋ねと思えますけれども、本議案とも関連いたしますので、お答えをさせていただきます。

まず、歳入に計上されております手数料15万3,000円は、訪問入浴事業を除いて現段階で予想される利用者負担であります。また、対象者数につきましては、日常生活用具給付等事業が82名、移動支援事業では5名、訪問入浴事業では6名、日中一時支援事業では44名をそれぞれ想定いたしてございます。

また、訪問入浴事業については、既に当初予算で計上してございますので、補正は行いませんでした。ちなみに、10万円を当初予算で計上してございます。

それから、3点目の年間だと30万円の利用者負担、軽減免除の考えはないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、利用者負担については法定給付と同じ1割負担を考えておりますが、単純に算式どおりにはまいらないと、このように思っております。今後の利用者あるいはサービスの利用料等、そして利用者負担の上限額等々によりまして、総体の利用者負担額が決まってくるものでございます。

また、法定給付と同じ月ごとの利用者負担上限額を設定することによりまして、第3条において設定しておりますけれども、低所得者の方の軽減策を講じてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） いろんな介護保険とかというものには、障害者自立支援法の関係のものでも低所得者に配慮するという表現が大変多くて、再度そのところを確認したいのですが、この低所得者というのは、これはあくまでも生活保護を受けている方のみが対象ということで理解していいかということで、再度答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

低所得者という考え方でございますが、これにつきましては、条例案の第3条の方に利用料の負担上限月額ということで定めてございまして、1号から4号までそれぞれ定めてございます。1号につきましては、3万7,200円が上限額、そして2号につきましては、市町村民税の世帯非課税者で2万4,600円、それから3号につきましては、やはり市町村民税の非課税世帯であるけれども、所得に応じての対象ということで1万5,000円、それ以外の方についてはゼロという形で区分がなされてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今の保健福祉部長の答弁を聞いて、市長に確認したいのですが、3万7,200円とか2万4,600円の上限が設けられたとしても、こういう事業を利用する方にとっては大変大きな負担だと私は思っております。まず、その点で市長はどう思うのかということと、やっぱり年間たった30万円ぐらい、市長は何か庁舎移転で、もう数十億というお金をすぐに用意するような、そういう事業をこれからやろうということで、ところがこういう30万円という、こういうのについては一切軽減とか免除、そういうことをしようとしなさい。ぜひとも市長については、これについて前向きな軽減免除の考えはないかどうかお聞きしたい

と思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） お手本に従ってつくっている条例でありますから、そこにそう定めてあるのです。4条をお読みいただければ、免除という項もあります。3条は、これは減免の措置であります。4条は免除です。全部お読みになってください。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 私は、新しい条例の制定ですので、横垣議員の質疑とはちょっと角度を変えた立場で通告をしてあります。

まず第1点は、第2条の1号から4号の支援事業であります。むつ市としてなぜこの四つの支援事業だけに区切ったのか、そのことをお聞きしたいと思います。それ以外の需要がなかったのかどうか、それが第1点です。

それから、2番目は、今も話がありましたが、第3条利用料の負担上限月額についてであります。これは生活保護を受ける方と低所得者の間に階層を設けて、段階をつくって負担軽減をするというお話なのですが、実際見ますと、所得者の均等割の非課税、あるいは世帯全体が非課税になると、そして低所得者の第1点、第2点という形で設けてあるわけでありまして。したがって、生活保護の対象とならないよう、一定所得以下の者に対する本来の月額負担を上限より低い上限を適用するという条例の規定の仕方でありまして。それはそれとして理解できるわけでありましてけれども、肝心のこの非課税世帯というものが、今年度の、昨年度以来の税制改正でかなり多くなってきているという状況にはないわけです。むしろ課税世帯が多くなっているという実態を考えたときに、私は市としてやはり上乘せ、あるいは横出しの部分が

考えられなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

以上、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず1点目の第2条にかかわる部分の支援事業の中で、むつ市として四つの事業に限ったのはなぜかというお尋ねでございますが、あくまでも今回条例としてご提案申し上げてご審議をお願いしておりますのは、利用料をいただく事業が4事業ということでございまして、そのほかに利用料をいただかない事業も予定してございます。これについては、四つほど予定してございまして、まず一つには、相談支援事業ということでございます。これは、各種の相談業務に対応するというもので、今年度から保健師1名を配置してございまして、そういう専門的な相談業務に対応すると。さらには、介護保険制度の地域包括支援センターというのが今年度からスタートしてございますので、そちらのセンターとの連携もとりながら対応してまいりたいと。さらには、自立支援協議会を設置しまして、困難事例への対応を強化充実したいと、このような事業でございます。

それから、二つ目にはコミュニケーション支援事業ということで、これは手話通訳者の配置でございまして。この手話通訳者の配置につきましては、既に当市におきましては平成8年から1名を配置してございまして、それをさらに充実強化させていただきたいということと、さらには手話通訳者の派遣、さらには利用者が遠方で利用する場合に派遣を委託するというような新規の事業も考えてございます。これらは、いずれも無料ということでございます。

そのほかには、三つ目ですけれども、地域活動支援センター事業ということで、これは障害者通所サービス事業、あるいは小規模作業所というこ

とで、例えばハートランドさくらという精神障害者の施設があるのですけれども、さらにはアクセス工房という、やはり同じような施設があるのですけれども、これらの社会福祉法人等が行う事業、例えば創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業等々、これらの事業を実施いたします法人等に対しまして、社会福祉法人等に対しまして補助を行う事業ということになります。これが地域活動支援センター事業でございまして。

それから、四つ目でございますが、社会参加促進事業ということで、これは自動車の改造、自動車の改造と申しますのは障害者用に改造するというものでございます。さらには、自動車の運転免許取得に対しまして、一定の上限額を設定しまして助成する事業、この四つをさらに独自に地域生活支援事業として実施する予定でございまして。したがって、むつ市の方で実施いたします地域生活支援事業は、条例でご提案申し上げております有料の4事業と、今私が申し上げました無料という四つの事業の計8事業をメニューとして予定いたしてございます。

それから、もう一点の非課税世帯に対する市として上乗せを考えないかというお尋ねでございますが、あくまでも今回の障害者自立支援法の趣旨にのっとりまして、その趣旨が、サービスの費用をみんなで支え合うために、サービスを利用したら、原則として費用の1割を負担しますという制度でございまして、ただそこに所得に応じて上限が決められておりまして、低所得者の方に配慮した軽減策が当条例でも第3条で掲げてございますけれども、この範囲で対応してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 予算書の方にわたるのはなんなのですが、事業主体として 型、型、型というので出ております。今回のむつ市政だよりも精神障害者生活訓練施設に対してこういった事業が募集要項が出ております。そういったことで、その中身につきまして、もっときめ細かな、今お話しのような負担金をいただかない形での内容のものもPRをすべきだと私は思っております。そういった意味で、今後のPR体制というものの確立を求めたいと思います。

そこで、第1点の利用事業なのですが、利用事業の中で特に大事なものは、2条の1項2号、移動支援事業だと思うのです。確かに現状での結果としてこういうご報告、回答をいただいているわけですが、やはりこの移動支援事業というのは、障害者の立場からすれば、一番大きな問題になるかと思っておりますので、その分について、今後どういう拡充方法を考えているのかお伺いしたいと思っております。

それともう一つは、先ほど部長の答弁の中で、横垣議員への答弁の中で応益負担というようなことでお話が出たのですが、障害がある方が、それでは応益なのかと、こういうような議論が生まれ、定率負担と法律をつくる段階では名前を変えておりますので、部長が今後発言されるときには、応益負担という言葉はやめていただきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

それから、二つ目の3条の関係なのですが、今市役所の中では大きな非課税世帯という対象というのは、ごく限られたものになっているはずであります。限られたものの中でも、なおかつ選別されるわけでありまして。したがって、私はその内容をもっと精査して、きめ細やかな対応していただくのが対応だと思います。市長が先ほど横垣議員への答弁で、4条の免除があるということですが、その免除そのものも大いに活用して、そして市民

が明るい形で、障害を持ちながら生活できるような仕組みを考えていくべきだと思いますけれども、その点についてもお考えを重ねてお伺いしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず1点目のPR体制の確立というお話でございますけれども、全く議員おっしゃるとおり、PR体制につきましては、今後十二分に強化してまいりたいと、このように考えてございますが、ただ障害者自立支援法につきましては、ことしの4月に施行されまして、これまで身体、知的、精神とサービスがばらばらであったものを一元化しまして、どの障害の方も共通のサービスを受けられるようになった制度でございますけれども、ただこの新しい障害サービスの始まるのがもう来月の10月からなのですが、ただ国の方針がいまだに確定しない部分がございます、不透明なものが一部ございます。その辺では、私どもも一番その対応に苦慮いたしているところでございますけれども、しかしながら今申し上げましたように、10月からスタートする制度でございますので、あくまでも利用者にはご迷惑のかからないように努力をいたしている状況でございます。国の方針が一部確定していないものもございますけれども、それらが確定し次第、いろいろな広報媒介を利用してPRに努めてまいりたいということでご理解をいただきたいと存じます。

また、議員の皆様の方にも、この障害者自立支援法関係のパンフレットを、大変遅くなりましたけれども、先般ようやく準備できましたので、ご参考にしていただきまして、本制度をご理解いただきたいと、このように思っております。

それから、2点目の事業の中の移動支援事業の拡充方法ということでございますが、これにつきましては、やはり議員おっしゃるとおり、障害者

が移動する手段に対する支援策ということでは非常に大事な事業であろうと、このように認識してございますので、いろんな現在も実施している車両輸送事業とか、それらを組み合わせながら、障害者のサービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、3点目の応益負担という話はおかしいのではないかと、定率負担というのが正しいのではないかというお話でございますが、全く議員おっしゃるとおり、定率の1割負担という法の趣旨でございますので、今後はそのように統一させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、4点目のきめ細やかな対応ということで、減免あるいは免除等々含めた対応をすべきではないかというお話でございますが、これにつきましても法等の新しい制度の中で最大限活用して対応してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたい、このように存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） この議案は、委員会に付託になると思いますので、そちらの方の議論の深まることを期待して、質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第67号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 議案第67号 むつ市分庁舎設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） まずお尋ねしたいことは、これは脇野沢庁舎が新しい場所に移転して、9月19日から業務を開始するということです。長年いろいろ問題を抱えてまいりましたけれども、ここまで来たということには、まずお礼を申し上げたいと思います。

そこでお尋ねしたいのですが、この条例によりますと、条例そのものは地方自治法第155条第1項に基づいてつくったということになっているわけでありまして、ご案内のように、第155条第1項というのには、市町村の場合は支所または出張所がこの条例によって設定されるとなっております。私は、現在の分庁舎の機能を見まして、果たして支所、出張所と言える機能を持っているのかどうかという考えを持っておりまして、今お尋ねをするわけでありまして、私の考え方とすれば、第156条の一つの機関があそこに存在しているのではないかと考えているわけなんです。したがって、まず第1点は、ここは支所なのか、出張所なのか、あるいはまた他の機関なのか、それをお聞きしたい。これが第1点です。

それから、第2点は、そのような疑問の中で、所長の権限というものが非常に薄められておりまして、果たして支所なり出張所としての機能ができていくのかどうか、疑問に思っているわけでありまして。そういった意味で、私はこれを機会に今後川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎の所長の権限のあり方というものをもう一遍見直していただくことが必要ではないかと考えているのですが、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それでは、お答えいたし

ます。

分庁舎設置条例の地方自治法の根拠と解釈ということかと思えます。2点目は、分庁舎の所長の権限の拡大のお尋ねかと思えます。順を追ってご説明申し上げます。

先ほど柴田議員がお話ししたように、この分庁舎の根拠となる地方自治法につきましては、第155条にいいます支所または出張所、この条項で設置したものでございます。といいますのは、この分庁舎設置条例の本文でうたっておりますけれども、事務の一部を所掌するという位置づけにしておりますので、根拠条例は地方自治法第155条第1項で設置しておりますので、当方としては第156条の条文を適用したその所長ではないと理解いたしております。

それから次に、分庁舎の所長の権限でございます。ある意味では、分庁舎の所長は、分庁舎の総合調整権を持ってございます。さらに、本庁舎との調整権、ある意味では極めて重要な権限を持ってございます。ただ、議員ご指摘のように、事務分掌だけをとらえますと、何かあたかも権限が少ないかのように思われますけれども、本庁舎の部長以上に分庁舎の権限はかなりのものを持っていると思っております。議員指摘のありましたその権限の見直しにつきましては、合併から2年たちますので、今後ふぐあいがある部分につきましては、これからも検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 第155条第1項ということであれば、これに対して行政実例が出ておるわけがあります。ちなみに、ちょっと読み上げてみますけれども、本条例第1項に規定する支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は交通不便の地あるいは市区町村の廃置分合等により従前の市区町村役場を廃止せずして支所とす

る場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものであるというのが一つです。二つ目は、支所は市区町村内の特定区域に限り、主として市区町村の事務の全般にわたる事務をつかさどる事務所を意味するものに対し、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向がなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所または町村役場の窓口の延長という観念であると、こう書いてあるわけです。したがって、私ずっと見ていまして、どうもどちらにも属さないような感じを率直に思っているわけです。部長が2年たったので見直すというようなお話もありますので、その辺市長から最後、どういう形で今後所長のあり方というようなものを考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 分庁舎という呼び方にしておるのは、合併協議会での議論を踏まえてのことでありまして、支所ということになりますと、いわゆる今行政実例をお読みになられましたように、小型役場なのです。全部の機能を持たせなければならぬ。そしてまた、出張所ということになりますと、地域の住民の方々の感情的な部分を悪く刺激するのではないかという配慮があって、それで分庁舎ということにして、支所機能のうちの庶務部分を大幅に削減する、そして分庁舎の長には権限的には大きなものを与えておく。こういう地方自治法が想定し、行政実例に書いてあるようなことと、また少し異質な存在として分庁舎を用意したということでもあります。総務部長からも答えましたが、どの部分をどのようにすればいいかという検討は、これだけの経験を積んでまいりましたから、その中で再検討を加える時期もあるかと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑



を終わります。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。43番千賀武由議員。

(43番 千賀武由議員登壇)

○43番(千賀武由) 議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、私は今後の参考といたしたいので、あえてお尋ねいたします。ご理解を願いたいと思います。

1点だけお願いいたします。

この事業で該当となる母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の各地区、むつ地区、大畑地区、川内地区、脇野沢地区ごとの人数についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

ひとり親家庭等医療費の地区ごとの人数ということでございますが、まずお断りしておきたいのですが、ひとり親家庭等医療費給付のシステムについてですが、本庁におきまして、4地区一括管理をしている関係上、各地区ごとの集計が出せませんということで、大変恐れ入りますけれども、むつ市一本での数値ということでご了承いただきたいと存じます。

まず、母子家庭ですが、810世帯、対象児童が1,180人、それから父子家庭ですが、60世帯の対象児童が91人、それから父母のいない養育者家庭ですが、10世帯の14人、合計で880世帯の対象児童数が1,285人、これは最も新しい9月現在の数値でございます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) 43番。

○43番(千賀武由) 今後の参考にいたします。ありがとうございます。

○議長(宮下順一郎) これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第69号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第5 議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。43番千賀武由議員。

(43番 千賀武由議員登壇)

○43番(千賀武由) 議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について市長にお伺いしたいと思います。

この件につきましては、一般質問で工藤孝夫議員が通告をしておりますが、私もこの質疑について通告をしておりますので、お聞きしたいと思います。

市では、現在この事業での支払いについては償還払い、すなわち医療を受けた領収書を申請書と一緒に提出いたしまして、その提出されたものについて、その月の月末に指定した口座に振り込んでいる償還払いをしていると思いますが、お子さんを持つお母さん方の手間を軽くするためにも現物給付をするお考えは市長にないか、お伺いしたいと思います。

それと参考に、現在この現物給付は県内でどの市町村がやられているか、もしわかっておられましたらお知らせを願いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

乳幼児医療の医療費につきましては、現在国保の零歳児のみの方が現物給付となっております、その他の方については、ご指摘のとおり償還払いという形をとっております。これを対象者すべてに拡大することは、市民あるいは市におきましても多くのメリットがあるということは十分承知しているところでございます。この問題につきましては、さきのむつ市議会第188回定例会におきまして、濱田栄子議員の質疑にもお答えしたところでございますが、県の補助事業として実施している関係上、当然県と連携を図りながら対応

してまいりたいと考えているところでございます。

現物給付の実施方法ということでは、まず一つには医療費の請求機関である国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託する方法と、もう一つには医師会にお願いする方法の2通りが考えられますが、請求機関に委託するには、市が独自で、あるいは県内の自治体が共同で実施処理する事務処理を委託することとなりまして、これには請求機関のシステムの変更を伴うことから、膨大な経費がかかることが予想されるところでございます。

また、医師会にお願いする場合は、各医療機関の負担とならないよう十分な協議が必要であろうと考えているところでございます。いずれにいたしましても、市民から強い要望のある事項でございますので、今後県を初めといたしまして、関係機関と協議を行い、実現に向けて努力していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、もう一点の県内他市の現物給付を実施している市はどこかということでございますが、これにつきましては、弘前市、八戸市におきましては、医師会の協力を得て現物給付をしているということで聞いてございます。また、十和田市は、やはり協力医療機関のみの一部の現物給付といえますか、協力できる医療機関のみの現物給付を実施して、あとは償還払いという形をとっている状況ということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 43番。

○43番(千賀武由) 部長には、大変ありがとうございました。市長の気持ちと伺って、了解したいと思います。

また、やっぱり現物給付となるものは、先ほど部長が言ったように、各病院とのコンピューター

関係、その準備費用、システム開発、運用経費、これらは私も十分認識しております。市の状況を見きわめながら、ぜひ検討してください。お願いいたします。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第70号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

本議案は、現役並み所得のある70歳以上の被保険者を2割から3割に引き上げるという中身を含んでいる議案であります。70歳以上の現役並み所得という方は、このむつ市に何人いるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

70歳以上の現役並み所得の方、国民健康保険のいわゆる前期高齢者の方ですけれども、むつ市には該当者は90人、前期高齢者の総数が2,265人のうち90人が現役並み所得の方ということになります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第71号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 今回も1点だけお願いいたします。

この議案読んでいまして、なかなかよく理解できないところがあるのですが、この中には第3条で670万円を600万円に改めるとかということでありますので、それなりの対象の方がふえる、そういう中身の条例改正かなというふうに思いますので、重度心身障害者医療費支給の幅といいますが、サービスというか、そういうのは狭くなるのか、悪くなるのか、よくなるのか、そこら辺ちょっとご説明してもらえればと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

670万円から600万円の引き下げで、幅が狭くなるのかとのお尋ねでございますが、今回の改正につきましては、国民健康保険法の施行令で定めまます高額療養費の上位所得者の算定基準が670万円から600万円に改正されまして、これがこの算定基準額を支給の制限額に用いておりますことから、法改正に基づきまして、県の事業実施要領が改正されて、そして市もこれに準じて条例を改正するというものでございます。

この上位所得者の所得金額が今回の改正で70万円下がったわけなのですが、上位所得者世帯の所

得金額が低くなったことによりまして、支給制限の対象世帯が多くなることをご指摘のとおり懸念しておりましたけれども、今のところ改正前と同じく対象者はないというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 二つばかり考えておったのですが、一つが今横垣議員のご質疑の中にありましたので、高額医療の関係で基準が下がったから、同時に基準を下げたという考え方のご回答でしたので、それは省きます。

私は、附則の改定なのですが、実は私の友人で3日ばかり前に、「あなたは10月1日から重度心身障害者医療費支給の対象にはなりません」と、こういう通知文書がその世帯に配布されたようです。従来は、ご案内のように重度心身障害者は、その障害者自身の所得でしたが、さきの改正の際に世帯全員という形の中で、世帯の所得算定をして、そのうえで対象者が選ばれるということになりまして、その毎月の医療機関に払った額の支払い額の、金額にしては70円だそうです。本人は、70円だからというようなことだったのですが、実際進行状況等を考えた場合、もっと高くなるわけですが、それだけ病院に通う回数を少なくしてきておったのだと。今回除かれましたと、こういう文書でお話があったわけです。

そこで、お尋ねしたいことは、県が進めている事業ですから、県がだめになれば市も同じにだめにするという仕組みが随分多いわけです。確かに市が財政的に切迫している事情はわかりますが、市民の健康とか市民の生活を支えるという立場からするならば、私はこの施行期日が少なくとも平

成19年1月1日まで延ばしてやれなかったものかと、こう思っているのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

施行期日の関係でのお尋ねでございますけれども、あくまでも法改正が8月30日に公布されまして、その施行期日が平成18年10月1日ということでございますので、それに準じての施行期日ということで私どもも対応してまいっておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 確かにもともになる高額医療、国保に関連する高額医療の分の国の制度そのものは変わりましたが、心身障害者医療費支給というのについては、やはり県と市が合体して実施してきた事業なわけですから、そこは市としても、ただ県が下げたから、市も一緒に下げるのだという姿勢は、基本的に私はいかなるものかと思っているわけです。ですから、そういった意味で今申し上げたわけです。

ただ、この議案そのものがこれから常任委員会の審議に移りますので、そういったことを含めたご審議をお願いして、質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これでは柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第72号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第8 議案第72号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号はこれに同意することに決定いたしました。

#### 議案第73号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第9 議案第73号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第74号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第74号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第75号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 議案第75号 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第76号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。5番堺孝悦議員。

(5番 堺 孝悦議員登壇)

○5番(堺 孝悦) それでは、通告に従って質疑させていただきます。議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算ということです。3点ござ

います。

予算のほとんどが雑入ということで補正で上がってきました。雑入というと非常に範囲が広くて、どこらまでが雑入と言ったらいいかわからないと。そういうことで、現在市長が考えておられる雑入に該当するような項目があれば、それをまず提示していただきたいと。金額をです。

それから二つ目、バイオマス、これも生物の、植物体系の利活用なのですけれども、現在補助金をつけるということになっています。補助金については、見直しをしなければならないということになってきているわけですから、そのバイオマスの実態、それからバイオマスの見通しを示していただきたい。

それから三つ目、むつ商工会議所の共通商品券に補助金を出す。これがいつのころからそういう補助金の対象になっているかわかりませんが、私たち郡部から見ると、これはちょっと。今郡部の方が苦しいのに、やはり中央部だけでいいのかという点から、この共通商品券について、どういういきさつで、その数字はいかなる予算措置の中で出てきた数字か、これをまず伺いたいです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 堺孝悦議員お尋ねの第1点目についてお答え申し上げたいと存じます。

今回のアークスプラザへの市役所庁舎の移転については、土地及び建物の取得費にかかわる財源は、すべて雑入といたしておるところであります。これは旧アークスプラザにかかわる財源がいまだ確定していないという状況があるからであります。財源につきましては、複数の企業からの支援を仰ぐという考え方で取り組んでまいりたいと思っております。また、リニューアルに必要な費用等については、合併特例債の活用も図っていきたいと考えておるところでございます。いずれにつきましても、現在最大限の努力をいたしておる

ところでございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） お答えいたします。

バイオマスの利活用の問題でございますが、具体的なエネルギー資源としてのバイオマスの利活用事業は、現在むつ市では実施されてございません。今回お諮りしているむつ市バイオマス利活用事業費補助金は、家畜排せつ物を適正に処理して、良質な堆肥を生産するために堆肥の切り返し作業機、これは攪拌機、パケット付きのトラクターシヨベルなのですが、それを導入いたしまして、効率的、効果的堆肥化作業を行い、地域内資源循環型農業を目指す斗南丘酪農農業協同組合に対して補助金を交付するものでございまして、将来の見通しについてでございますけれども、家畜排せつ物のエネルギー利用については、むつ市地域新エネルギービジョンにおいて、農業、畜産、水産、林業残渣を利活用するモデルプロジェクトとして水川目地区の牛ふんプロジェクト、大畑の養豚地区の豚ふんバイオプロジェクト等の検討を提案してございます。現在は、水川目地区の牛ふんプロジェクトが実施可能かどうか、検討を進めているところでございます。

また、むつ商工会議所の共通商品券の発行事業についてのお尋ねがございました。これは、今年度11月1日から3月31日まで、平成18年度分として3万7,000枚発行される予定でございます。堺孝悦議員お話ありました、郡部の方でというふうな発言がございましたが、大畑地区と川内地区については、既に普通商品券に対して市からの補助は、今回のむつ商工会議所以前に平成17年度以前からもう出されておまして、2商工会と今回商工会議所ですが、むつ商工会議所とすれば初めてというふうなことになります。3万7,000枚発行される予定でございますが、そのうち大量購入者

に対して10枚につき1枚の割合でプレミアムとして割り増しする予定であります。大量に購入していただきたい枚数を3万枚と見込んで、その3分の1の1万枚のプレミアム分1,000枚として100万円を補助するものでございます。むつ商工会議所では、香典返しなどでまとめてご利用いただいで、共通商品券の普及と定着を期待しておるといふふうに承っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） それでは、再質疑させていただきます。

雑入については、具体的なものは市長は述べられておりません。複数の企業、これだけの買い物をするのに、おいそれと出せる企業が果たしてあるのかというのは、私は首かしげたくなるけれども、あるところにはあるのでしょうかということで、市長が腹づもりの中で、いずれ出してくるでしょう。ないそでは振れないはずですから、あるものを出してくるでしょう。

それと、合併特例債も視野に入れていると。これもやはり合併に際して、十分合併特例債の用途については協議した結果を踏まえないと、やはり地域住民から相当の疑問が出てくると思うので、やはり住民の、市民の十分なる理解と、それから市長の考える市政において必要欠くべからざるのだという必要性を十分はからないと、非常に格差社会がまた始まると、そういうことになります、市長。そういうことで、できるだけ早く、具体的に予算措置の中身を新聞報道よりも先に我々に出さないと、我々は後手後手に回って、既に議会はもう承認したと言われるくらい我々にとばかりが来るわけですから、その辺市長も考えてほしいと、そういうことです。質疑ですから、私見は述べるなということ。そういうことで、これくらいにします。

それと、バイオマスについては、今も言ったように、将来性非常にあるわけです。それから、高齢化社会において、農業というものがやはり非常にウエートを占めてくるわけですから、バイオマスについては相当シルバー人材センター等の絡みもあると思いますので、僕はこの下北においては漁業振興と同時に、もう一回洗い直しして、高齢者による農業も十分視野に入れた産業として取り組んでいただきたいと。堆肥をもう一回循環して使うというのは非常にいいアイデアだと私も思っていますので、ぜひそれもなるべく官ではなくて民にやらせて、効率的にやらないと、予算消化に終わるといふ弊害もあります。

それから、もう一つ、商工会議所の共通券の推移は聞きました。大畑は、もう使ったと、そういうことです。ただ、1市2制度というぐあいには言っていないのかどうか分かりませんが、商工会議所と商工会と二つがあるわけですし、これがいずれどのような形で進むか、まだ私もわかりませんが、市長ご存じのとおり、地域の経済を活性化するためには非常に有効な手段なのです。市長もご存じのとおり、矢祭町で全国に先駆けて税金のかわりに使えるというのを出してまいりました。私も大畑町商工会の会長と会って、こういうやり方もあるのだと。そういう点では、スタンプの使い道も、もっと幅広く行政側も情報を入れながら、既に先例があるわけですから、スタンプがただ単におまけのものではなく、実生活の上で納税という大事な部分でとらえると、これも利活用できると思うので、この辺の視野も商工会とともに協調しながらやってほしいと思っています。

たくさんの通告者もあり、私も一般質問を控えていますので、ここで懲罰を食らうとまずいので、この辺でやめますけれども、本当に季節はあっという間に過ぎました。この秋に実りの秋を迎えます。この補正が渋ガキになるか、甘ガキになるか、

十分論議をしていただきたいと。

これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これでは孝悦議員の質疑を終わります。

次に、58番齊藤孝昭議員。

（58番 齊藤孝昭議員登壇）

○58番（齊藤孝昭） 質疑の前に議長にお願いがあります。行き過ぎた内容や議案と関係のない内容となった場合は、構わず制止していただければ大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について質疑します。初めに、総務管理費の臨時職員賃金のことではありますが、提案理由では中途退職者の補充のために臨時職員を採用するということではありましたが、中途退職者は何名で、臨時職員は何名採用するのか。その臨時職員の仕事の内容は何で、何カ月雇用するのか。また、臨時職員を採用する考えではなく、歳出抑制のために職員の異動などにより仕事をカバーする考えはなかったのか、お聞きいたします。

商工費のむつ商工会議所の補助金については、通告しましたが、ただいま説明を受けたので、質疑しないことにします。

また、同じなのですけれども、教育総務費、臨時職員の賃金、同じく退職職員数は何名で、臨時職員は何名採用するのか。臨時職員の仕事の内容は何で、何人か。職員の異動により、その仕事をカバーする考えはなかったのか。

また、体育館管理費の60万6,000円、臨時職員賃金とありますが、追加で雇用する理由をお知らせください。

続いて、今話題の新庁舎移転事業についてです。庁舎移転について、具体的にいつごろから、どのような方法で検討していたのか、市長にお聞きします。

庁舎移転検討委員会などを設置し、多数のさまざまな意見を聞くための組織をつくって意見を聞かなかったのはなぜか。

3番目に、むつショッピングセンター中央店があった土地は、都市計画で商業地域の指定となっておりますが、都市計画の見直しをするのか、また仮に庁舎が移転したとして、周辺整備をどのように行うのか、ビジョンの公表あるいは説明をいつするのかお聞きします。

4番目として、庁舎移転が実現したとして、旧庁舎の活用はどのように行うのか。

5番目、むつショッピングセンターが倒産しなかった場合、新庁舎新築をどのように進めようと考えていたのか。

以上、お聞きします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 庁舎の問題についてお答えをいたします。

現在本庁舎として使っております建物は、昭和43年の十勝沖地震において大きな被害を受けました。3階がつぶれるという被害と同時に耐震性がひどく悪くなっているという状況にあります。また、これは昭和37年の建築でございます、そのころのむつ市の人口が3万7,000人ぐらいだったわけではありますが、現在は旧むつ市だけで5万人、合併して6万7,000人という人口になっておりますが、合併した三つの町村のすべての方々が本庁舎においでになるということではありませんが、それにしてもやはり幾分かの方々が合併した町村からも市の庁舎においでになる。そのために、継ぎはぎだらけの建物になってしまっているのが現状でございます、それも合併に伴う事務改善を進めるためにレイアウトを大分いじりました。そのために、私もどこへ行けば何があるのか、きちんと覚えておられないような状況でございますので、そういう状況が市民の方々にも非常に心



理的に負担になる部分があるのではないかと。

要するに地震に対する耐久度が落ちている、それと狭くなっている。レイアウトが非常にがちゃがちゃしてきている、こういう三つの要素がございまして、建設しなければならないという立場で検討を加えてまいりました。ただし、庁舎を建設する場合は、一つは積立金を50%持たなければならない。現在のむつ市の財政では、積立金を積めるだけの余裕がない。新築するとすれば、おおよそ20億円を超える建設費がかかるだろうという考え方からいきますと、10億円以上の積み立てをしなければならないということになります。とてもそのような積み立てをする余裕がなかったということが背景にございます。

また、同時に合併に伴うこともありますが、それ以上に市民が自家用車を使うという時代に入ってまいりまして、駐車場が非常に狭隘になっておる。現在は、下北文化会館の北側にあります民間の土地をお借りして駐車場として使っていただいておりますが、市役所職員からも車で来た場合には駐車料を取るといふようなことも検討しているところでありまして、非常に狭くなってきておるといふこともございます。

こういう状況の中で、昨年9月倒産したむつショッピングセンター中央店アークスプラザ、これの利活用の方法はいかがという相談がございました。そういう状況の中で、特に議員各位にもご説明をしないまま検討はしてまいりました。2月ごろ、これを活用する方法があるのではないかとということに思い至りまして、ただしこれは破産管財人の管理するものでありますから、入手しようとしても、簡単に普通の土地、建物の売買というわけにはいかない条件がついておるわけでありまして、それらについて、慎重に取り組みをいたしてまいりました。

まず第一に、建物が役所の建物として使えるか

どうかという点の検討も実は基本的にはできない状況にあります。つまり破産管財人の同意を、あるいは内諾をもらって、図面を提示してもらわないと検討が加えられないという状況があるわけございまして、図面もあるかないかもわからないというようなことがありますので、雲をつかむような形での購入をするかどうかという検討をしてきた状況でございますが、それらが一段落したことによって全員協議会を開催して概略のご説明を申し上げたというようなことになっておるわけあります。

また、次のご質問であります。都市計画に対する影響であります。一切都市計画上の問題は生じてきません。このことについての説明は、都市計画担当から説明をさせることにいたしたいと思っております。

旧庁舎の利活用をどうするかということですが、申しあげましたように、耐震性がひどく劣ってきておりますので、これを活用していくということは困難であります。また、他の目的に使うこともまた非常に困難であるということで、これは取り壊しをして、更地にかえるということになるかと思っております。

新庁舎の新築についてどういう段取りにしたのだということは、先ほどお答え申し上げましたが、要するに建設費の2分の1の積立金を積み立てないと建設できないという状況でありましたので、全然手当てのできない状況にあったということは先ほど申し上げましたとおりであります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 臨時職員の賃金についてのお尋ねにお答えいたします。

平成18年度の予算編成時におきましては、平成17年度の定年退職者が17名ございました。それから、中途退職あるいは勸奨による退職がふえまして9人分、その時点ではこの退職される方、ある

いは中途退職、勸奨者、この方々の配置については予算に反映させております。できるだけ臨時職員は雇用しないということで予算編成に臨みました。しかしながら、その予算編成が終わった後に、勸奨による退職者が7名、それから平成18年度に入りまして中途退職が3名出てまいりました。さらに、産休あるいは病気休暇の人も予想以上に多く出てまいりましたので、この人数になりますと、正職員の異動等も含んで配置はなかなか厳しいものがございます。そういうこともございまして、今回の補正となったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 斉藤議員の臨時職員のお尋ねにお答えいたします。

教育委員会分といたしましては、今補正で419万2,000円のご審議を願ってございます。内訳としましては、中途退職者1名分、病休1名分のほか、広範囲な事務の増加等によりますもの、またサルの出沒等が広範囲にわたってきましたために、この補充対応職員分として合計6名の職員を9月からの分として計上してございます。

なお、正職員の補充対応につきましては、十分内部的に精査、検討いたしましたものの、退職運転手の方の補充として臨時職員を使うと、かなり財源的には有意な方法を選択させていただいております。

体育館につきましても、1名分を雇用いたしております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 先ほどの市長の答弁に補足説明させていただきます。

都市計画法では、第42条におきまして、開発許可を受けた開発区域内においては、その開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築してはな

らず、また建築物を改築、またはその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならないというふうな前段で来ております。ただし書きがありまして、建築物にあっては、当該開発区域内の土地について、用途地域等が定められているときは、この限りでない。したがって、この地域は平成5年の4月にショッピングセンターを建設するというふうなことを踏まえまして、公聴会や都市計画審議会を経て、その一部を近隣商業地域に用途地域を変更しておりますので、移転することについては、特に問題ないというふうなことでございます。

今触れましたように、国道338号バイパスの道路から南の方は第一種低層住宅専用地域となっております。その北側の方は特に指定がございません。ごらんのように、かなり町並みが変わってきておりますので、いつかの時期をとらえて見直し等の検討をしなければならないというふうな受けとめております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（斉藤孝昭） 余り長々お尋ねすると、次からの議員方の質疑に影響しますので、最後1点にしますが、先ほどの都市計画に関連して、今後庁舎が移転したとして、周辺の整備をどのように行うのかというビジョンの公表、あるいは説明、どのように行うのかということにもう一度お答えしていただきたいと思っております。先ほど答えなかったもので。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 旧アークスプラザを市役所にしたいという考え方が新聞に載ってから、市役所が移るならばということで検討を加えている役所などもあるようでございます。あの通りは、それなりに最近中央という土地の名前にふさわしい顔をしてきておりますので、市役所が移ることが中

央という名を一層その重さを高めるのではないかというふうな思いを持っておりますが、それ以上のビジョンというのは、まだ持ってはいません。町は自然に変わる部分もありますけれども、人工的に変えていく部分もあると思いますので、ただし今のところ、子どもがまちを変えるだけの財政的な力があるかという、必ずしもそれはないわけでありますので、建築確認の際に、そのまちにふさわしいような方向性を打ち出していけるならば、これにすぐることはないだろうというふうに考えております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 最後1点になりますけれども、仮にこの議案が否決された場合、どのような影響があるのか、今考えていることをお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 否決になれば、危ない建物の中で、はらはらしながら仕事をしていかなければならないという、それ以外の選択肢は、今考えられません。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） それでは、まず歳入の18款5項4目1節雑入についてお尋ねいたします。同僚議員の質疑で随分明らかになった部分がございますが、重複してございますが、私なりのお尋ねもしてみたいと、こう思います。

まず、10億1,000万円余りのいわゆる空財源が計上されていますが、これが複数の企業というような答弁がございました。それで、まず市民と議会に説明責任を市長が果たしてきたのかという、この1点。それから、地方財政法第3条第1項では、地方公共団体は法令の定めるところに従い、

かつ合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとうたっています。法令に従った予算計上とのご認識なのでしょうか。2点。

それから、先般新聞でも報道されましたが、改造費、移転費を含めて15億円が必要だという幹部職員の発言が載っておりました。今の答弁の中でも市長は、それについては合併特例債を使うのだという答弁がございました。市長は、ことしの3月の施政方針では、いわゆる空財源のない予算を編成した、それを可能にしたのは中間貯蔵施設あるいは東通村、大間町の原子力発電に伴う電源立地地域対策交付金が大きく寄与した、こう言われました。さらには、6月定例会で平成17年度の単年度収支について、平成16年度決算で累積赤字が22億7,755万円であることから、2億1,062万円の赤字決算の見込みであると。これは、平成17年度当初予算の歳入不足額12億5,650万円から見ると、10億円が圧縮されていると。また、平成17年度の累積赤字30億3,900万円に対しては、5億円が改善されていると提案理由の中で言われました。しかし、まだ25億円余りの累積赤字があるのであります。公債費比率が21.7%、一時借入金が88億4,667万円、標準財政規模に対する比率が55.4%と、いずれの数値も県内でも有数の悪さであります。北海道夕張市の財政破綻が全国に大きなショックを与え、市長はもとより議会の責任もまた厳しく問われています。むつ市の財政についても、市長自らしばしば引用されるように、薄氷を踏むような状態であると認識をせざるを得ません。合併特例債は、国により交付税措置されるというものの、急激に国からの地方交付税が減額される中で合併特例債を発行しても、果たして財政破綻の危険がないと考えるのか、市長の見解をお伺いします。

次に、歳出の2款1項7目7節賃金であります

が、先ほどの斉藤議員の質疑で大方理解はできるのでございますが、いわゆる退職者、中途退職者、そして新規の採用者の数、それと現在の全体の職員数、そして今後削減予定の定員の数、職員の数ということをお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 最初のお尋ねは、新庁舎取得事業費にかかわる部分が主たるお尋ねであったと認識をいたします。これ先ほどもお答え申し上げましたように、企業からの寄附金で賄いたい、その部分が大部分であると申し上げました。その部分については、ただいま議場で申し上げるわけにいかない事情がございます。でありますから、私は政治生命をかけてこの実現に努力する考えであるということをご理解を願いたいと思います。

合併特例債の活用については、その額がどのようになるのかは、まだ確定いたしておりませんが、できるだけ小さな額で発行したいと、そう考えておるところでございます。このことが現在の状況では、法令に従った取り組み方でないように見受けられると思いますが、結果的にはきちんと法令に従った、コンプライアンスを守ったものにしていく考え方であります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 平成18年度、今現在の職員数をお答えいたします。698人となっております。この人員削減につきましては、行革審議会の中で、平成17年度から平成21年度までの5年間で5%以上の削減を図ってまいります。そうなりますので、当然に5年間の人数は六百八十四、五人まで落ち込むと思っております。

それから、平成17年度の採用者につきましては、16名ございました。当市の場合、下北地域広域行政事務組合の職員の退職に係る職員の採用といたしますが、その人員につきましては、市の方から異動をかける形になります。その人数が4名出てま

いりました。実質的に市の採用は12名、退職者は先ほど申しました定年退職17名、それから勸奨等も含めまして37名の退職者でした。その37名退職者のうち12名を採用した形になりますので、その時点では23名の職員の減を図って事務の適正化を図っているということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 順序は前後しますけれども、この臨時職員の件につきましては、大体5年間で35人くらいの削減をするのだというようなお話でございました。まだ削減の余地はあるのだらうと思いますので、来年度もいわゆる中途退職者が出るかもしれませんね。ですから、そのあたりはもう少し精査した形で、言ってみれば人件費が一番財政に占める割合が高いのだらうと思いますので、その辺の配慮をすべきだと思います。

次に、市長の今の答弁ですけれども、私は決して寄附をされる相手方云々の話ではなくて、要は仮に今のこの議案が通って、そして次に改造費とか移転費が15億円という数字が既に新聞に出ています。市長は今なるべく小さな額というようなことを言われましたけれども、大体どれくらいの金額まで圧縮できるのか、あるいは膨らむのか、そしてそれがむつ市のいわゆる薄氷を踏むようなと市長がしばしば引用されるこの表現に対してどのような影響を与えるのかというようなことについて、再度お伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併特例債、これは合併協議会の中でも話題になった事項でございまして、なるべく使わないようにしようよと、こういうふうな申し合わせはあったのでありますが、そうではなくて、やはり必要なときは活用しなければならぬだろうという結論にはなっておるわけでありまして、でありますから、ほぼ5億円から10億円の

間、随分幅のある額でありますけれども、そうしますと、3年後の償還になりますから、年間3,000万円ぐらいの償還額になっていくだろうという計算を今のところしておる次第でございます。3年後に償還が始まるということでありまして、その間に中間貯蔵施設の方の事業が動き出すと交付金がふえてくる、こういうことも視野に入れながら検討をしたところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 先ほど市長は、政治生命をかけられるというような重大な決意を披瀝されました。ただいまの答弁もあったわけですが、3年後から3,000万円程度の支払いが始まるのだと。それはわかりますけれども、市長のご認識として、25億円の赤字を抱えながらの今の合併特例債の導入について、どういうご認識なのかということ、大丈夫なのか、大丈夫でないのかというあたりのご答弁をいただきたいのです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 赤字発生額は、来年度まででございます。その後は黒字に転換するだろうという見通しは持って、これは議会にもお示ししているところであります。これには、中間貯蔵施設に係る電源三法交付金、これも見込んでおりますけれども、ただし事業の圧縮などは今のペースでいかなければならないかもしれない。申し上げるまでもなく前年度、前々年度、地方交付税が全体で20%ずつ減らされてきておる。ところが、国の財政が単年度黒字になりそうな気配もあるわけでございます。そのような中で今月の末に発足する新しい内閣がどのような方針を打ち出してくるかということも我々が考慮しなければならない材料でございますが、地方が今大合唱しているわけでございます。交付税の減額には反対であると。

これは、もう知事会を初めとする地方六団体が同じ言葉で同じ声を出しているところでもありますから、このようなことが我が国の経済の好転した状況をにらみながら、できれば地方にも恩典があることを期待もしております。そうすれば、平成19年度の予算が我々の見通しよりもいささか余裕が生まれてくるのではないかという期待もしておりますのでございます。

○議長（宮下順一郎） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、59番中村正志議員。

（59番 中村正志議員登壇）

○59番（中村正志） 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算につきまして、2点ほどお聞きさせていただきます。

まず1点目、商工費、共通商品券発行事業に対します補助金についてお聞きしたいと思います。この共通商品券につきましては、私むつ市議会第187回定例会の一般質問の場でも質問をさせていただいております。今回このようにむつ商工会議所が取り組んでいただけるといふことに対しまして、非常にうれしく思っております。

そこで、まず大きな観点から、この共通商品券が地域経済に与える効果について、市側といたしまして、どのように認識しているのか、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

そして、先ほどの前の議員への説明の中で、補助金の100万円の部分はプレミアムの部分の1,000枚分を使うということでしたが、3,000枚のうちの3分の1の1,000枚、私はちょっと少ないのではないかなと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。商品券につきましては、まずその2点お聞きしたいと思います。

続きまして総務費、新庁舎取得事業費についてお聞きしたいと思います。前の議員がお聞きして

おりますので、多少重複する点があるかと思いますが、その辺はご了承承りたいと思います。やはり市役所が移転するという事は、まちづくりの点からいっても、市経済の点からいっても非常に大きな問題であると思っております。そういうわけで、その大きな問題の割にはこれまで私たちに示された判断材料の方が非常に少ないというふうに感じております。判断材料が少ないものですから、私がお聞きすることも多少細かい点に入りますが、答弁の方はよろしくお願ひしたいと思います。

この新庁舎への移転につきましては、ちまたの市民の反応というのは、「何、この赤字財政のときにそんな金出すのよ」というのが大方でございます。やはりそういうふうな市民の方々にもある程度納得してもらうには、今移ろうとしている場所が本当に新庁舎としてふさわしい場所なのか、ほかと比べた場合、こういうふうにすぐれているのだよということを示すことができなければ、やはり納得できるものではないと思っておりますので、その点に気をお配りいただいて、答弁承りたいと思います。

まず、一つといたしまして、市長は千載一遇のチャンスというふうなことをよく発言していますが、その理由につきましてお聞きしたいと思います。また、今の移ろうとしている場所が新庁舎として本当にふさわしい場所であるのか。これは、まちづくりの点から見ての答弁をお願いしたいと思います。

また、今移ろうとしている場所の建物が、新庁舎としてふさわしい建物であるのかどうか。やはりどうしてもこれは商業施設として建てられた場所でありますので、庁舎としてたえ得るのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

この庁舎が移ることによりまして、むつ市経済に与える影響の方はどういうふうを考えているの

か。また、先ほどの答弁の中では、移った後は解体更地ということでしたが、恐らくその解体更地というものは、現在入っております昭和37年に建てられた部分だけだと思いますので、それ以外の東庁舎や、あるいはそのほかの部分については、まだまだ利用の方法があると思っておりますので、その点利用方法と、現在で考えていることがありましたらお知らせください。

そして、この移転がむつ市財政に与える影響はどうか。いろいろ赤字解消計画でありますとか、新市まちづくり計画でありますとか、むつ市行政改革実施計画でありますとか、いろんなものを見てみたのですが、ここにはやはり急に出た話でありますので、入ってきてはおりません。先ほどですと、合併特例債を使うというような話もありましたが、それらにいたしましても、財政再建計画の方に影響を与えてくると思っておりますので、そのあたりの影響についてどのように考えているか、以上お尋ねをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 新庁舎を建設するということになれば、先ほど30億円というふうに申し上げましたが、実際には30億円でおさまりそうもないという状況でございまして、またさらに土地が狭いものですから、高層にしなければならないということになるかと思っております。そういうことを考えますと、今のご審議いただいております内容につきましては、土地だけ見てみましても取得費が9億円、環境整備がよくできていますから、多分10億円は下らない土地だろうと思っております。土地だけを見ましても、それだけの価値があるということでありまして、これにさらに道路を隔てて北側に駐車場があります。これは、見た目よりも、実は1筆で面積が3倍ぐらいあるのです。これだけでも1億円ぐらいあるだろうということ、大体土地だけ見ましても11億円、それに建物が建っている

わけでありますから、これを活用することが、いつできるかわからない新庁舎を積立金を積んでいって建設するという計画よりは、この建物を利活用することが、まず新庁舎を建てるという点だけから見れば、これは意義があるのではないかと考えております。

実は、県の市町村振興課にこういう考え方はいかがですかと言ったら、進めてみたらいかがですかというふうに指導をいただいたのであります。そういうようなことでありますので、いつ建設できるかわからない新庁舎、今通常の費用の3分の1程度で購入できるこの建物、このように比較して考えてみたところでございます。

次に、都市計画、まちづくりの観点からのお尋ねでございますが、旧田名部駅及び大湊駅周辺を活性化地区と定めまして、これまで各種の事業を進めてまいりました。また、本年8月施行した改正中心市街地活性化法においても、空洞化が進む市中心部への都市機能の集約というコンパクトなまちづくりを基本的方向性として示しております。しかしながら、市にとりまして何よりも優先して解消しなければならないのが庁舎の建設問題と考えるものであります。そのようなことで、田名部地区の中心街、大湊地区の中心街の空洞化は進んでいても引き戻しがきかないような進み方をしておるように思います。市の庁舎が移転することがどのような効果を生むかまでのシミュレーションは、なかなか簡単にはできないと思いますが、中央地区の活性化にはつながっていくかなという思いは持っております。

また、現在の庁舎から仮に移転したとしても、残る建物があるではないかというご発言でございました。国でも今の霞が関にあります庁舎をテナントを入れて使わせようというふうな構想まで出されておるわけでありまして、全部が全部引っ越しするというにはならないと思いますが、か

なり面積は広いわけでありまして、多少の余裕が出てまいります。古い建物にもテナントを入れる、新しい方にもテナントが入ってもらおうではないかということは今考えたりしておるわけでありますので、残った建物についても活用法は出てくるだろうというぐあいに考えております。

答弁漏れがありましたので、補充いたしますが、今ご検討いただいております建物は、平成7年に建築されたものであります。築後12年が経過しております。建物自体は、鉄筋コンクリートづくりでありまして、鉄筋等は腐食し、構造物が崩壊するわけでありませぬので、構造的耐用年数は64年とされております。この土地及び建物を取得できた場合での答弁となろうかと思いますが、現時点で考えられる範囲内でお答えいたしますと、建物がワンフロアになっておりますので、各部署のレイアウトはいかようにも可能であろうと考えております。市長部局につきましては、執務室は基本的にはオープンスペースを考えております。また、各委員会等につきましては、ある程度の間仕切り、パーティションが必要ではないかと思っております。

次に、改修内容についてであります。この建物は側面に窓がありませんので、リフォームに当たっては4面のうち2面に窓を設置することになるかと思っております。議場については、柱が9メートル間隔で配置されておりますので、1本は取り外し、壁を補強する必要があります。また、トイレについても増設することが必要になると考えられます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 共通商品券が地域経済に与える効果についてどのように認識しているかというお尋ねにお答えいたします。

購買力の域外流出は、近年の車社会の進展もございまして、一層懸念が高まっておるところであ

りまして、地域商業者にとって、その抑止策としての共通商品券発行事業は大変有効な事業だと認識しております。また、地域購買、地元消費及び地産地消の促進に合わせ、商業者間の連携の促進にもつながると考えておるところであり、地域経済の活性化の面において、この事業効果は大きいものがあると考えております。

二つ目のお尋ねで3万7,000枚のうち3万枚を大口購入していただきたいと。その3分の1の1万枚にプレミアムをつけ、補助をするのに対して、少ないのではないか、適正なのかというふうなお尋ねと理解してございますが、今回11月1日から3月31日までの間に平成18年度分として初めてこの共通商品券事業が開始されるわけで、まだ実績が出てございませんので、その実績を踏まえまして、検討事項を双方協議してまいりたいと考えてございます。現在のところ3分の1程度の補助が順当ではないかというふうなことで今回お諮りしてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 合併特例債等を発行した後の財政再建計画への影響といったようなことかと思えますけれども、合併特例債の場合は、事業開始に当たりまして、5%の一般財源の持ち出しが必要でございます。その後3年間の据え置き期間を置きまして、その後返還となりますけれども、95%は合併特例債で充当いたします。そのうちの70%が地方交付税措置されるということでございますから、仮に10億円といったようなことでございますと、そのうちの約6億から7億円前後は、これは地方交付税措置されますので、後々入ってくるといったようなことでございます。こちらで返還が必要になる部分は、約3,000万円前後かと思えますけれども、それが3年後からの償還ということで、これが財政再建計画への影響分という

ことで見ていただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（中村正志） それでは、商品券につきまして、再質疑いたしますけれども、今の部長答弁からも理解できますとおり、この共通商品券事業というのが地域経済の効果的な発展に十分寄与できるものかと考えるのでありますが、この商品券事業が今後定着し、発展していくにはどのようなことが必要であると市としては考えておりますでしょうか。また、今後それに対しまして、市としてどんな協力をしていくことができるのかについてお聞きしたいと思います。

新庁舎取得事業費の方についてであります、先ほどからの答弁で、アークスプラザを抜きにして新庁舎を考えた場合に、20億円だとか30億円、あるいはちまたでは50億円ぐらい必要なのではないかなというふうな話も聞いたりしております。建設費の面での比較とするためにも、このあたりをもうちょっと正確な数値にできないかというふうに思っておりますので、アークスプラザを抜きにして新庁舎を建てるとした場合、恐らく現庁舎を解体して、先ほどの答弁にありました四、五階建ての庁舎になるとは想像できるのですが、そのあたりの費用の方を、もう少し正確な数字の方を知りたいと思えます。

あと、今のアークスプラザ跡地に移ったとした場合、取得費、改造費等々で現時点としてどれくらいを見込んでいるのか、こちらの方の数値もぜひお願いしたいと思います。

庁舎の建物の構造の方でございますが、平成7年で鉄筋コンクリート、耐用年数64年ということになりますと、単純に考えると50年ぐらいは大丈夫というふうなことになるかとは思いますが、またあの建物はワンフロアでございますから、もし仮に移ったとした場合、階段上ったり、そうい



うふうなことは必要なくて、庁舎としてワンフロアというのは、その点だけを見れば、私は非常に魅力的かなとは思いますが、やはり役所でございますので、プライバシーを守る点はどうしても必要になるかと思うのですが、そのあたりの、先ほどレイアウトではオープンスペースというような話も出ておりましたが、そういうプライバシーを守るためのレイアウトの仕方とか、まだ検討されていないかと思いますが、もしありましたらお願いをしたいと思います。とりあえずその2点お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今まで現在の庁舎を取り壊してあそこに庁舎を建てようなどという検討は一切されておりませんので、どのくらいかかるかというのは、これは八戸市庁舎の別館の、これは平成10年に建設されたものでありますが、建て坪が535坪、延べ床面積が3,591坪で、これがほぼ40億円。地上10階建てですから、10階建ての方があるいは建設費がかさむのかもしれませんが、その辺はよくわかりませんが、参考までにこのことを申し上げたいと思います。

それから、レイアウトの内容につきましては、プライバシーを守らなければならない部分も当然出てきますので、パーテーションなどの組み合わせによってそういう空間はつくり出せるはずでありますので、できれば建築課長から説明させたいと思いますので、ご了承願います。

○議長（宮下順一郎） 市長、取得費、改造費の総額はというようなお尋ねもあったかと思いますが、けれども、答弁漏れではないでしょうか。

総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まだ正確な数字は出ておりません。建築課の方と協議いたしまして、アバウトな数字でお答えいたします。

まず、改修費につきましては、約5億円かかるだろうと。それから、電気、機械設備等のかかりの直しがございます。そういうのが出て、それに約5億円かかるのではないかと。それから、電算センターの移転が必要になってまいります。ここに置くことによって、本来の業務ができなくなる可能性がありますので、それについてはぜひ移転したいと。その経費が約2億円かかってまいります。その時点で恐らくもう12億円かかるでしょうと。さらに、防災無線等々が入ってまいりますので、これもアバウトな数字ですけれども、15億円ぐらいでおさまるのではないかと試算してございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 共通商品券事業が定着、発展するためにどんなことが必要か、市として今後どんな協力をしていくのかというお尋ねだと承りました。

消費者に対する浸透を図ることが第一と考えますが、このためには消費者の多様なニーズにこたえていく利便性の向上とともに、加盟店舗の拡大はもちろんのこと、プレミアムに限らない独自のサービスの付加や、加盟店自体の魅力向上が不可欠と考えてございます。市としてもいろいろな機会をとらえて、普及に協力していきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

2時45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、31番坂井一利議員。

(31番 坂井一利議員登壇)

○31番(坂井一利) 通告どおり、庁舎移転についてお尋ねさせていただきます。

先ほどから何人かの方が、もう既に4名の方です。聞いておりましたが、ちょっとわからない点が多々あるものですから、お尋ねしたいと思いません。

それと、去る7月25日の全員協議会、あの席において、たまたま今回旧アークスプラザの、ここに図面が載っておりますが、そのとき出された資料がこれ1枚でした。補足資料も何にもなかったです。そのとき市長の方から提案理由の説明の中で、まず一つは狭いということです、庁舎自体が。それから、耐震強度がないということと、大まかに言ってこの2点だけです。その狭いについては、大畑の慶長議員から、合併時における約束事があったのではないかと、大畑庁舎には建設、川内庁舎には教育委員会、それから脇野沢庁舎には観光とか、こういうふうな流れでやれば、何も狭いこともないのではないかと。そのところは、工夫する必要があると思いましたが、何ら今までそういう議論もなされず、また資料も提出されず、今定例会に至っているわけなのですけれども、それで単刀直入にお尋ねしますが、この歳入にあるお金自体が雑入として計上されていますが、実際のところ、先ほどから民間企業とっておりますけれども、どこの民間企業なのか、総額で幾ら出るのか、それらもはっきりしないし、その点をまず尋ねておきます。

それから、建設にかかわる移転費、先ほど約12億円、それもアバウトなものだと。ほとんど明確な数字という形で答えていないわけです。何でこんなに急ぐのか私もわからないし、急ぐ理由もお尋ねしたい。

それと、耐震強度が現庁舎において弱いということ。では、その耐震強度の調査をいつやられた

のか、耐震強度を高めるために工事をしたら幾らかかるのか。それから、先ほど余りにもアバウトな話なのですけれども、八戸市の庁舎で10階建てが40億円なんて、全然比較にならないような、話にならないような、我々の参考の材料にもならないような状態なので、もう少し具体的な数字を上げてもらいたい。

それから、現庁舎の建っている場所は、金谷の比較的高い丘の上にあります。今問題になっておりますアークスプラザの地域について、地質上大丈夫なのかどうか、それらもお答え願いたいです。それを実際に調査したのかどうか。それは、今までお答えしていないし、また質問も出ておりませんので、その点もお伺いしたいと思いますので、まず私にもわかるように。特にこのたびむつ市の市民が私のところまで訪ねてきて、「おまえたち覚えておったのか」と。ところが、今まで私にはゼロ回答なわけです。本日も、今どこからお金が幾ら出るのかもゼロ回答です。公の議会でありながら、こんなあやふやなやり方でやっていいものかどうか。

それから庁舎移転という用地の取得に当たって、冠がついております。当然本来ならば3分の2の議決を要することとも思います。

それから、もう一つは、先ほど澤藤議員からも空財源のお話がありましたけれども、市長ははっきりと先があることだから空財源ではないようなお話をしましたけれども、どこから幾ら出るかも説明していないのに、私には空財源としか見えないわけです。その点において、明確にお答え願いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 今回の提案、坂井一利議員おっしゃるように、何か雑ではないかというご指摘、ただかなり説明はさせていただいたつもりであり

ますけれども、なぜ急ぐのかということがまずお尋ねの第1点であつたろうと思うのです。これは、破産管財人は早くおさめたいと。ですから、議会の議決をして、議決したという謄本をもらいたいと、こういう要求をしてきております。

金を出そうという方は、今月の27日まで待ってくれないかと、こう言っているわけです。名前を出さないでほしいと。このはざまに開かれているのが今期定例会なわけでごさいます、私どももこのような提案をすることを非常に不本意な気持ちでありますけれども、庁舎建設を急ぎたい、庁舎があつた建物でいいのかどうかという議論を先におこななければならないという思いもありましたし、今あつた建物について買いたいという競争相手があつた二つあります。ですから、破産管財人は特別な配慮を持って公的な建物に使ってくれるならそちらに向けたいと、こう厚意的に出てきてくださつておられるわけでありまして。一方、お金を用意する方は、会社内の審議の仕方に都合があるから、27日まで名前を出さないでほしいと。それが議員各位に大なる疑惑をもたれてしまった大きな理由なわけでごさいます。こういう状況でありますので、この間の私どもの苦しみもご理解をいただければ、この上ない喜びであると思つております。

また、正式に話が決めれば、臨時会等を開催して、詳細説明を提案理由の中で申し上げてご決定をいただくということに相なるうかと思つておりますので、今の段階では右と左の両方からそれぞれ条件をつけられておられるという中でのこういう提案でごさいます。ご不信を抱くのは当然のことでごさいます、私どもの苦しい立場をご理解いただければありがたいと、こう思つております。

それから、旧庁舎の耐震強度、いつ調べたのだ、こういうお話でごさいます、昭和44年でごさいます。昭和43年が十勝沖地震でありまして、3階が壊れました。その後昭和44年に検査をして、一

応の補強をしております。それから、ほぼ30年、37年たつておりますから、当時の補強が大分強度を落としておられるという状況にごさいます。亀裂が入つた部分がだんだん広がってくるというような状況にごさいます。そういうことでもありますので、今のままで想定されます震度6レベルの地震ですと、一番危ないのが市長室ださうです。ただし、そういう想定が確実に当たるという見込みは何もないわけでありまして、市民にご迷惑がかかる可能性も大いにあるという状況であります。

具体的な数字については、かなり述べているはずでごさいます。実は、全員協議会で申し上げましたように、あの時点ではまだ建物の設計書だとか、そのたぐいのものが我々入手することができないでございましたが、ごく最近入手しましたので、改造した場合、リニューアルした場合どのくらいかかるかという数字は、先ほど申し上げた数字は、多少の上下はありますけれども、改築費には大体15億円程度必要であるということをはっきりしておりますし、建物の購入価格は予算書でお示ししている金額でごさいます。それが確定的な数値であります。

地質については、あの建物を建設する際に十分調査が行われておりまして、安全であると言われておりますので、そのとおりであると思つております。

今まで自力で庁舎を建設するという計画は一度もしたことがないのです。1回だけ建設準備基金として5,000万円積み立てをいたしました。ところが、それっきりその5,000万円の積み立てを使つてしまつて、積立金がゼロなのです。そういう状態ですから、どんな建物を建てて、どのくらいかかるかという検討を一度もしたことがないので、八戸市の例を引用して床面積を比較しますと、大体今の庁舎より少し広い床面積を持っておりますので、そういう金額を参考にしてみたと、こういう

申し上げ方をしたわけでありませぬ。

それから、アークスプラザの構造判定指標値というものでありますが、耐震判定によりますと、構造判定指標値、安全値が0.6ということでありませぬが、アークスプラザの建物は、耐震指標値が1.22ということでありませぬして、構造計算書からこれが確認されましたが、0.6の倍あるということでありませぬで、耐震強度としては安全であるとして、こういうことでありませぬ。

○議長（宮下順一郎） 31番。

○31番（坂井一利） 市民に対して我々が聞かれた場合、まずお答えできない状態でありませぬね。先ほどからお尋ねしても、総額が幾ら出るかもお答えになっていませんでした。

それから、地質調査はほかの方でやっていらっしやるだけですよ。そのデータは手元にあるのかどうか。あそこの地域は、低湿地地帯だったわけですよ。田んぼですよ。あの場所において、あの工事をする際、非常にどろどろになりませぬして、くいを打ってもなかなかとまらない。凝固剤というのですか、そういうものを入れて、やっとこさ完成にこぎ着けたという事情があるわけですよ。

それと、これに関連してなのですけれども、最近中央の方で、東京の方でも30年、40年前にそういう沢地を埋めた場所、そういうところにおいて、道路の陥没その他地すべり、いろんな形態が出てきておりませぬして、再度今調査に入って、これからのあり方を考えなければならぬというふうな形のもので調査しているわけですよ。果たして本当に適切なのか、あの場所。高台ではないのです。もともとの、昔からの、低湿地地帯だったのです。それらを含めて考えると、決してあそこは適切な場所とは言いきれないのではないかと、自ら調べているわけではないでしょうから。だから、どうしても私としては市民に説明するに当たって、ご理解くださいという形で、これからもこう

いう手法で議会をおやりになるのか、果たして開かれた議会であるのかどうかと、大きな問題含んであります。

7月25日から、もうずるずる、ずるずるという形ですよ。まず、もう一度お金が幾ら出るのか、それを念押しすることと、地質調査を再度やるということと、それから急ぐ理由。あれ前買うところがなかったと言ったのではないですか。そちらの方にやると経済によくなる場合もあるのではないですか、どこの産業かわかりませぬけれども。だから、それらも含めて、あわせてご答弁願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、一番最後のお尋ねからお答えします。

当時既にライバルは存在しました。ないということは申し上げていないはずでありませぬ。

次に、金額でありませぬますが、これは購入費でございます。土地、建物の購入費、予算書に計上しております額は、改修費は、まだ見ておりませぬ。つまり購入費を議会の議決をいただいたということで、謄本をつけて破産管財人に提出するという作業があるわけでございます。ですから、その部分だけを今予算計上し、ご審議をいただいているわけでありませぬ。先ほど申し上げましたが、改造費等については、改めて臨時会等でご審議をいただくという手順になるわけでありませぬ。繰り返しますが、破産管財人が急ぐ、そして金を出さず方は、まだ名前を出さないでほしいと、こういう二つの要請を満たすために議員各位がご不信を抱かれるような提案をせざるを得なかったということでありませぬ。

地質については、調べ直せということであれば、それなりの手法で、強度が足りないということであれば、強度を出すようなこともしなければならぬいかもわかりませぬが、それはとりあえずあの

建物を建てる際の地質調査で十分である。建物の重さが少ない平家建てでありますから、平家建てということを考えれば、地質の強さは十分であるということで建設が進んできて今現在あるわけがありますから、そのようなことであります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

地質調査についてのお尋ねでございます。旧アークスプラザにおきましては、実施設計時におきまして、ボーリング調査でやっております。そのデータは、私ども借用いたしております。その結果でございますが、N値という専門用語で恐縮なのですが、これは地質のかたさを示す数値でございます。最高値が50でございます。そのN値50以上のものを確認しております。くいにおきましては、そのボーリングデータに基づきまして、19メートルの高強度のパイルを打っております。したがって、市長先ほど申し上げました耐震に関する1.22等については構造計算、私どもと設計事務所が協議いたしまして確認はいたしております。強度的には問題ないと判断いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 31番。

○31番（坂井一利） 建物の下は、パイルその他くいが打たれている、全体的なものとして、総体的にも安全に疑問が生じることも多々あると思いますので、その点も含めてご注意を申し上げます。

それから、いずれにしてもはっきりしたことは言えないということですね。我々は、市民に何と説明したらいいのかということで、甚だ不本意な議会だと思っておりますので、以上で終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで坂井一利議員の質疑を終わります。

次に、41番野呂泰喜議員。

（41番 野呂泰喜議員登壇）

○41番（野呂泰喜） 補正予算中アークスプラザ、いわゆるむつ市の市役所のことについてお尋ねさせていただきます。

7月25日の全員協議会において、市長は本庁舎を移転したいという説明をしたと、この提案理由説明には書いておりますけれども、私全員協議会というのは、法に縛られることのない、また法の何の根拠もない、いわゆる市長部局と議員が大いに話し合いをして、共通の認識を持って事に臨もうというのが趣旨ではないのかなと。この部分は、市長何十年も議員、また市長をやっておられるから、釈迦に説法になるかもしれませんが、どうも市長と私ども全員協議会のとらえ方、ちょっと開きがあるのではないかなと。この部分で市長にちょっと全員協議会という考え方の一端をお聞きしたいなど。

それともう一つは、全員協議会の中で市長は、議員の中で黙して語らずと。その市長のおっしゃった意味が何を意味しているのか、ここでちょっとご説明をいただければありがたいなと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 全員協議会の定義を私がするのは、やっぱり多少筋違いでしょう。ただし、議事になじまないものを、いろんなケースがあると思います、事前にご相談申し上げるもの、あるいは起こったことについてご報告申し上げるべきもの、さらには不明なものについて議会の要求によって開く議員全員協議会もあるでしょう。ですから、元来は会議録もないし、非公開もできるということになっているわけがありますから、そのレベルの会議であるというように考えております。

それから、黙して語らずではなくて、多分発言のないのは理解してくださっている意味だろうと

申し上げたのです。そういうことで、私黙して語らない人の心境まではわからないわけですが、本来大いに発言して下さるべき場でご発言が少なかったということ表現したつもりであります。この問題がある程度新聞報道等なされてから、6月定例会もあったわけですが、その際の一般質問もなかったわけがあります。大筋で皆さんご理解なさっているのかなと、こう思ったのです。発言なさる方は発言されておりますから、その気持ちはわかっておるつもりでありますけれども、そういうような、これが誤った判断であったのかもしれませんが、非常に短い時間で終わった全員協議会でございましたので、そう考えました。

○議長（宮下順一郎） 41番。

○41番（野呂泰喜） そうしますと、市長は全員協議会において黙して語らなかった議員は了解したのだと、理解したのだと、そう思っておられるわけでございますね。

私は、市長、あなたの手法、逆ではないかなと。いわゆる金額もわからない、破産管財人が9億5,000万円だと。その9億5,000万円の主たる査定結果も我々には明示はしない。議会の議決があれば了解するのだと。いわゆる議会の議決があれば、破産管財人も了解する。それから、ご寄附をする方も、議会の議決があればいいのだというような手法。これは、全くいかななものかなと。いわゆる議会が人質という形になるのではないかなと。やはり私は、市長と議会と真っ向から勝負して、市民の方々はそれを望んでおるのではないかなと。市長の今の手法は、議会にかぶせるやり方、これは私は非常に我々議員に対して失礼なやり方ではないのかなと。

それともう一つは、全員協議会で了解したのだとおっしゃっておりますけれども、先ほどの答弁の中で、全員協議会の中では市長は5,000万円の

建設費積み立てがあるのだと、先ほどは5,000万円ないと。それと、またもう一つは、土地を買わなければならない。いわゆるそちらありきなわけですよね。我々議員とすれば、今庁舎を移転しなければならないという、そういう機運は全く議員は持っていないわけですから、全員協議会でも発言なさった方々は、いろんな質問をなさったと思います。一体お金がどのくらいかかるのかと。それには市長、お答えになっていないではないですか。そのお答えになっていないのに、我々に議決をしろというのは、まことにいかなものかなと。市長、やっぱり家を建てるのであれば、家ではないですけども、家を建てるとなると、我々いろんなものを調べますよ。

そして、破産管財人が幾らですか、土地だけで9億円と。それを9億5,000万円で取得すると。先ほど伺っておると、アークスプラザが平成7年ですか、6年ですか、もうあれから十何年、十三、四年ですか、たっておるのに同じ価格で買うと。だから、先ほど私申し上げましたけれども、そういう根拠となるきちっとした、いわゆる土地であれば査定、今回の管財人の査定、そういうのも必要でしょうし、また移転費に幾らかかるのか。それよりもまず、我々議会が新庁舎を必要としていないと、それから市民の方々も新庁舎を必要としていないと、望んでいないということをまず市長どう思っているのか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、議会が新庁舎を望んでいらっやらない、市民が必要と思っていない、こうおっしゃいますが、客観的な数値を比較すると危険建物であると。たまにしか議会に出てこないから、壊れてもいいやというような話は別です。ただ、私どもは議会と協力をして、市民が万が一の場合に危険……

○議長（宮下順一郎） 市長、ご発言にはご留意し

ていただきたいと思いをします。

○市長（杉山 肅） 危険にさらされないように、万全の準備をしておく必要があるのです。先ほど申し上げましたが、昭和43年の地震で建物が壊れて、構造物にもかなりな被害があったのです。それを補強してだましまし使ってきた建物なのです。震度6レベルで壊れるだろうという、いわゆる断定に近い判断が出ているわけです。こういう状況を考えて、私どもは新しい庁舎をつくらなければならない、こうずっと考えてきているわけです。

前は、一応2階建てに見えますけれども、3階部分が少しあるのです。ここに永年保存しなければならない書類をいっぱい積んであったのです。それでは、地震が来たときに被害がふえるということで、全部移しました。そういう対応を日々やってくるわけでありまして、確かに議会の皆様方も新しいのはそんな必要ないではないかと思いでしょうけれども、まず入ってきた市民の方々が、どこへ行くのにどう行けばいいかという、そういう迷路のような建物になっているわけでありまして、これはきちんとしたレイアウトをし直さなければならないけれども、今のような継ぎ足し継ぎ足しの建物だと、そう簡単にわかりやすい建物にするわけにはいきません。そういう諸条件を考慮して、新築あるいは議会の委員会の皆さんが視察をされた報告書などを読んで、建物を安く建てるように総務省が推奨しているという事情もあって、今のような手法をとったわけでありまして、

5,000万円の話を出しましたが、私は5,000万円積んであるものと信じていたのです。昨日どうなっているのだと聞いたら、実はあれは使いました。それ予算執行していますから、積立金というのはまだいっぱいいろんなものがありますから、その中で庁舎建設用の積立金は使ってしまった、こういうことだったので、先ほど申し上げ

た次第であります。

それから、価格がわからないではないかというお話でございました。破産管財人というのは、建物の値段を鑑定したりなどする仕事はいたしません。要するに破産財団の中に含まれている財産を幾らで処分するかということ、別に尺度がなくとも大体この程度だろうという判断で決められるわけです。ですから、私どもが破産管財人が示してくれた金額で予算書として今お出ししているわけです。だから、査定も何もやっていないではないかとおっしゃられても、そのとおりですとお答えするしかないのです。ですから、今土地、建物の購入費として9億5,000万円計上しております。それは、価格を決定するための根拠は破産管財人の判断だけなのです。しかし、予算書として出している以上、これは確定的な数値なのです。

ただ、もう一つ申し上げたいのは、破産管財人は早く出してくれと、しかしお金を出そうとしている方はまだ発表しないでくれと、こういう矛盾があるわけです。この中で今、いかにも妙な提案だなど、私どももそう思いながら提案をせざるを得ない。しかし、これは財源更正をし、それから補修費を計上し、改めて臨時会などでご審議をお願いするという手順はきちんと踏まなければなりません。その手順を踏んだときに、この行為の今の私どもの悩みがおわかりいただけるのではないかと、そう考えるのであります。今の段階では、まことにわかりにくい審議だと考えながら提案しているところもあります。そういうようなことでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 41番。

○41番（野呂泰喜） お気持ちは重々わかります。我々議員も非常に切ない思いをさせてもらっています。

それはそれとして、市長、この新庁舎をやるに当たって、合併特例債をお使いになると。先ほど

企画部長は、30%は借金ですよと、いわゆる合併特例債を使うのは30%返さなければならないと、そういう考え方、私もそうだと思う。それはもう決まっていますから。ただ、市長、新市まちづくり計画、この中に市長、私も合併するときに市長に合併の意義をお聞きした。そうしたら、私の質疑に対して市長は、弱い財政の団体が集まって財政を立て直すのではないかという発言をなさった。私もおっしゃるとおりだと思う。やっぱり財政を立て直さなければならない。きちっと財政を黒字にして、市民の方々に安心していただく、市長、あなたにはそういう責務があるではないですか。このむつ市役所を建てるのに、市長、政治生命かける必要はないと私は思いますよ。やっぱりあなたの責務は、財政をきちっと立て直してもらって、それが責務ではないですか。それを皆さん望んで1市2町1村が合併したのではないですか。

新市まちづくり計画、いろんなことが書いています。いわゆる合併した旧川内町、旧脇野沢村の空き庁舎をどうしようか、有効活用しましょうと。そんなに市役所があれば、大畑、川内に、まだ新しいのですから、分散すればいいではないですか、そんなに手狭なのなら。というより、私が申し上げたいのは、市長、合併して旧町村の方々は、介護保険の価格は上がったし、今度は水道料改定ではなくて値上げです、これ。非常に2町1村合併してきた方々にしたら、痛みばかり伴っている。私は、ですから合併のとき申し上げたはずだ。対等合併して、お互いに痛みを分かち合いましょうと。それがやっぱり合併していただいた皆さんに対する我々の礼儀ではないかなと私は思う。

ですから、これでいくと、やっぱり財政のシミュレーションの中に入っていないものがまた出てきたわけです。平成26年までの財政シミュレーションがもうできているのです。それで我々納得し

て合併したはずですよ。この財政シミュレーションで黒字にするのだと、いわゆる職員の賞与もカットし、いろんなものを職員に痛みを伴わせて、中間貯蔵も、ちゃんとこの財政シミュレーションの中に入っているのではないですか。組み込んでの黒字という形ではないですか。やはり市長、もうちょっと親切な議会をやっていただきたい、これが私の切なる願いです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私は、何よりも議会を尊重しているつもりであります。ただ、今回の提案がまことにわかりにくい。それは、私自身がこの原案をつくる際に、これは抵抗されますよということも考えながらつくった案であります。あちらも立てなければならぬ、こちらも立てなければならぬ。大変申しわけないですけれども、議会に責任を負わせるような形になっていることは否定しません。そういうことではありますが、この今の古い庁舎が非常に危険な状態にあるし、機能的にも不便であるという点にも着目していただいて、予算案として提案しておりますのは、土地、建物の取得費であります。改修に要する費用は、まだ提案していないのです。先ほど来のご質問では、提案していないものに対するご議論が多かったです。しかし、私どもはお答えしました。そういう中でご審議をいただいているわけですから、確かに先ほど随分失礼な提案だというふうなことをおっしゃっておられる方もいらっしゃいましたけれども、そういうことにしなければならなかった事情についても、この際ご理解をお願いしたいと、こう思っておるところでございますので、何とぞよろしくご協力をお願いします。

○議長（宮下順一郎） これで野呂泰喜議員の質疑を終わります。

次に、43番千賀武由議員。

（43番 千賀武由議員登壇）



○43番（千賀武由） 16人の通告の中、6人が終わってこの時間でございますので、私も後の9人のことも考えまして、明確にお尋ねしたいと思いません。

（「何も遠慮するな」の声あり）

○43番（千賀武由） そうですか。それでは、議案第76号の一般会計補正予算についてお伺いします。

通告いたしました臨時職員につきましては、斉藤孝昭議員、そして澤藤一雄議員が同じ質疑をいたしましたので、この分は取りやめます。

次に、12ページの消防費でございますが、これは大畑消防署庁舎建設候補地の地質調査に係る負担金を計上したという議案説明がございましたが、その候補地はどこなのか、候補地がいつ決定になるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それと、新庁舎の事業費について何点かお聞きしたいと思います。まず、先ほど皆さんがいろいろと話しておられますが、もしこの補正予算が可決されたとしたら、新庁舎建設と進むことになるわけでございますが、市長はさきの全員協議会でも現分庁舎も活用する、本庁舎と両立しなければならないと話されておりました。我々地域住民も周辺地域が残されていくというような、そういう地区住民の心配があるのが、これが実情でございます。そういうことでございますので、本庁舎は本庁舎で今までどおりの機能で活用し、地域の活性化を図り、そして分庁舎も今までどおり、これ以上の住民サービス低下にならないよう推進していくのだという、そういうことでよろしいか、市長のそのお気持ちを再度お聞かせ願いたいと思えます。

次に、また予算が可決になったときと言わせていただきますが、そうなれば改築工事となりましょう。そして、その庁舎が地震やその他の災害発

生の場合の対策本部となる重要な施設になるわけでございます。また、多くの職員が勤務し、日中は多くの市民が訪れる場所になるわけでございます。そこで、先ほどから何回も市長も答弁しているわけですが、再度確認いたしますが、アークスプラザのあの施設は、本当に庁舎としての耐震基準に適合しているということによいのか、いま一度そのことについてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、合併協議会の中で大畑庁舎、川内庁舎にそれぞれ部を一つずつ置くという提案があったわけですが、これは、両町長さんの反対で、この案は否決されました。そういう経緯がございまして、できるだけ分庁舎で、庶務的な仕事は抜きにして、ほとんどの仕事がそれぞれの分庁舎でできるような体制をつくるという考え方でシステムをつくり、職員を配置しているつもりであります。ですから、住民に対するサービス、本庁でなければならぬサービスというのは、ほとんどないわけでありまして、今イントラネットというものが張りめぐらされまして、これによって本庁にあるマスターコンピューターに保管してある記録もすべて瞬時に分庁舎に行くこととなりますので、ほとんどサービスの水準を落としていないつもりであります。

また、分庁舎の所長を部長級にしようという考えで提案しましたが、二、三年は待つべきであるというご意見が合併協議会でも出まして、去年まで次長級のレベルにしておりましたが、現在は部長級にいたしました。そういうようなことで、判断も分庁舎でできる、ほとんど大部分の判断が分庁舎の中でできるようにしておるところでございますので、苦情がありましたら、直接おっしゃっていただきたいのですが、これは広報広聴担当の職員も配置してありまして、広報広聴事務をそ

の土地、土地に合ったものもやらなければだめですよということでそういう配置をしているところでもあります。そこから握った指の間から漏るようなことがあってはならないという指示はしておりますので、サービスの低下にはならないと思いません。

本庁舎を改築するというのは、基本的には耐震度が劣化しているということをまず第一に排除したいということがその理由でありまして、もう一つは迷路のような現在の建て増しで進んできた状態を解消したいという思い、この二つが主なねらいでありまして、合併してこられた旧町村へのサービスの劣化はあってはならないという思いであります。

それから、耐震強度でありますけれども、耐震判定による考え方で説明いたしますと、構造判定指標値、これは安全値ということだそうですが、0.6と定められております。このアークスプラザが持っている耐震指標値は1.22と、これは構造計算書から確認されましたことから、0.6の安全値指標を超えている建物であるということでもありますので、その点では通常の地震等では心配はないということでもあります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） もう一点の下北地域広域行政事務組合に対する負担金についてのお尋ねにお答えいたします。

これは、議員おっしゃるとおり、大畑消防署建設候補地の地質調査でございます。これは、6月に開催されました定例会の中で行政報告いたしております。その後下北地域広域行政事務組合と、それから大畑消防署署長等と候補地について協議してまいりました。それで、基本的には国道279号バイパス沿いに建設するのがベターであろうということで4カ所を選定してございます。その中でさらなる協議を重ねました。現在1カ所を選定し

てございます。これは、地権者との関係もございまして、国道279号バイパス沿いに計画しているということでご理解いただきたいと思います。

それで、下北地域広域行政事務組合では、まだ予算化してございません。これが今負担金、議会を通りますと、向こうでは現在のところ12月まで議会がございませんので、専決処分に対応したいと伺っております。このボーリングにつきましても、まだ地権者から了解をいただいております。これボーリングするに当たっては、当然了解をいただいております。この調査が終わりますと、良と形が出てまいりますと、今度は土地の鑑定に入らなければなりません。これもまだ予算化してございません。そういうさまざまな手続が入ってまいります。土地鑑定しましても、地権者の了解が得られるかどうかわかりません。そういう作業も出てまいりますので、平成18年度はそこまでの事業しか進まないかなと思っております。となりますと、平成19年度に土地の取得関係が出てくるのかなと。現在のところそういう状況を伺っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） 理解をいたしました。ありがとうございました。

もう一つ、庁舎建設について市長にお伺いしたいのですが、ということは、先ほど話せばよかったのですが、申しわけないですけれども、話させてください。本庁舎は、いずれは建てなければなりません。でも、これまた同じ中古を直すのではなく、市民の皆様の理解を得て建てるとしたら、新築ということになれば、新むつ市のこれまたシンボルとなるわけでもございますので、苦しい財政であるのは承知しておりますが、これをみんなで考えれば、いい知恵もわくと思います。そういうことで、先ほど中村議員が聞いた何年もつか、64年

ぐらいではないかということで、建ててから12年ということですから、あと50年は、これはもつのではないかと思うところでございますが、新築ということで考えてみても、100年ももたせるようになれば、そっちの方が得策ではないかと私は思うのでございます。先般いつか市長が、悔いのないようにやりたいと、そういう言葉も聞いておりますので、そういう、よし、新築でもやる、これを可決された後に、いろいろ建物の関係も出てくると思いますけれども、そういう気持ちもないのか、市長の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど中村議員が千載一遇という言葉を使って表現されておりますが、私ども庁舎建設基金を積み立てるということになれば、あと20年先、20億円か30億円積めるかどうかという、そういう問題がまず出てきます。新築の場合は、建設費の50%を積み立てておかなければならないということからいきますと、そんなに今の財政状況では余裕がないのではないかと考えております。

現在総務省では、既存の建物を活用して公共的なものに変えるということを推奨しておりますが、今回のものも、先ほども申し上げましたが、市町村振興課の課長にご相談しましたら、いい考え方だから、進めてくださいと了解を得られているような形になっておりますので、危ない建物の中で執務をする、あるいは市民が訪れるという状況を早く抜け出すためにも、今の考え方を積極的に進めていきたいと考えておるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

#### 会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（宮下順一郎） 次に、34番飛内賢司議員。  
（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 私は、項目、単刀直入に聞いていきたいと思っております。

累積赤字額、幾らになりますか、平成17年度末の。それから、平成18年度計上の雑入、つまり今の10億円加えてなのですが、その合計額は幾らになりますか。それから、合併特例債、これは幾らまで使うことができるのか、そして今まで使ったとすれば、何に幾ら使ったかということも教えていただきたいと思っております。

それから、平成18年度の標準財政規模を教えてください。そこに始まりまして、ショッピングセンターが庁舎として機能するには、まずは取得費9億5,000万円、改修費等15億円程度とマスコミなんかでも書いてあるのですが、これは内部的なものだけであります。その建物なんかの環境整備が必要になってくると思うのです、外側の。それらの整備には大体どれくらいかかるのか。これは、市長は先ほど、今は購入費だけの提案だと、だからそれ以外のものは現在提案していないと言うのですが、買った以上は必ずそういうようなものは必要経費になりますので、それらを聞いたうえで我々は判断しなければならないだろうと、そのような考え方から今聞いているわけです。

現在ショッピングセンター、あそこは出入り口1カ所だけなのです。非常に市民にとっては不便の上きわまりない場所ではないかなというような気がするのです。都市計画なんかでは、もっと別な方面から道路が入るといような、そういうような予定があったのだらうと思っておりますが、そのあたりの構想、さらにはそれらにどれくらいの金がかかるのか、まずそれをお知らせ願いたいと思

います。

それから、庁舎移転した場合なのですが、現庁舎を解体するとすればどれくらいかかるのかということに対して、八戸市の一例を挙げたのですが、それでは結局話にならないのです。だから、大ざっぱなものでもいいのですが、現庁舎、それを解体するとすればどのくらいの費用がかかるのか。先ほど市長は、危険庁舎ということで、毎日らはらしながら執務しているのだというような話もありました。さらには、テナントを入れて、そこを活性化させたいというような話も出たのですが、まずその使える部分は使うとしても、使えない部分の解体費用、それらもひとつ教えていただきたいと思います。

それから、取得費9億5,000万円、これはある民間企業というような名前を伏せた状態を出しているのですが、ちまたではもうどこどこと、皆さん承知のうえなのです。東京電力からの申し入れと、そういうような話があるのです。つまりは、これは9億5,000万円については、相手方からの申し入れなのか、市長が必要だから下さいと手を出したのか、そのあたりひとつお聞かせ願えればと思います。

それと、あと最終的に民間企業、先ほど名前を出して大変失礼なことをしたのですが、幾らの金を出す用意があるのか。私は、きょう朝にある方から聞いたのですが、庁舎建築に対して20億円出しますよと、地域振興対策として80億円出しますよと、合計100億円の金が出るというような、そのようなことをまことしやかに話している議員がいたのです。だから、そのあたりの真偽のほどもひとつお願いしたいと思います。

やっぱり以上のようなことからすれば、非常に私も市長の答弁聞いていけば矛盾した言い方もあります。本来十勝沖地震で庁舎の3階がつぶれたと、その時点で、もう既に危険庁舎として建築

費用の基金を積まなければならないわけでしょう。ところが、積んだ5,000万円も、もうどこかへ行ってしまったと。やはりそれは計画性に欠けるし、やっぱり為政者というのは、そのあたりはきちんと認識して、どんなに苦しくても、そのために、つまりは市長自ら、あるいは職員の人方の安全を考えれば、当然それをやるべきでなかったかなというような気がするのですが、まずそれはそれとして、私が考えるのは、東京電力、協力金があるとなれば、例えば今大畑地区では病院の問題で非常に困っています、医者がいなくて。それから、脇野沢地区、いずれ川内地区だってそうなるのですが、そのような方面に対しての協力金として使える部分、その場合は、今金で解決しろということではなくて、その企業に対して医者との配置をひとつお願いできないかなと。そういうようなことを考えていますので、まず市長のそのお考えを聞かせてもらえればと思います。

それと、さらに青少年問題がありますので、今の大畑の下北少年自然の家、そういうようなものに使える金を協力してもらおう考えがあるかないか、そのあたりもひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 飛内議員、議題外にわたる部分は、何とぞご協力のほどお願いいたします。

○34番（飛内賢司） いや、結局は協力金をもらえるのであれば、そういうような方面にもということでございますので。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政上の数値の問題は、企画部長からお答えいたします。

今ご審議いただいておりますショッピングセンターの跡ですが、別の方向から入る道路を検討しているのかと。しておりません。別の方向から入るといいますと、南側になるわけです。南側に道路計画はありますけれども、道路が通る見込みが

ほとんどまずないのです。また、その道路計画のある土地とあの建物が建っている土地との高低差、7メートルあります。ですから、ストレートの道路を、仮に都市計画道路ができたとしても、そこからあの場所まで上がっていくのには非常に難しい構造の道路をつくらなければならない。ただし、現在出口と入り口と分かれて使っておりますから、あの建物は、その使い分けと、もう一つぐらいの通路をつくれるかどうかという。国道338号バイパスの管理者との協議が必要になってくるとは思いますけれども、そういう検討はしなければならなくなるのかなと、議案を通していただければの話でありますけれども、そういうふうに考えております。

それから、今の本当の意味の最初にできた現庁舎、解体処分するのに5,000万円かかるということでありまして、ただしこれは産業廃棄物の最終処分場が間もなく二又で営業を開始するとすれば、これももう少し安くなるのではないかという計算にはなっております。

また、お金を出すのに、向こうから来たのか、こっちから手を出したのかということでございますが、こっちから手を出したのです。それに応じていただいたというふうにご理解を願っておきたいと思っております。

それから、5,000万円の、これまた5,000万円がありますが、建設のための積立金、これは赤字を出さないために取り崩しをしていると、そういうことで、非常に計画的でないだろうというお話でございましたけれども、確かに5,000万円積んでも、大体20億円から25億円積まなければならないうちの5,000万円ですから、どうしてもある金に手がついてしまうということでございまして、これはその時点ではやむを得なかったものと考えております。

これから積み立てをしたらどうかというお考え

も示されましたけれども、今準用財政再建団体にならないための努力を嘗々としておるところでございますので、当分の間積み立てはできないものと考えております。

(「もう一つあります。県の方からどのくらい来るのか、最終的に」の声あり)

○市長(杉山 肅) それは議題外という指摘がありまして。

○議長(宮下順一郎) お答えできる範囲で、もし……

○市長(杉山 肅) それについては相談したことはありませんが、議案で議決していただいたものとすれば、関根浜漁協に2億円入っております。そういうものはありますけれども、まだ私どもも担当部署としっかりとした詰めを行っておりませんので、これからの課題になっていくと考えております。先ほどお話があったような20億円、80億円などという金額は、一切テーマになった話し合いはいたしておりません。

○議長(宮下順一郎) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) それでは、お答えいたします。

累積赤字でございますが、平成17年度の末で24億8,817万円ほどということでございます。

それから、歳入の不足額でございますけれども、これは今年度は盛っておりません。当初からゼロと。ただ、今の補正の段階では10億円余の、これが生じるというようなこととなります。平成17年度は、12億円余の通常空財源と言われるものは当初から持っております。

それから、標準財政規模でございますが、159億5,900万円程度でございます。

それから、合併特例債の利活用といったことでございますが、平成17年度でございますが、決算まだ終わっていませんので、あくまでも見込みと

ということで、事業費で生活道路の整備事業、17路線に事業費で1億8,172万円余、合併特例債で見ますと1億5,690万円、それから排水路の整備事業、それから大荒川の水路整備事業、高規格救急車の整備負担金といたしまして、これを全部合わせますと2億4,480万円といったような合併特例債でございます。使える枠は、約230億円ぐらいありますので、これから見ますと、まだほとんど使っていないというような状況でございます。今この合併の際に、これをフルに使っているところも結構ございますが、起債をなるべく使わないといったことで考えますと、本当は全然使わない方がいいのでございますが、ほかの通常の起債を使うことを考えますと、70%の地方交付税措置される、こちらの方に振りかえた方が楽だといったようなこともございます。それでも今このレベルでございまして、この後なるべく節約するのは節約しながら活用していきたいというのは、これは変わりません。ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 34番。

○34番（飛内賢司） 一番最初に聞いた部分、赤字の額、あるいは合併特例債は幾らまで使えるのかとか、標準財政規模、これらを聞いたということは、今の9億5,000万円、あるいは歳入での10億円、それらがもし入ってこない場合は、それがつまりは標準財政規模とかそういうようなものに絡んで、赤字財政というようなことになってしまうのですよね、もし入ってこない場合は。だから、そのあたりを私がちょっと気にして聞いたわけなのですが。

最後というよりも、市長からの申し入れで9億5,000万円来た。あと、また市長がいろいろと申し入れすれば、ただ先ほど100億円は、それはないよというような話なので、それは私もちょっとまゆつばものではないかなというような感じは

しておったのですが、もしこれからまだ、今まで片手出していたものを両手出した場合はどれくらい来るのかと。そういうようなもので来るとすれば、例えば今急いで庁舎を建てなくても、庁舎の積立金25億円から30億円は、簡単に来るのではないかと。そうすれば、新庁舎も建てられるわけでしょう。そのあたりはどうなのかなということで私伺っているのです。

先ほどは、こういうようなことに使うよりも、もっと別な方というような意見を出したら、それは議題外だというようなことなので、それはいづれ機会を見て話をしようかなと思います。

それから、道路の予定、全然ないというようなことなので、あそこは道路だけではなくて、河川もあるのです。あの河川なんかはどうですか。大丈夫ですか、そのまま使ったとしても。そのあたりもちょっと気になるものですから。つまりそういうようなことから、もし庁舎として動く段階では、道路でもそういうような河川改修でも、いろんなものがあると思うのですが、ある程度の積算、大ざっぱでもいいから、しているのではないかなと思うのです。何もなくて、ただ庁舎購入に専念しているというだけではないと思います。天下の市長です。そのあたりひとつ。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） お尋ねのあれは河川ではなくて農業用水になっておりますが、これは一部改修が済んでいます。もう少し改修を進めなければならないということでありますが、2,000万円ほど投資しておりますので、そのあたりのご懸念は、今の段階ではないようであります。降水量がうんと多いようですと、問題は発生すると思いますが、その対応も今準備をしておるところでございます。

○議長（宮下順一郎） 34番。

○34番（飛内賢司） 先ほど市長は、同僚議員のお

尋ねに対して、今の9億5,000万円、これは政治生命をかけて確保するというような言い方なので、私が心配するほどでもなくて、赤字財政への転落とか、そういうようなことを考えなくてもいいのだらうと思いますが、今後できるのであればもうちょっと、今まで片手、それを両手を出して、もっと別な方面にも使えるような、市民のために使えるような方策を考えてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これを飛内賢司議員の質疑を終わります。

4時15分まで暫時休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 議案第76号の補正のうち、庁舎移転にかかわる幾つかの点についてお尋ねいたします。重複はなるべく避けたいと思っておりますけれども、もしそういうことがあったらお許し願いたいと思います。

まず最初に、私たち共産党と市議団は、7月25日開催された全員協議会の経過を踏まえて、先月8月7日、市長に3点に絞った申し入れをいたしました。その中の3点目は、次のようになっています。今回の庁舎問題は計画性がなく、突然提起された問題である、庁舎問題は重要な課題であり、市民の合意形成を最優先されること。この市民の合意形成を求める、つまり住民自治の視点に立つということは、問題が、課題が大きければ大きいほど守るべき行政の責務だからであります。こうした観点から、私たちは申し入れの際に、市政だ

よりが月に2度発行されているので、広報で市民に対し意見を求めるなどされたらどうかと具体的に提案いたしましたけれども、対応された助役から、その意思はないということで拒否されました。

私は、こうした経過に立って、3点に絞ってお尋ねしたいと思います。第1点は、今新むつ市の経済をめぐる状況は、空財源まで組み、膨大な投資までして庁舎移転を急ぐ状態にあるのか、急ぐべき事業はほかにあるのではないかという問題であります。平成18年度の施政方針の中で市長自身が述べたように、中間貯蔵施設にかかわる電源立地等初期対策交付金の前倒しを受けても累積赤字が30億円見込まれる状況の中で、まさに準用財政再建団体の転落ラインである20%に当たる31億9,000万円に近い状況にあります。このような財政数値にあって、先般報道のように下水道普及率は県内10市では大きな差をもってワースト1位です。県内22町8村を含めてもワースト9位です。また、合併時30億円の予算が削られたため、住宅建設の中止、町、村の独自の事業が廃止されたり後退しました。合併の精神だと、これでもかというほど強調されたサービスは高く負担は軽くは、大きく後退しています。私は、まずこうした現実、事実を前にして、この合併時の約束を守り、旧市町村間の格差拡大を一刻も早く解消するということこそ急ぐべきだというふうに思いますが、どのように市長はとらえているのかお聞きしたいと思います。

第2に、今市民は市に何を求めているのか、その把握についてであります。まず先般厚生労働省の調査でも明らかにしているように、2004年度で見て、餓死者が68人、孤独死400人、失業者は300万人をはるかに超えました。若者の2人に1人が非正規雇用者で、若い世代を中心に精神障害者がふえているとしています。職や健康に対する不安を動機として自殺者は8年連続で毎年3万人を超え

ている、こういうことが明らかになっております。全国的に見てこういうことですから、むつ市はそれ以上であってもそれ以下ではないというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員、発言中でありますけれども、議題外にわたる部分がありますので、何とぞ議案第76号に絞って、その部分につきましてのご発言、ご質疑をお願いいたします。

○22番（工藤孝夫） そこで、最初に述べましたように、今市民が市に何を求めているかということについて、私たちはアンケート調査をいたしました。

まず第一に、トップが福祉、医療の問題です。それから、雇用の問題、こういうことを庁舎移転よりもまず最初に取り組むべき問題だと、私はそう思いますけれども、市長はそういう意思があるのかどうか、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

第3に、庁舎の手狭の問題なのですが、先ほど同僚議員も若干触れましたが、例えば旧川内町では2年前、新庁舎を建設したわけですけれども、これは県内、当時2番目に古いと言われた、それこそ継ぎ足し、継ぎ足して持ってきた庁舎ですが、その前に病院をまず手がけて、そしてぎりぎりまで職員なんかも奮闘してまいりました。そこで、そういう手狭問題を解消するということについていえば、川内庁舎は新しいわけだし、それから脇野沢庁舎、それも新しくなります。大畑庁舎だってまだまだがっちりしているということでもありますので、職員をバランスよく配置して、そうしていったならば、その地域、また周辺の活性化にもつながるといふふうに私は思うのでありますけれども、これに対して市長はどう思うのか、まず3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併にかかわる旧町村と旧市

の格差解消のための計画などとして、合併協定事項や新市まちづくり計画及び過疎計画等がありますが、それぞれの計画などで定められている取り組み目標を確実に移行することで格差解消を図っていく必要があると認識しております。この庁舎移転は、格差解消とは別次元の緊急な事項と考えております。

市民は、今何を求めているのか、市民要求をつかむことについてということではありますが、雇用の問題とか、市民が一番求めているということではありますが、これはそういう設問をすればそうなるわけですし、庁舎の問題とは直接リンケージするものではないと考えます。

手狭な庁舎を解消するのに大畑、川内、脇野沢を活用しろということですが、先ほどもお答えしましたように、合併時の分庁舎への機能移転が賛同を得られなかったという経緯がございます。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 22番。お願いをいたします。議題外にわたらないような再質疑ということでご協力のほどお願いいたします。

○22番（工藤孝夫） 庁舎問題は、合併の格差解消とは直接関係ないという話でした。しかし、この庁舎移転問題で、将来的に市民の負担がふえていくということになっていけば、旧町村でこれまでずっと要求してきた事業だとか、今要望ある事業、これは先送りされていくのではないですか。私は、そういう点で、まず後期対策事業計画というのも市の計画が了承されているし、そういうものを計画的に進めていってほしいという考えから、今このことを市長にお尋ねしているのであります。これについて答弁願います。

それから、冒頭に紹介いたしました、今市民が庁舎問題よりも何を要求しているのかということでの、市独自で市民の声を聞くと、民意を酌むと、そういうアンケート調査なりなんなりして、そう



いう意思はないのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思います。

耐震問題ですが、先ほども答弁しておりました。現庁舎は危険だと、深刻な状況にあると。そういう状況にあったならば、2年前の合併協議会まで、この問題が合併協議会の協議対象になぜならなかったのか、不思議でなりません。この点もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議案の説明、ただいままで多くの方のご質問にお答えしてきましたが、合併協定書に書いてある事業が先送りされるのではないかと。財源、全然別な財源使うわけでありますから、先送りになる要素は全然ございません。

それから、市民の声を聞けというお話でございますが、合併のための市民アンケートは随分やりました。その中に生の市民の声というのも大分反映されておるわけでありまして、今の庁舎を新しくするという考え方は、むつショッピングセンターの破産という事態を受けて発生した問題であり、合併協議会の中でも議論もされていないし、あるいは、この中でアンケートをとっても、そのようなことに関する答えは出てこない問題であったらと思います。

合併協議会の中で、なぜむつ市役所が危ない建物だということを協議しなかったのかということではありますが、皆さん知っていらっしゃるでしょう。ですから、そういう現実があるということをご共有の認識として扱ってきたということでありまして、わざわざ合併協議会に持ち出して、うちの役所は老朽危険建物であるということをご審議していただく要素はなかったらと思うのであります。でありますから、私が先ほど中村正志議員にお答えして、千載一遇の機会と申し上げたのは、財政の極めて厳しい中、財源があり、そしてちょうど手ごろというよりも、ちょっと過ぎたるもの

がそこにあったから、これに今手を出したいということで議会にご相談を申し上げているということでございます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） きょうは、市長の口からよもや出るとは予想しなかった言葉が出ました。それは、提案される市長の方でも悩む提案だと。ですから、今回のこの庁舎移転の補正予算を市民はどのように理解したらいいのか、するのか、私は非常に悩むし、また説得力のない提案だなど、そう思います。そういう意味で、市民の納得を得られると、そういう自身があるのかどうか、最後に市長からそのご見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 民主主義というのはそういうものなのです。チャーチルが言っていますが、民主主義という制度は、人類が用いた最悪の手段であると、チャーチルが言っているのです。そういうことからいけば、多分賛否両論が、新聞紙上でも読者の声として賛否両論が載っております。どちらをとるかといったら、今積極的に事を前に進める策をとるべきであるというのが私の考え方です。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 同議案に対してお尋ねさせていただきます。新庁舎についてと、あとそれ以外の1点、合わせて2点についてお尋ねさせていただきます。

まず新庁舎、9億5,000万円のことについてありますが、これはアークスプラザの土地を取得するとかという表現ばかりされるのですが、旧アークスプラザの用地の金額、建設費という資料を

見ますと、土地が9億円で建物が34億円、これがすべて9億5,000万円で取得できるだろうなというふうに思うのですが、この9億5,000万円の内訳、土地がどのくらいで建物34億円がどのくらいで取得されるのか、ここら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

庁舎についての2点目ではありますが、このアークスプラザが庁舎に適しているというのは、だれかに、専門家に相談して決めたものなのかどうか、だれが適していると判断したものかどうかが、これを確認したいと思います。というのは、私の前に中村議員がちょっと触れたのでありますが、建物というのはそれなりに目的があって建てられるものであります。そういう意味でアークスプラザというのは商業施設、ということはショッピングに適したようにむだがなく、それに適したように合理的につくられた建物だと私は思います。そういう意味で、庁舎は庁舎の機能というのがあると思います。その機能に合わせてむだなことなく合理的にやっぱりつくっているのが庁舎の建物だろうということで、そういう意味でこのアークスプラザが適しているというのは、どういうことで適していると判断したのか、これ2点目お聞きしたいと思います。

3点目ではありますが、先ほどのと若干関連しますが、庁舎の設備として、やはり私は最低限整えなければならない設備というのはあると思うのです。でも、私は専門家でないから、ちょっと具体的にわからないのでありますが、そういう設備というのは何であるかというふうに思っているか、それちょっと最初確認したいと思います。再質疑の方で、それについていろいろやりとりしたいと思います。

4点目として、耐震性の問題は、先ほど建築課長が構造耐震指標、これはI s 値というのですか、多分このことだと思うのですが、これが安全値が

0.6のところをアークスプラザのところは1.22あるというふうに先ほど報告されたのでありますが、私の資料だと、防災拠点として望ましいI s 値は0.9というふうな資料があるのですが、その0.9よりも上回っているという報告ありました。これは、市独自で調査したものなのか、それともどこか専門家、それこそ市内ではなくて、本当に信頼のある大手の、そういう専門家にきちっとお願いして得た数字なのかどうかということも確認したい。

5点目としては、今庁舎、それこそおびえながら仕事をしなくてはいけないというふうなことが再三言われるのでありますが、そのおびえる基準というのは何においておびえているのか。市長の主観的な判断でそういうふうに判断しているのかということなのです。ですから、そういう意味で今現庁舎の耐震性についてもしっかり専門家のやっぱり調査が必要なのではないかなと思います。今までの答弁聞くと、昭和43年に地震があって、昭和44年、次の年に調べて、そのとき補強したというだけの答弁でありました。今現在、それから三十数年もたっているから、もうおびえているというだけの話でありました。もしそうであるならば、やっぱりしっかりと今の現庁舎はどの程度の耐震性があるのか。先ほど言った構造耐震指標I s 値、私はやっぱり0.9以上なければならないかなというふうに思いますので、こういうのをしっかり調べていないのかどうかということをまずお聞きしたい。

6点目ですが、財政についてであります。とりあえず今空財源設定したということで、県の指導はなかったのかどうか。市町村振興課に聞いたら、いい案だから取得した方がいいとかというのはあったみたいであります。空財源設定について県の指導はということであったのか。そして、9億5,000万円は民間資金導入とか活用というふ

うな表現をしているのです。これちょっと私はつきりよくわからないのですが、寄附を受けるというふうには何か、私は勝手にそういうふうに判断しているのですが、それは寄附なのですか、それとも9億5,000万円は一たんある民間から借りて、そしてそれを庁舎に充てて、あとその9億5,000万円の返済は後々でもいいというふうな、そんな感じの導入の仕方ということだから、導入とか活用という表現をしているのかどうか。

以上、6点、庁舎についてはお聞きしたいと思います。

庁舎以外の点については、補正予算の11ページですが、いのししの館91万3,000円というふうには、修繕費ですか、計上されておりますが、これは指定管理者はたしか杉山市長でありましたよね、いのししの館を管理している指定管理者は。私総務常任委員会の方でこの指定管理について説明を受けたときに、簡単な修繕は指定管理者の方でやってもらおうと。大きい修繕については、市がやらざるを得ないだろうとかという答弁を受けていましたので、91万3,000円というのは、大きな修繕というふうには市は見ているのか。そうすると、これから指定管理に移した、そういう施設については、幾らの金額で市が直すということになるのか、そこら辺の基準があるのかどうかというのをちょっとお聞きしたい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) ご質問の1番目ですが、先ほどもお答えしておるところでありますけれども、建物、土地の購入費の9億5,000万円は、これは管財人の定めるものでありまして、評価とか、そのようなものでは関係してありません。ただし、この9億5,000万円をどのような割合で考えるかということにつきましては、破産管財人は土地及び建物と消費税を合わせた金額であるというこ

とでありまして、市の土地の税法上の評価額では約5億5,000万円前後と推計しておりますので、建物については4億円の前半ではないかと考えておるといふことであります。

次に、アークスプラザが庁舎に適しているというのは専門家に相談したのかというお尋ねですが、専門家の判断は仰いでおりません。ただし、現庁舎が抱えている耐震強度の問題、窓口の分散化による市民サービスの低下、来庁者用駐車場の狭隘の問題等、これらを一挙に解決できる物件であると考えております。

庁舎の設備として整えなければならない最低の設備は何かということではありますが、現庁舎のすべての機能を移転しなければ市民サービスの低下につながりますので、電算センターや議場の移転も含まれることとなります。

耐震性については、専門家に相談したのか、旧アークスプラザの耐震性については専門家からの判断を仰いでおります。まず、構造については鉄筋コンクリートづくりと鉄骨づくりの2種構造となっております。柱までは鉄筋コンクリートづくりであり、はりや鉄骨づくりとなっております。

次に、保存度については、耐震判定による考え方でご説明いたしますと、構造判定指標値、いわゆる安全値は0.6とされております。この建物が持つ耐震指標値は1.22と構造計算から確認されております。したがって、安全値はクリアしている建物であると言えます。建物の内部仕上げ、天井等は、在来そのままとし、外部については一部屋根の補修で可能であると考えております。

現庁舎の耐震性についても、専門家の意見は聞いているのか、昭和43年の十勝沖地震により3階部分が倒壊し、2階建てとなっております。その後昭和53年に庁舎耐震度調査を実施し、その結果に基づき補強するなどの工事を行っております

が、平成7年に実施した庁舎構造調査では、日本海中部地震や三陸はるか沖地震等の影響と思われる建物の損傷箇所が確認されたほか、庁舎棟と議場棟との境に最大17ミリメートル程度の段差が確認されております。この時点の調査から現状の耐震性能は耐震基準の判定指標値と比較すると、2階部分で耐震判定指標値がそれを下回り、震度5程度の地震に耐震性が確保されているとは言いがたいと思っております。

財政について、空財源設定は県の指導となるのではないかとありますが、今回のアークスプラザへの市役所庁舎の移転については、土地、建物取得費のかかわる財源はすべて雑入としてありますが、予算編成の時点で県からは財源のあてのない歳入を計上するのは好ましくないという指導がなされております。今回の財源についてはやむを得ない事情ということですので、ご理解いただきたいと思っております。しかしながら、基本的には合併特例債の活用ともあわせ、企業からの支援を仰ぐなど、最大限に努力しているところでありますので、ご理解願います。

次に、いのししの館の大修理であります。借地借家法に修理費の負担の例示がなされている部分があります。小修理については店子の負担とする、大修理については家主の負担とする。この指定管理者制度も、その借地借家法の考え方を準用して判断することになります。それには、細かい解説書も出ておりますから、それらを参考にしながら判断していくところであります。

(「議長、答弁漏れ、民間資金導入のところが……」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 企業からの支援を仰ぐというふうな表現で答弁があったかと思っておりますけれども。

(「どういう意味かと聞いたのです。寄附なのかどうか、もらうのか

どうか」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 民間から借りても、それは起債になります。あくまでももらうのが前提です。

○議長(宮下順一郎) 21番。

○21番(横垣成年) 9億5,000万円については、建物が4億円ぐらいだということでありまして、2番目に聞きましたアークスプラザが庁舎に適しているかどうか、これは専門家には聞いていないで、市長が自分の判断で決めたというふうに私は理解いたしました。そして、3番目に庁舎の設備として整えなければならない最低の設備というのは何かと聞いても、今の設備は、ただ全部必要だから移動するということでありまして、今庁舎については千賀議員も触れたかと思っております、やっぱり防災拠点となることが求められているということで、今現在のこの旧庁舎の中にある施設なのか、ない施設なのかわかりませんが、防災拠点としてやっぱり必要な何か施設が、断水だとか、そういうのに備えて地下に水槽をつくっている庁舎がほとんどだということで、そういう防火水槽なんか、新しい庁舎をつくる場合は設けなくてはいけないというふうなのがあるみたいです。だから、そういうのなんかも、私はもう新しい庁舎に求められる最低限必要な設備ではないかなと。

これ私もある設計士の方からちょっと聞いて、そういうことを言われたのでありますが、当然今のアークスプラザは商業施設ですから、そういう設備は多分ないだろうと。先ほど9億5,000万円で取得した後にはいろんなものが15億円でできるとかと言うけれども、それは多分こういう防火水槽なんかは入っていないだろうと。そして、またあそこはただ全部アスファルトですよ。ただ、ああいうアスファルトだけにしておく土地でいいのかどうか。やっぱり新庁舎にふさわしいものとしてのいろんな修繕、15億円以外のものが私はい

っばい必要になるのではないかなというふうに思うのです。そういう点で、そこら辺の本当にこれから新しい庁舎としてたえ得るようなやっぱり最低限の設備がこのアークスプラザに期待できるのかどうかというのを再度聞きたいと思います。

今これ愛知県の西尾市、これも合併して10万人ぐらいのまちになったのでありますが、ここを平成12年から新庁舎建設計画やって、今平成18年度に工事を開始しているというふうなところであります。これ10万人ぐらいですから、大体むつ市をちょっと大きくしたような市で、そして77億円かけて1万8,000平米の庁舎を建てているのです。今のむつ市の庁舎は8,000平米ですから、先ほど八戸市のやつは大体1万平米で40億円と言いましたから、ちょっと1万平米ぐらいにして、新しい庁舎をつくっても50億円ぐらいで、それこそ市民の要求を受けたすばらしい庁舎ができるのではないかなというふうに私は計算しております。そういう意味で、今このアークスプラザを買い取ってやったとしても9億5,000万円と15億円、それ以外にいろいろかかるとして私は30億円近くはかかるかなと。それで、いざ使ってみて、こっちが都合悪い、こっちが都合悪いといって膨らむというふうな形になるよりは、やはり50億円というのもやっぱりきちっと見据えて、市民が納得できるようなそういう庁舎、本当にこれから防災拠点として頼るような、そういう庁舎というものを市長としてはやっぱりそれなりに考える必要があるのではないかなと。それこそ50億円ぐらいで私はできると思います。そういうこともやっぱり我々に提示すべきではないかなと思いますけれども、そこら辺ちょっと答弁お願いしたいなと思います。

それと、庁舎については、あと現庁舎の耐震性について、昭和53年については2階がちょっと危ないというふうな調査結果が出たわけですから、これについては何も対応をとらなかったのかどう

か。今現在もやっぱり調べてもらいたい、これについてはどうですか。やっぱり調査をしてもらいたい、そんなに危ない、危ないと、市長が多分夢にも見られているような危なさだというふうに私は理解しましたけれども、そういう危ない庁舎に最高責任者を置いておくわけにはいかないので、ただちに調査をして、市長が安心して庁舎でも眠れるような、そういうふうな庁舎にしてもらいたいと思いますけれども、まずこれについてはどういうお考えか、調査をする気はないのかどうか、それお聞きしたいと思います。

それと、あと庁舎ではないのですけれども、いのししの館、そういう中、賃貸の契約によって云々と言いましたけれども、だからその境目、市が負担する、また管理者が負担する、そこら辺の境目というのは、もしないのであればこれからつくべきだと思いますけれども、そこら辺答弁お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 防災拠点ということではありますが、実はむつ消防署と消防本部の共同ビルではありますが、あそこの耐震強度は、神戸の地震のレベルでは全然影響を受けない、地下に100トンの水槽がついている。そういう施設が幾つもあった方がいいですし、役場の方が耐震拠点としては連絡機能等も多分使えるのだらうと思うのです。しかし、第2拠点も持っているというのが今のむつ市の状況であります。でありますから、水槽が何のために使われるかというご発言がなかったのであります。これは緊急火災に使うということでもありますとか、水道管が裂損するだらうと。その場合、消防自動車が出ていっても、消火活動ができない。そういう場合に消防署に100トン水があるというのが近隣の消火に役に立つということですから、今の場所に水槽をつけるといっても無理です。現役場も市役所も水槽はあり

ませんが、消火栓はありますけれども、水槽はありません。そういう既存不適格という考え方がありますが、総務省もこの既存不適格を進めている立場でありますから、この問題については特に考慮に入れる必要はないと思っております。

それから、50億円の新庁舎に水槽をつけると。水槽のために庁舎をつくるわけではありませんけれども、50億円で建てるためには25億円ためなければならぬということをお先ほどからも申し上げているのです。今とてもそれをためる余裕はないのです。そういう状況でありますので、今のご提案申し上げていることにご協力をお願いできればありがたいと思っております。

いのししの館でございますが、これは借地借家法の定めるところによるものであります。借地借家法の解説書も出ております。その解説書等を参考にしながら、指定管理者が負担すべきもの、あるいは指定管理者を定めておる市の方で負担すべきもの、これらの判断を間違いなく進めていくという立場をとっておるところでありまして、現在ご審議いただいております予算書の中にあります修理費は、大修理に当たるという判断のもとにご提案を申し上げているところであります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私が提案した50億円の庁舎、25億円を準備できないということでもありますけれども、やはり今は準備できないかもしれませんけれども、やっぱりこういう庁舎というのについては、西尾市でも平成12年度に庁舎をつくりましょと立ち上げて、やっと平成18年、ことし12月に工事着工と。この間には、まず建設推進本部をつくって、その後に市民も募った専門家会議を開いて、それから今度は市民のアンケート、こういう計画でやるのだけれども、どうかというアンケートをとって、それを集約して、ことしの12月に工事を着工というふうな、こういう形で進めており

ます。やはりこういう立場に立つのであれば、市民も一定理解はしてくれると思うのです。何も市長一人でこういう庁舎をねじり鉢巻きで政治生命をかけてやれとは、私はだれも望まないと思いません。こういう新しい庁舎というのは、市民みんなもそれなりに望んでいることだと思うのです。確かに今の庁舎に入れば、それなりに職員も暑い中、暑い暑いと言って仕事をして頭をオーバーヒートさせているようなやり方も見ておりますし、だからそういう点では市民の理解も得られると思うから、やっぱりこういう何か安物買いの銭失いのような代物にしか見えない。これ多分移動してもあちこち変えなくてはいけない、これをつけなくてはいけない、そういうのがあろうし、市民からもあれどうだ、これどうだというふうのが出てくると思います。

今本当に新しい庁舎には、ここは深夜電力を利用した蓄熱式空調設備を導入すると。これ省エネ型の建物に切りかえる、あとソーラー発電施設の導入を考慮するとか、あと散水やトイレの水は全部雨水を利用する、これ全部市民から出された意見を採用している。あと会議室ごとに温度管理ができるようにするとか、あと市民がいろんな手続するのに動線を短くすると。今のアークスプラザは、角から角とえば、多分かなりの長さですよね。それをどのようなレイアウトにするかはこれからなるのだろうとは思いますが、やっぱり市民のいろんな不安、願い、そういうものを組み入れたものになり得るかどうかというのは、ちょっと私は疑われるということで、市長についてはこういう、しかも他人の正規のお金でないようなものをあてにして、今も余り公表できないような、そういう財源をあてにしてこういう中古品と言ったらなんですが、そういうものに手を出すよりは、市民がしっかり納得できるような、本当に市民が喜ぶ防災拠点となる、そして市民が憩え

る、そういうふうな新庁舎ということで改めて考える考えはないかどうか、そこを最後お聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 要するに25億円積み立てる能力は、ここしばらくの間はむつ市にはないということを考えれば、それと現庁舎の危険性等を考え合わせれば、現在我々が持っている選択肢のうちで一番適切なものであるという考え方を持っております。

（「答弁漏れ、今現在の庁舎、きちんと耐震を調べて直す考えはないか」の声あり）

○市長（杉山 肅） 先ほどお答えしたように、昭和53年に八戸工大の建築の先生方に耐震度を調べてもらっていますが、その後に大型の震度4クラスの地震があって、その影響もあって、議会棟と本庁と17ミリの段差が出てきているという状況です。次は震度5ぐらいの地震が来れば、かなり倒壊の危険がある。

（「修理する考えはないか」の声あり）

○市長（杉山 肅） いやいや、そう書いてあるのをさっき読んだのです。さっき読んだのを今思い出して言っているのです。ですから、専門家に調べてもらったのが昭和53年。

（「今調べて」の声あり）

○市長（杉山 肅） 今調べても新しく建てるのと同じくらい金がかかるとしたらどうなるのですか。

（「そこをきちっと積算して……」の声あり）

○議長（宮下順一郎） そこだけのやりとりはやめてください。

これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、53番佐藤司議員。

（53番 佐藤 司議員登壇）

○53番（佐藤 司） 庁舎移転に伴う取得費用以外の費用についてお尋ねしたいと思います。重複すると思いますけれども、今までの答弁を聞いてみると、自分にとって納得できるような答弁は一つもなかったものですから、重複してもやむを得ないと思ってお尋ねします。

今回の補正予算には、公有財産購入費しか計上されていない旧アークスプラザは、店舗用の建物であるうえ、建設費を安く抑えるために倉庫に近い構造となっている。そのため、窓が極端に少なく、多くの部分は太陽の光が入ってこない、これを庁舎として使用するには、大規模な改修が必要だと思っているが、どのように改修して、どれくらい改修費がかかるのか。また、庁舎移転後、旧庁舎を解体することになるが、解体費用はどのくらいかかるのか。また、改修費と解体費の財源はどうするのか。庁舎移転した場合、周辺の道路及び排水路は現状のままで十分か。旧アークスプラザ跡地に庁舎移転した場合、朝夕職員の通勤時に交通渋滞が予想されるが、交通量についてのシミュレーションを立てたのか。また、建物には多くの職員が常時勤務することになるが、浄化槽や排水は既設のままで合うのか。

庁舎移転を決定するまでの手順について、庁舎移転の話が出てから、今回予算を計上するまで非常に期間が短い。市では庁舎移転について、これまでどのような組織で、どのような検討をして最終決定したのか、手順について教えてほしい。

市の施設における庁舎移転の優先順位について、これまでむつ市は財政再建が最優先ということで電源三法交付金を人件費に使ってまでも財政を切り詰めてきた。また、市民は準用財政再建団体になれば、住民サービスが低下するということで、仕方がないながらも我慢してきた。市民に我慢を強いている現状からすれば、庁舎を購入する

お金があるなら、教育、福祉増進、地場産業の振興に使うべきではないのですか。この4点、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 佐藤議員にお答えいたします。

今回予算に計上してご審議いただいておりますものは、土地、建物の購入費でございます。それは、先ほど来ご説明申し上げておりますように、破産管財人が、今整理の最終段階に入ってきて、早く取得をしてくれという要請が来ている。そのために取得費を計上し、ご審議願っておるものであります。次の議会には整備費等を計上し、ご審議をいただく段取りをいたしてまいります。

その概算見積もりであります、次の議会でご審議いただくものは、ほぼ15億円になるのではないかとこのように考えております。

次に、道路及び排水路の状況が現状で十分かとお尋ねであります。まず、道路についてであります、旧アークスプラザの買い物客や出入り業者の数、一方市役所へ来られる市民等の数について詳しいデータを把握していないことから、明確なお答えになりませんので、まことに恐縮であります、想定で申し上げますと、旧アークスプラザの場合、機械室等を除く1階の床面積は1万7,000平方メートル余りを有するショッピングセンターでありましたので、相当の出入りがあったものと思われま。その数と市役所に訪れる方々の数と比較した場合、市役所の方が上回るとは考えにくいところであります。この敷地内への出入り口も3カ所あることから、道路問題につきましては現状のままで、特に支障が発生しないものと考えております。

次に、排水路問題であります、この一帯は以前から開発行為が盛んで、住宅地が多く整備されてきました。このようなことから、排水路について検討を要する時間、時期であるにとらえ、平成

17年度から事業に着手しておりますが、第2期事業として平成18年度予算を審議していただきました3月定例会におきまして、河川改修費に同地区の排水路測量設計委託費として応分の額を計上させていただきます、進めることとしております。ご理解をお願いします。

庁舎移転を決定するまでの手順ということではありますが、予算の御議決を賜りますれば、破産管財人との売買契約を締結いたしますし、当然条例に定める財産を取得して、議決案件となりますので、議会の議決を得るべく準備に入ることとなります。その後新庁舎が完成いたしますと、所在地の変更に係る条例の改正案の議決も必要となります。

次に、4番目の市の施設における庁舎移転の優先順位についてであります、庁舎移転については、旧アークスプラザを含むむつショッピングセンターが昨年9月に負債額が40億円に上ると言われております、倒産したことによるものであります。破産管財人において、これまでも商業者による活用を模索したようでありますが、それもままならなかったようであります。このままでは、当該場所は廃墟の一途をたどることとなり、当市の市街地の構成から憂慮すべき事態であるとの判断から庁舎の移転を考えたものでありますので、これまでの優先順位を加味したものではないことをご理解いただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（佐藤 司） 通常新庁舎の建設に当たっては、市民を含めた検討委員会を組織してもっと多くの人から意見を聞くのが当たり前の話ではないのですかと思うのです。後のことを考えないで、今これを買って、後の金かかることは、見積もりもアバウトな見積もりより出てこない。その中でこれを買って、果たして、ではどのくらい金かかるか全然出さないで、こういう議論すること自体が



おかしいと思わないですか。

私は、初めて土曜日に市長から電話もらいました。うれしかったですよ。「協力してください」。協力してくださいだったら、資料を出してください。幾らでも協力します。私は、本当にこれからむつ市がどうなるか、今なったばかりの議員です。まだ1年ちょっとです。このむつ市議会がどういう組織で、どういう役目をすればいいかはまだわからない状態ですけれども、バッジの重みはだんだんわかってきました。

むつ市は、赤字を解消するために中間貯蔵施設だって引き受けた、今まで市民は我慢しているわけでしょう。赤字を解消したのだったら何でもやってもいいです。赤字を解消する前に、次のアークスプラザ買って、財源もなしで買って、どれだけの改修費がかかるか、それも出さない。どうやって私たちは市民に説得するのですか。無理な話です。

今庁舎が確かに老朽化しているかもわかりません。職員は、その老朽した中でも我慢しているわけでしょう。でも一番怖いのは、市長の行動です。それに震えているだけです。

○議長（宮下順一郎） 佐藤議員、簡潔に質疑の要旨をお述べいただいて、再質疑でございますので、答弁に対するの質疑ということでご協力をお願いいたします。

○53番（佐藤 司） わかりました。済みませんでしたが。市長、何とか今回のことだけはもっともっと時間をかけて、ゆっくり話し合ってやりましょう。それだけです。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（宮下順一郎） 答弁は要りませんか。

（「終わり」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご本人が終わりということでございますので、これで佐藤司議員の質疑を終わります。

次に、1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） これまでの質疑の中で、大方アークスプラザについては質疑が出されてきましたので、重複する部分に関しては、そちらの方で割愛して結構でございます。

まず、議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算、歳出をお聞きします。第2款1項16目の町会集会所設置等補助金の算定方法と、旧町村の対応はどのようになっているのか、まずこれを1点お聞きします。

次に、同じ2款1項24目、新庁舎取得事業費について。耐用年数については、もうこれまでに何度もお聞きしましたので、結構です。また、強度も1.22ということでお聞きしましたので、これも認識いたしました。

3点目に、人口減少とともにこれから職員数も減少するものと思いますが、10年、20年後、これから10年後でもよろしいです。今人口は年間約100名ずつ減っていると思います。10年後には、1,000人が減るのではないかなと思います。本庁舎における職員の数を、その時点でおよそどれくらいと見ているのか。旧大畑町の場合は、合併する直前でしたが、10年間で約7割の職員が、一般職員100名のうち70名が自然退職することになっておりました。本庁も川内庁舎、脇野沢庁舎も同じような年齢構成ではないかと思いますが、今回は本庁舎の建設ということですので、本庁舎の数を将来的にどう見ているのかお聞きします。

以上、大きく町会の2点と、それから庁舎取得費の1点でよろしいです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 濱田議員にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今後人口も職員数も減少すると考えられております。推計については、総

務部長からお答えいたしますが、先ほどもお答えしたところでありますが、今中央官庁でも大きな建物をつくって、その建物にふさわしいテナントを募るといようなことを始めておるようでございますので、かなり大きな建物でございますから、当然余分なスペースが出てまいります。それを使ってくださるようなテナントを募集してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 今後の職員数の減少ということで、10年先、20年先ということで、膨大になりますので、まず我々当面考えているのは5年間ということで考えてございますので、その辺でお答えしたいと思います。

まず、2010年問題で、団塊の世代がこれから退職してまいります。その数を申し上げますと、平成18年度で定年退職が17名、それから平成19年度では34名、それから平成20年度では40名、それから平成21年度では36名の方々が、これはあくまでも定年退職でございます。そのほかに当然勧奨も出てまいりますので、これよりさらに数がふえてくることが予想されます。

前に申し上げましたように、行革審議会の中では、平成17年度から平成21年度まで、現在の職員数を5%以上削減するということが盛られております。市としましても、この数値は着実に実行していきたいと思っておりますので、何分よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、町会集会所設置補助金の算定ということで、算定の方法についてご説明申し上げます。

町会集会所の補助金につきましては、むつ市町会集会所設置等補助金交付要綱に定めておりますけれども、補助の対象といたしましては、床面積が60平方メートルの集会所の新築に要する経費、

次に増築並びに改築の場合でございますが、改築または増築する部分の床面積が9平方メートルを超え、かつ増改築に要する経費が30万円以上のものについて補助金を交付するものです。

補助金の額といたしましては、新築、増築または改築に要する工事費の2分の1以内の額とし、町内会の世帯数により限度額を設けています。ちなみに、限度額でございますが、世帯数が100世帯未満の町内にありましては200万円、世帯数が100世帯以上300世帯未満の町内につきましては250万円、及び世帯数が300世帯以上の町内にありましては300万円ということで定めております。

なお、他に集会所の用地の借り受けに要する経費につきましても定めておりますが、固定資産課税台帳に登録された価格相当額2,000分の4、賃借面積及び賃借月数を順次乗じて得た額となっております。得た額より賃借契約額が低い場合は、その低い方の額ということになっております。

集会所の現況でございますけれども、むつ地区には町内会が独自で集会所を設けている場所は78カ所あります。また、川内地区には6カ所、大畑地区には9カ所、脇野沢地区に3カ所、それぞれ町内会の管理のもとに設置されています。

また、集会所の維持管理費についての補助金については、現在大畑地区、川内地区が合併以前の制度を踏襲していますけれども、早い機会にこれらの調整を図りまして、むつ市の交付要綱に統一したいということを考えております。

以上、簡単でございますが、ご説明といたします。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） まず町会集会所設置等補助金の方をお聞きします。そうすると、旧町村に対しての補助金は、現在はこの増改築に対してはなされていないということですか。

それから、人口減少に伴う職員数の減少という

ことですが、5%削減を目指していくと、5年間で5%削減ということですがけれども、合併の目的というのがやはり行政コストの削減でございました。ですから、その削減をもう少し進めて、やはり庁舎に対しましても、余分なスペースができれば市長はテナントを募集するということが、その辺のところはテナントをどの辺までスペースとしては事務室を使えるのかということをお聞きします。

3名の女性議員おりますが、一番広さを認識しているのは私たち女性ではないかと思っております。アークスプラザにはよくかけておりました。ですから、かなりの面積を持っていますので、将来的にこのスペースが少し多いのではないかなと認識しておりましたので、その辺のところをお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在半官半民のような形で組織されている団体があります。例えば連合婦人会ですとか、その種の団体が独自のスペースを持ちたいという要望がかなり寄せられております。例えば青少年健全育成の会なども欲しいというようなことを言っておるわけでございますので、そのような団体に声をかければそれなりに使っていただけるのではないかと思います。スペースの面積については、総務部長からお答えをさせます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 旧アークスプラザにつきましては、約1万8,000平米の床面積がございまして、これもアバウトな数字になりますけれども、恐らく3,000平米ぐらいが市庁舎として使わなくてもいい面積ではないかと。この約3,000平米がこれから有効活用を図っていく面積になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 補助金につきましては、旧大畑町、旧川内町に、維持管理についての制度がありまして、これを踏襲しております。増改築については、むつ市がやっておりますけれども、これを今そのままの状態でおりますけれども、今回の補正でも、これはむつ市内の集会所についての補正でございまして、これをどうするかをまだ検討しなければならないというような段階で、今の時点では前のままを踏襲しながらやっているということでございます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 大分時間も押してきましたので、終わります。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、44番目時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 補正予算の新庁舎移転問題について、4点にわたって重複を避けるようにした形でお尋ねをいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

一つ目は、先ほど来の市長の答弁の中で明らかにされてきている中で、現庁舎の耐震性というか、強度性等については、昭和43年の十勝沖地震の後、昭和44年に耐震調査をする中で補強をして、そして近いところでいきますと、昭和53年に専門家からの調査をして、そういう中で危険構造物だと、このようなことでの説明であります。そういうような状況経過の中からはすれば、当然先ほど来も出ておりましたが、本当に危険な庁舎の中に市長を初め職員がおるとするのは、これは命にかかわる部分でありますし、危機管理の拠点施設ということからも、当然私は合併協議なり財政再建のシミュレーションなり、行財政改革プランなり等々に反映される検討があるべきであったのではないかと認識をするわけでありまして。そういう面で、

現庁舎のそういう部分について検討過程が、これまでの答弁からしますと、アークスプラザの問題が出て、その中で検討してきたと、単純に言えば、そういう経過になっているわけではありますが、私のそういう認識と、市長以下の認識がどのようなことで先ほどの部分について検討してこなかったのかどうか、1点目お聞きをしたいと思います。

2点目は、今回の旧アークスプラザの土地及び建物の購入の部分については、単純なお尋ねであります。用途を指定しない形での土地、建物の購入なのかどうか。というのは、私もこれまでの議論の中でいきますと、土地、建物を今回の中で補正予算で承認していただいて購入をする。来年度以降、庁舎の改修なり、本庁舎、当然移転をするという前提の中だろうという認識をこれまでしてきているわけでありまして、そういう面から確認であります。用途指定をしない形での購入かどうかお聞きをしたいと思います。それは、3点目とも関連をいたします。

3点目は、先ほど坂井一利議員なり野呂議員の質疑の中でもあったわけではありますが、先般7月25日の全員協議会の中で、聞き違いであれば、認識の違いがあるかと思いますが、私はその全員協議会の質疑の中で、市長は旧アークスプラザの破産管財人から聞き及んでいる中では、土地、建物を購入する団体なり企業等がないという説明だったろうという認識をしています。きょうの質疑の中でいきますと、むつ市以外にも二つほどあると、こういう先ほどの答弁であります。それは、全員協議会のときにはどこも希望しているところがないと。それがむつ市が購入することによって、解雇になった従業員の退職金も払えと、こういう説明であったろうという理解をしていますが、その辺について、理解違いなのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

最後に、市長はこの件に関して、質疑に対する

答弁の中で、政治生命をかけなければならないと、こういう答弁をしておりますが、その理由について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併協議あるいは財政再建計画にどういうわけか反映されていないのです。これは、我々は大分前から、これは怖い建物だよということで、先ほども答弁で申し上げましたように、3階の部分にあった重い書類等を全部撤去したりなどして、建物に負担がかからないような作業も進めているわけですから、合併協議会にのらなかったのは単なる手落ちかもしれないです。そのあたりについては、今私からちょっと説明できない状況であります。

次に、今の9億5,000万円の予算で購入しようとしている建物、土地については、用途を指定しないのかというお尋ねであります。用途を明確にして購入したいと考えております。

それから、7月25日の全員協議会で競争者はないというふうに申し上げたと言っておりますが、今確認したところによりますと、ほかに競争者はいるという説明を申し上げているはずだと、こういうことであります。私初めて覚えたのですが、最近全員協議会の会議録も起こしておりますし、それからそれをホームページですか、インターネットですかで流しているということもありますので、その記録を確かめていただければと思います。私どもは、競争相手があるということをお知らせしたつもりであります。

次に、この問題に政治生命をかけると言ったのはどういう意味だと、こういうお尋ねであります。現在の市の庁舎は杉山勝雄時代に建設したもので、それは無惨に地震で壊れたのです。昭和43年から既に37年、38年たっておりますが、私もいろんな建物はつくらせてもらいましたけれども、やはり市の役所の形を残すというのは、政治家とし

ても非常に大きな魅力を感じる仕事ではあると思っております。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 4点答弁していただきましたが、会議録は市長の方でも確認をしていただきたいのですが、3点目の部分です。私の認識としては、いろいろ判断するときには迷ったのです、正直言うと。解雇者に退職金等払えない状態だとすれば、同じ市民ですから、それも我々が判断する一つのかなという理解を実はしなければならないのかなという理解をしておったのですが、そういう説明ではなかったというようなことだとすれば、まず後ほどでも確認をしていただきたいと思います。

1点目と2点目の部分、私は関連するような感じがするのです。というのは、現庁舎がどうしてももう危険構造物だと。先ほども言いましたように、そうであれば、アークスプラザ、ショッピングセンターが倒産するか否かの以前の問題だろうという認識をするわけです、これまでの議論経過からしますと、答弁等々からしますと。そういう面では、あそこの土地なり建物を購入する、それとリンクをした形での新庁舎移転という、こういうふうにとらえざるを得ないというか、そういうふうなことから、私どもも先ほど来多くの議員が質問しているのは、それは今9億5,000万円の土地、建物の購入が将来何十年にもわたるむつ市本庁舎のどうあるべきなのかという、この多くの資料が不足しているのではないかと、こういうことでの危惧を持った質疑をこれまで同僚議員がしているわけでありまして、私も同じような気持ちを持っているわけでありまして。そういう面で、新市まちづくり計画なり、そういう面で見たとときに、この部分については多くの時間をかけて議論をするべきだろうということの意見を申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

5時45分まで休憩いたします。

午後 5時36分 休憩

午後 5時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番村中徹也議員。

（4番 村中徹也議員登壇）

○4番（村中徹也） 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算、まず本庁舎移転に伴う予算についてお尋ねをいたしたいと思います。

議論は出尽くしているのかなという感じも受けませんが、私は多くの市民から寄せられた疑問を投げかけ、いわゆるグレーゾーンという指摘もあります、その部分をお尋ねいたしますので、ダブる部分においては、議長を初め先輩議員の制止によってご注意くださいありがたいと思います。

1点目のお尋ねであります、今回の予算計上の手法なのであります、一部教授、財政の専門家等々に確認をしたところ、違法性はないものの限りなく違法性に近いと。と申しますのは、予算に関する原則としまして、予算事前決議の原則、予算の公開の原則及び単一予算主義等々6項目を地方財政法で定めているのです。この中におきまして、2番目の公開の原則では、住民が予算を理解し、批判あるいは納得できるためには、予算の詳細、すなわち歳入歳出の根拠、裏づけ、用途、目的等を明確にし、住民に公開しなければいけない。特に補正予算に限っては、年度途中であるために、その額が多額の場合、その努力が一層求められるという指摘をされております。今回全くこの予算は不明瞭、不得要領の提出予算と言わざるを得ません。先ほどからの答弁でいきますと、いわゆる相手方があると。そこでお尋ねしますが、

この理由として、27日まで待ってくれという企業  
のその理由は何なのか。名前を出せない、この理  
由、すなわちこの二つの理由がこのような不徳要  
領な予算計上になったと思われま。この2点お  
尋ねをいたしたいと思ひます。

それから、先ほども議論にありましたが、少し  
角度を変えて、市の置かれている経済状況を少し  
だけ例に出してお尋ねいたします。市民の声を代  
表すれば、24億円プラス本年度の10億円、累積赤  
字34億円を抱えて、むつ市の逼迫したこの赤字財  
政、そしてまたパブルに沸く都会をしり目に、全  
く不景気、どん底の状態のむつ市の経済、景気の  
動向、そして働きたくても働き場のない雇用の状  
態等々、明るい材料がないこのむつ市で、もしこ  
れだけの自由に使える予算があったなら、その方  
面に予算を使っていたらいいという声も少な  
からずあるわけなのです。そこでお尋ねしますが、  
なぜあえて今取得なのかという問いに対し、さま  
ざまな答弁をされていますが、それではこの自ら  
が、市長あなたが手を挙げてもらいに行った、「ち  
ょうだい」と言ったのかわかりませんが、こちら  
から申し出たこの資金、使途限定で出す方は出す  
のか。出す方は、一般財源で何にでも使えますよ  
ということを出しているのか、これをお尋ねしま  
す。

それから、3点目なのですが、いわゆる内装費  
に要する経費及び周辺道路、インフラ等整備、そ  
してまた周辺に配慮した予算、維持管理費等々、  
15億円以上。建てた後の維持管理が含まれますか  
ら、それは年度年度で処理するとして、それまで  
の約15億円、さて先ほども出ております。なぜも  
らいついでにこちらもお願ひしないのでしょ  
うか。最初からの答弁を例に出しますと、要するに  
改装費は特例債で使いたい。幾らかという問いに、  
小さな額でやりたいと。小さな額とは幾らか。5  
億円から10億円という答弁です。このことを考え

れば、一般財源、いわゆる自己負担をかけないで、  
この際市庁舎を建設、購入すべきではないでしょ  
うか。

私は、市民の声を代表しています。とある市民  
が私にこう言いました。その負担する企業にした  
って、この土地と建物9億5,000万円は我々が買  
ってやったけれども、中身の15億円は市の一般会  
計及び起債で建てたのだと言われるよりも、9億  
円も出す会社です。たかだか24億円、これもお願  
ひすべきだと思いますが、市長、お考えをお尋ね  
します。

それから、一番の問題は歳入の雑入の問題であ  
りましょう。私は、まだ明確な答弁を得ていない  
と思ひます。お尋ねの1点目、この雑入関しては、  
雑入が確実となる根拠を示していただきたい。い  
いですか、もう一度言ひます。雑入が確実になる  
という根拠を示していただきたい。このことは、  
私が市長に言うまでもなく、市長は今まで石橋を  
たたか、瀬踏みをして行政の手腕、要するにト  
ップとしてやってこられた。ところが、今回は瀬  
踏みする時間もなかったのかという思いをしてお  
ります。いわゆる管財人と企業側、ご寄附をいた  
だく企業側の間に入って二律背反を起こして、こ  
っちを立てたらこっちが時期が間に合わない、こ  
っちの時期を待てばこっちの物件がいなくなる、  
そういうことで瀬踏みをする暇がなく、結局我  
々議会にこのような踏み絵をさせて、喜んではい  
ないでしょうが、苦しませる思いになったと思ひ  
ます。ですから、ここではっきりと、雑入が確実  
な形となるよう、その根拠を示していただきたい  
と思ひます。

次の5点目なのですが、発言された今までの中  
で、そんな庁舎ごときで政治責任や生命をかけて  
もらいたくないというご質疑がありました。私と  
市民は別です。政治生命をかけるべきです。なぜ  
かと申しますと、庁舎ではないのです、これは。

雑入の部分について、何も決まっていな話を議  
会に持ち込んで、先に議会で議決させる、我々に。  
もし仮に可決をしたとしましょう。後に雑入がだ  
めになったら、政治生命です。あなたも、先ほど  
来政治生命をとると言っている。私は、その政治  
生命の意味、再質疑で言いますが、あなたはどう  
いう責任をとるのですか。私は、むつ市議会が可  
決をして、雑入の部分です、庁舎を建てようが建  
てまいが関係ないと思います。雑入の部分におい  
て実現しなかったら政治生命をとるべきだし、そ  
のときは私が議会にあなたの不信任案を提出した  
い、こう考えています。あなたの考える政治生命  
とは何なのか、具体的にお答えを願いたい。

次に、市庁舎の部分の最後のお尋ねです。先ほ  
どもプライオリティーの話が出ました。唐突過ぎ  
るといのも市民が感じているのです。これは、  
市長の頭の中でよろしいです、と申しますのは、  
例えば学校建設なんかは第三田名部小学校を建設  
してから、後の生徒数を見て、統廃合の状況を見  
てから建築するとプライオリティーが決まっている  
のです。市の重点施策もプライオリティーが決ま  
っておる。ところが、この話というのは全くな  
かったのです。質疑の中で、いわゆるアークスブ  
ラザが倒産したから思いついた。では、どうでし  
ょう。お金を出してくれる人が思いついた、これ  
でもいいでしょう。では、それまではあなたの頭  
の中のプライオリティーは、この事案については  
どのような位置を占めていたのでしょうか。これ  
がお尋ねです。

それから、補正予算の中であと1点、大畑消防  
署庁舎のことについてお尋ねいたします。今回は  
1カ所に絞っての地質調査ということでありま  
す。大畑消防署の建設候補地の地質調査ですが、  
地方自治体における不動産購入時の地質調査は、  
絶対条件かどうか。すなわち不動産、土地です。  
これを買う前、要するに地権者と契約書を交わす

前に金額にかかわらず地質調査をして抜かりのな  
いようにするということが絶対に条件とされてい  
るのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 村中議員のお尋ねにお答えし  
ます。

まず、今回の予算の上程方法は、予算の編成に  
関する原則に反するという指摘がございましたが、  
予算を編成するうえでの原則については、議  
員のお話しのとおりであります。それらに照らし  
適切さを欠いている点がなしとはしませんが、本  
件は破産管財人との交渉に時間的な制約があり、  
財源の確定にはまだ若干の時間を要する状況の中  
でこのような形をとらざるを得なかったというこ  
とをご理解賜りたいと存じます。なお、財源にめ  
どがついた時点で財源の更正を提案する所存であ  
ります。

そして、その寄附をしようとする企業の名前を  
出せないのはなぜかと。これは、企業側の事情で  
出してもらいたくないという条件がつけられてい  
るからであります。

また、27日まで明示できない理由は何かと。企  
業の社内事情で最高決定機関が決定をするまで待  
ってほしいと、こういうことであります。

問いの2番目ではありますが、むつ市の現況から、  
あえてなぜ今取得しなければならないのかとい  
うお尋ねであります。むつ市の財政状況や合併時  
の財政再建を第一義とする協議の結果を踏まえた  
とき、逡巡する気持ちは私の片隅にありました。  
また、大型ショッピング施設が相次いで倒産して  
いる現実を思うとき、旧アークスプラザの跡地に  
商業施設が入ってほしいという思いで成り行きを  
静観しておりましたが、その可能性は絶たれたよ  
うに思われます。そういう中で庁舎として活用す  
る考えが浮上し、民間企業からのご支援の話も具  
体性を帯びてまいりましたので、政治家としての

判断から、今が踏み切りどきと考えたところであります。そして、企業からのご支援は、用途を限定して提供されるということでありまして、これは当分の間むつ市民として過ごすことになるので、むつ市の公共施設がよくなることには賛成であると、そのためにご協力いたしますと、こういうことでありました。

ちょっと問いの3番目については、聞き漏らしましたので、後で補足答弁させます。

問いの4番目でございますが、今後の見通しについて、本庁舎移転に関し、一般会計から持ち出しがあるのかと、こういうことではありますが、改修費用についても民間企業等からの支援も仰ぎたいとは思っておりますが、少なくとも10億円あるいは15億円程度の合併特例債の活用が不可欠になるのではないかと考えております。

雑入が確実な歳入となる根拠を示せと。民間企業等からの支援を含めたあらゆる歳入の確保に鋭意努力しておりますが、現段階ではまだ根拠を明らかにできる状況ではありません。めどがついた時点で財源の更正を提案する所存でありまして、これについては95%確実な自信を持っております。

次、問いの6の政治的責任はどのように考えているか。今回御議決をいただいた場合は、速やかに破産管財人と仮売買契約を締結いたしまして、売買契約に係る議案を提案いたします。

また、雑入の補てんにつきましては、むつ市の将来にとっても非常に大きな問題であり、私の政治家としての手腕を問われるものと考えておりますので、政治生命をかけて万全を期する所存であります。

どんな形で政治生命をかけるのかと。さまざまな方法がありましようが、最終的に辞任という場合もあり得ると考えております。

市長の政策の中には市庁舎建設というのはプラ

イオリティーとしてあったのかと。これは、常に心にひっかかっている問題でありました。先ほど来ずっと申し上げておりますように、耐震強度が弱い、足りないということでありまして、地震が来なければいいなと祈ってずっとおったところがあります。ただ、私の雑駁な頭で考えますと、震度5以上の地震はほぼ60年に1度ぐらいの割合で来るのではないかと。しかし、そうとばかり言っておられないわけでありまして、昭和20年に、当時は強震という言葉を使っておりますので、昭和20年に地震があって、それに次ぐ地震が昭和43年の地震でありますから、この間23年であります。昭和43年から23年以上たっておりますけれども、まだそんな大きな地震が来てははけませんので、もう少し時間的な余裕をもらえるのかなという、そんな思いはいたしておりましたけれども、しかし万が一地震なんというものは、いつ来るかわからないものでありますから、万が一来たときに、その対応をどうするかということを常に考えておりました。財政さえ許せばという思いで過ごしておった中へ、このむつショッピングセンターの倒産という事象が出てまいりまして、財源にある程度のめどが立ちそうだというときに至った今を逃がせば新庁舎の夢はさらに遠くなるという考えから、新聞報道が先に出されました。私は、決して軽はずみな気持ちでこの問題を口にしたわけではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑消防署の問題であります。大畑消防署は、実は大畑川のほとりに設計を発注して設計書ができておる。そこで地質を調査したら、地震が来れば液状化現象が起きる可能性が高いという答えになりました。急遽発注することを控えたという事情があります。大畑地区の地質をさまざま研究してみました。かなり広範囲に液状化現象を起こしそうな地質の土地があるということで、現在公的な建物の建っている場所などの近辺を候



補地として探して、下交渉に入っているところなのでありますが、それでも十分な地質調査をしないと、消防署は災害時の大きな拠点になる建物でございますから、大畑地区に関しては地質調査をやってからでないと、これまでの経験からいって、発注は自信が持てない可能性がある。必ず地質調査をやれということでもないとは思いますが、特に大畑地区の場合は、地質調査を必須義務みたいと考えておくべきであろうと、こういう判断で取り組んでおるところでございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に補足させてもらいます。

地方自治法上で不動産の購入について、地質調査が必須条件になっているのかとのお尋ねがございました。一切そういうものはございません。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（村中徹也） 本庁舎移転問題なのですが、いわゆる業者の名前を出せない、しかし市内でまたひとり歩きしているのも先ほどの先輩議員がおっしゃったこととおわかりだと思っておりますが、27日まで待ってくれというのは、これは市長の答弁ですと、決定機関が27日に決定するという事なのですね。こうして考えてみますと、先ほど私が発言しましたが、先に我々に踏み絵をさせるのです。踏み絵をこのようにさせておいて、結局向こうの決定機関が遅くなる。私は、これははっきり申し上げて、おかしいと思う。選挙をやっている人間が、こう言うのもおこがましい話ではありますが、要するに市民の代表、これは人口が少ない、多いにかかわらず、そういう立場でありますから、これを最後の決定にしてもらわないといけないのではないかと。いわゆる二律背反を市長、あなた起こしたのです。管財人がいつからかわかりませんが、待ってもらって、待ってもらって待てない

状況になってくる。ところが、寄附をしてくださる企業が27日の最高決定機関で議決、会議をやるからと。結局この中間に我々に踏み絵をさせる。そうしたら、お尋ねしますが、この決定機関、先ほど95%確実となっておりますけれども、なぜ95%なのですか。100%の信頼がなければ我々市民の代表に、ましてこのグレーゾーンのような形で提示できないのではないのでしょうか。この点は、いかがでしょう。

それから、ご答弁なかったのですが、いわゆる土地、建物以外の約15億円、これについても再度お尋ねしますが、一言でいいです、ご相談する気になれないですか、先方の企業に。これをお尋ねいたしたいと思います。

それから、責任の問題ですが、辞任、そうでしょう、それしかないでしょう。これは、いいですか、庁舎を建てる、建てないではないです。議案が通る、通らないではないです。通った場合の雑入、入ってくるお金をここまで不透明な形で出してきた、これが実行されなかった場合のみ辞任するべきです。これは、先ほども言葉を出しましたが、そういう考えでいいのかどうなのか、もう一度お尋ねをしておきたいと思います。

プライオリティーの問題ですが、常に心にあったというお言葉ですが、では常に心にあった中で、なおかつどちらが一番ですか。先ほど言った親子2代云々という問題と、地震とか、狭いとかと、職員がかわいそうだとか、どれがプライオリティーですか。これをお尋ねします。

それから、庁舎の問題ですが、いわゆる形を変えた、手法を変えた瀬踏みをしておれば、あのようなことにはならなかったと思うわけでありませぬ。ですから、私と、市民もそうでしょう、多少後から副産物になったにしろ、旧むつ市が6,500万円の、あれは測量ですか、ウェルネスパークの測量、どぶに捨てたという発言もありましたが、副

産物として調査をして、後から地権者が売らなかったから調査費が結局ペアになったということもありますから、私はその点、幾らかけても、後からとやかく言われるよりも、地質だとか測量はするべきだと思う。法的義務はないと言いましたが、僕は買う場合は必ず調査してからやるべきだと、このように感じております。

一つお聞きしますが、これは総務部長、地方自治体、どちらの手法が多いのですか。要するにこの地質ですか、調べて買うのと買わないのと。

以上、お尋ねします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 管財人と某企業の間には議会にげたを預けるのか、踏み絵をさせるのかという議論ですが、結果的にはそういう形になっております。これも私どもが現在格安で購入できると考えている物件に対して、二つの反する立場の方々のこういう考え方が、端的に言いますと、私の肩にかかってきた。それを議会に転嫁するような形になっているということは否めないことであります。その中でぜひ賢明なご判断をお願いしたいと、理解あるご判断をお願いしたいと、こう考えているところでございます。

整備補修費、リニューアルの費用、これについては次の議会でご提示できると思っておりますので、その額については今皆様方の前で、どのくらいが何で、どのくらいがどれだということは、今の段階では申し上げない。次の議会での提案理由に予断を与えることになりますから、それはきょうはいたさないことにしたいと思います。

政治責任については、おっしゃるようなことで、特に繰り返すことはしなくてもおわかりいただけたと思います。

プライオリティーというのは、要するに地震に対して建物を守りたいという気持ちが先にあったのです。親父が役所を建てたから、私も建てたい

なという思いは後でつけ加えた考え方でありまして、あくまでも地震対策を最優先で考えなければならぬということでもあります。

大畑消防署の問題であります。これはほとんどの公的建物は建設前に地質調査をしております。これは、公共施設の高い建物をつくる際の安全性を確保するという立場からやっておるところでございますので、ただ特に大畑の場合は、液化化現象が起きる可能性がある土地かどうかということを確認するという意味も含まれておりますので、事前調査をきちんとやるということでもあります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に補足させていただきます。

旧大畑町で消防署を建て替える目的で土地を買いました。買った後のボーリング調査で庁舎の建設は無理になったと。そうなりますと、今の予定地につきましても、購入した後にボーリングして、結果的にだめだったと、そうなりますと、もう多大な損害をこうむることになりますので、まず購入する前にボーリングしてみると。その結果に基づいて良と出れば用地交渉に入ると、そういう段取りでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（村中徹也） 最後、2点だけお尋ねさせていただきます。

先ほどの、要するに用途が限定されたと。庁舎を購入するから今回の9億5,000万円だと、他には使えないのだというお話でしたが、これは、では言い出しっぺはどっちなのか。多分厚意的な企業でありましょう。このまちに住みたいというくらいですから、厚意的な企業が限定するのでしょうか、お金の使い方に。ここら辺、自由にお使いなさいよと言ったか言わないかは知らないにして

も、どちらかが多分そういう形で出たと思うのです。そうしますと、今後また何あるかわからない。このときに、いわゆる限定されたら、私はまずいのではないかなと思います。こちら辺、少しいきさつを教えていただきたいと思います。

それから、約15億円というのは、値段はどうでもいいのです、僕は。僕はどうでもいいのです。僕が心配しているのは、一般会計から持ち出す自己負担があるのとないのでは全然違いますよと。確かに土地、建物はないということはわかりました。9億5,000万円ですから、9億5,000万円です。僕が言いたいのは、いわゆる完成するまで、残りの約15億円と言われていますが、金額はどうでもいい。自己負担なし、一般会計からの持ち出しなしでやれないかということなのです。そのために絶対とは言いませんが、金額ではなくて、そちらの方もご協力できませんかという相談ができませんかということをお願いしたのです。この2点お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） オファーは私から出しています。このような財産を取得したいので、ご協力願えないかということで、私から申し上げております。

それから、リニューアルあるいは内部を市役所の建物として使えるようにするためのお金は、ある程度一般財源的な要素を持ち出してくれないかと、こういう要請がっております。この理由の一つは、当初の設計書がしばらくの間入手できなかった。だから、完全な算出する要素がない計算をしていたので、よくわからないまま、この程度ではないだろうかということで相談をしていたのです。そうすると、それが歩いてしまっているのです。ということもありますので、その後相談ができないかという、もうほぼ固まっているのではないかという心配でありますので、やらないと

ということにはまいりませんが、打診はしますけれども、その辺は今ここで申し上げられるような事情にはないということであります。

○議長（宮下順一郎） これで村中徹也議員の質疑を終わります。

次に、16番富岡幸夫議員。

（16番 富岡幸夫議員登壇）

○16番（富岡幸夫） 最後になってきました、残す方はあとお一人と。延々とやってきましたけれども、十分意見は出尽くしたのかなと、こう思っております。ただいまの村中議員の発言でも確認すべきところは確認できたのかなと、こういうふうに思っております。議案第76号に対して、歳入と庁舎取得の1点でお尋ねをいたします。

一般的に市長、このたびの提案というのは、非常に無理があったと、もう認めざるを得ないと。そういう意味合いで私は、市民からの声、または市民に対して我々がとらなければならないこと、これを重んじてお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。議長におかれましては、はみ出しているところがありましたら、どうぞ指摘していただければと思います。

この庁舎移転に関する問題は、移転と浄財寄附ありき、これでもう進められてきたと言っても過言ではない。本来庁舎を移転しなければならない、先ほどのプライオリティーの話ですけれども、この問題は、いわば本庁舎の耐震性といいますが、地震が来れば非常に心配がされるということと、窓口と駐車場、市民サービスにおける部分で随分と悩んできて、このたびに提案させてもらった。もちろん移転ありきですから、何かしらの理由、この3点、2点だと思いますけれども、こんなものでよろしいのかなと、こう思うわけでありませぬ。

そこで、庁舎を移転しなければならないこの本庁舎の3,631平米、危険と言われている、これが

調査もしてきました、または駐車場の問題を抱えているいろいろ協議もしてきましたというふうな話でございますが、この会議は、いわば市長がどの段階で、何度この協議を繰り返してやってこられたのか。総務部に振って、総務部で考えてみるというふうなことだったのか、それとも庁議でもって部長会議で検討したということだったのか、または三役、五役で検討して決定したことなのか、こういうふうなところが、本気でやってきたかというふうなところが全く見えてこない。本気でやるとすれば、短期間の間にちょっと無理かもわかりませんが、それぞれ前の議員が質疑した中で、旧町村の庁舎をどう活用するかというようなこともあるわけですが、市民サービスの面からいったら、駐車場や窓口の問題は、私は改善できる部分はまだまだある、こういうふうに思っています。現に職員の通勤に要している車、これらは本気でやったら、ほかのまちの、例えば青森市なんかを見れば、まちの真ん中にある、好条件だからということもあるかもわかりません。だけれども、あれだけ広い青森市であります。職員がどれだけ通勤手段として車を用いているか。駐車用にどれだけスペースがあって、どういうふうにやっているか、市民サービスをどうしているのか、これらを考えてくれば、もっともっとやっておかなければならないことはあったのだろうと思います。要は移転ありきですから、そういうのはその辺で協議したということではないのかと、こう思われても仕方がない。その辺の経過をお示しいただきたい、こういうふうに思います。

また、どなたかが言うておりました質疑の中に、町の真ん中、どこが真ん中かわかりません。私はここが一番中心だと思っておりますけれども、アークスプラザに移って中央という名前がつくというようなことがあります。本来どこの町へ行っても、庁舎、本庁舎は何々町1の1の1、これは多

くの市民がわかりやすく、ある意味町のシンボルになって、都市基盤、または都市計画上、これがふさわしいのだろうと、そう思っているはずであります。それが今がらりと変わる。この短期間の間に移転ありきで決まる。果たしていかなものかというふうに私は思います。その辺のお考えを再度示していただきたい、こういうふうに思います。

次に、先ほど、庁舎の土地、建物取得9億5,000万円、そのほかに改修、そのほかのものがおよそ15億円かかるということであります。村中議員も言うておりましたけれども、お答えの中に特例債、一般財源使わざるを得ないというふうなことであります。確かにそうなるのかもわかりません。できれば村中議員が言われたように、すべてのものをその寄附で賄えるものであれば、それは多くの市民、または議員の中にも納得するという方がいらっしゃるかも知れません。ただ、やはり私は議会がある意味で担保をしていくということは、多くの市民が同じようにその担保を負うということでもありますから、市長には政治生命をかけるというふうにおっしゃっていただいておりますけれども、95%という話では信頼できない、こういうふうに思うわけであります。

よしんば本議案が可決をして進む運びとなって調査をし出した、こういうふうな時点で予想外に改修費がかかると。要するに一般財源を使わなければならないというのであれば、25億円か26億円だと見積もった形が、まだまだ調査をしてみなければわからないというのはあるわけですから、そうして、どこで戻らざるを得ないのかというふうなことも考えておかなければならないと思えます。

先ほど本庁舎を建てるためには、新築させるためには、50億円とかという話がありました。別に庁舎をすべて新しくするという必要はないわけで

す。耐震性に悩んでいる本庁舎のみ3,631平米を建て直せばいいということになるわけです。どう見積もりになるのか、40億円、50億円という話がありました。私もある業者から少し聞いて、今どれぐらいで鉄骨、鉄筋、建物ができるのかと。平米100万円から120万円だろうというようなことを言われております。そうすると、30億円から40億円かかるのではないかなと、こう思っております。

先ほどの改修費、特例債を使わなければならない、これが大幅に1割から2割出たとすると、30億円になるわけです。それらを自分でかじを戻すというようなことが可能なかどうか、その判断ができるのか、またはだれにそれをどういう場で協議してやっていくのかというようなところを、とりあえずお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、この問題について会議をどのような形でやったかということですが、比較的ラフな会議を開いております。それは、庁議の場です。

それから、駐車場を改善する方法があったのではないかと。これは、かなり検討を加えているのです。駐車場を有料にする、これはむつ総合病院では職員の駐車は一定の料金を払ってやっております。それで、駐車台数も大分減ってきたというようなことのようにありますが、しかしなかなかそう簡単には、青森市役所なんというのは、駐車場はまずないようなものです。あのような形になればいいのでしょうけれども、これは職員の数が多いのに駐車場がほとんど屋内の駐車場だけで、それは議員と、それから幹部職員の車だけを入れるようにしているという状態ですから、職員は別な場所に駐車場を確保しなければならないだろうということだと思っております。そういう努力をしたのかということになりますと、努力はしてきましたけれども、まだ実っていないということにな

ります。

それから住所、今合併で、随分1の1の1はなくなっています。特に市の部分では、そういう優先ナンバーは減ってきております。ここも昭和四十七、八年の街路方式による住居表示をやったときに金谷一丁目1番地1号になっているわけでありまして、初めから一丁目1番地1号ではなかったのです。そういう歴史があるということは申し上げてもよろしいかと思っております。

それから、リニューアルの費用でありますけれども、これは先ほど申し上げておりますように、設計図を借りることができました。設計図に基づいて市の建築課が改造の、先ほど申し上げた例えば建物の両側に窓をつくる、議場をつくるために柱を減らすといったようなことを細かく積算を出したりリニューアル費用でありまして、そんなに大幅に違うことはないという自信を持っております。そのほかに、例えば照明がスポット照明になっている、あるいは暖房の装置、冷房の装置も変えなければならないというような点までチェックを既にやっておりますので、相当実数に近い数字を出しているはずでありまして、その上下幅が1億円程度の幅で申し上げているところでありまして、かかり過ぎるから引き返そうかという話は、私はないだろうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 16番。

○16番（富岡幸夫） 庁議としてやってきたと。本当に駐車場の問題でも、例えば窓口の問題でも、合併後それぞれ職員がふえて、確かに税務課、いろんな窓口業務分散していると、こういうふうに思います。ただ、本当に今のままで、この話がなければ、それはそれでも改善をしていかなければならなかったことなわけですね、ある意味で。それをこの移転をするということにおいて、やはり再度市民に物をお願いしていくということについては、庁議に庁議を重ねて、それでなおかつど

うにもならないということで移転を考えざるを得ないと。こういうふうなことであれば、市民にも我々も説明ができるかもわかりません。現にすべてのことが、このアークスプラザ、1年前に破綻したことによって、2月の定例会、3月の定例会、その辺で一般質問が出た、または市長が先行してマスコミに報じてきた。これらのことがいろいろ話題を生んできたということがあろうかと思えます。その手順についても、市民にとっても我々議会にとっても易しいとは言えない手順で、方法であったと、こういうふうなことがあるわけです。

先ほど村中議員が、これ以上今回の土地、建物以外に、または改修費まで、それらの寄附、ある企業、数社かもわかりませんが、企業からいただけるというようなこと。私は、少しこのことが否決という形になって、市長がそれでやむを得ないなど、事前に市長からお聞きしても、多分やむを得ないだろうという答弁になると思うのです。お答えになると思うのです。改めてここでこれが否決だというふうなことになるれば、同じように私も思っているとおり、やむを得ないことだということなのか。ただ、私はそうなっても、今日まで6期頑張ってきたら、例えば中間貯蔵でもその財源を編み出してきたという経験、今回も私はこの市長の政治判断といいますか、政治の経験からこんなことが出てきたというふうに理解しています。これがもしだめになったとしても、次の手は市長であれば何か出してくるのだろうと、こういうふうに思っています。

それで、次の手は、私は時間かけてやっていただけのものであれば、議会にも一般の市民にも説明はつくというふうに思っております。長い時間をかけてやろうなんていうことは市長は思っていないはずであります。財政もそれだけ余裕がありません。何かかしらではお願いをしていくということになるだろうと。この延長上の話は私はある

と思っています。その辺のところをぜひ市長にはご答弁をいただきたい。

私は、このアークスプラザに移らなくても、改めて将来のむつ市のビジョン、要するにまちづくりは今まで構築してきた、この金谷1の1の1からもしくはこの庁舎を囲んでいる公共的な施設、またはそこへ集中して張りついてきた商店街、または住宅、これらはやっぱり市長がまちのビジョンをと言わなくても、どこのまちでも自然に張りつくわけです。そういうふうなことを思えば、私は今のような提案は、違った形で将来ここで実現が可能ではないかなと、こういうふうに思っております。

余計なことを言うつもりはありません。ここの土地が狭いというようなことが一つの難点になっているかと思えます。次の財源がもしあれば、それらは獲得できると、こういうふうに思っております。本庁舎の建物分ぐらいのことは1次工事で建てられると、こういうふうに思っておりますが、そこは市長の手腕に期待をしていきたいなど、こう思っておりますけれども、その辺のところご答弁を願えればと。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今私にできることは、この議案にご賛同をいただくことをお願いすると、それしかできません。仮に万が一否決になると、これは二度と提案できる性格のものではありませんから、弁護士との信頼関係も崩れますけれども、それはそれで議会の意思ということで従わざるを得ないことではありましようから、また危ない庁舎に住んでいくしかないということにならざるを得ないと考えております。ぜひご賛同いただきますように心からお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 16番。

○16番（富岡幸夫） 何となく最後は捨てぜりふのような話に聞こえましたけれども、そういうこと

なしに、真剣にまちのことも考えていただきたいと、こういうふうに思います。

市民には、非常に納得できる話ではないと、こういうふうなことを申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 実は、去年の毛馬内議員がお亡くなりになったときの決算のときとどうも同じ感じがしておりまして、しかしそれだけ市民に議会が開かれて、そういう課題に対して臨んでいるという感じを率直に受けております。

そこで、私は議案第76号に関しまして、議長の方に質疑の通告を申し上げております。それで、いわゆる18款諸収入、歳入の不足問題、それから総務の庁舎の問題につきましては、最後の方に回したいと思います。

最初にお聞きしたいのは、4款の衛生費であります。まず、じん芥焼却場解体の緊急性でございます。この件につきましては、私たちが昨年国にも陳情を申し上げました。また、今年度も陳情を申し上げております。なぜ今お金がないのに雑入の予算計上しながら、このじん芥処理場の解体がここに出てくるのか。私は、庁舎の問題もそうですけれども、じん芥焼却場解体問題も非常に問題があると思っているわけです。そのことでお答えをいただきたいと思います。

次に、農林水産業の関係と商工業の関係、いのししの館に関しましては、先ほど賃貸借契約の問題があって云々というお話で、いのししの館の改修費の予算の話が出ましたけれども、私は指定管理者制度というものができた時点で、こういうものは想定されておったわけでありまして、いのししの館の指定管理者は、むつ市脇野沢農業振興公社に決まったわけでありまして、しかし私は3年間

の契約をしているわけでありまして、このような改修というのは、突如として出てくるということは納得できないわけです。その中身をご説明いただきたいと思います。

それから、来さまい館の管理費の追加も同様であります。なぜ今需用費の追加が出てこなければならないのか。1億円近いお金の年度支払いで3年間になって指定管理者になっているわけです。それが今なぜ年度の途中で出てくるのか、そのことに関してお伺いしたいと思います。

次に、6款の農林水産業関係でございますが、これはバイオマス利用事業に関する問題ですが、多少堺孝悦議員とは意見を異にしまして、堺孝悦議員は団体の補助等につきましては慎重を期していただきたいというお話を出しておりますが、私は以前にも、し尿浄化槽の関係で、ある農業団体に対する補助金の場合に、市のかさ上げがなぜ補助できないのか。これから市の農業を振興していく先行的事業に関して、これだけ庁舎にお金をかけるのであったら、こういう小さなものでも励みになるような補助をすべきだと私は思うわけです。やはりかさ上げ補助はなぜできなかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、庁舎の問題に移ります。まず、歳入不足問題ですが、私は基本的に計上の仕方に誤りがあったと思います。いわゆる当初では県から違法という形の中で、この財源の不足につきましては計上しなかったわけです。しかし、そうはいつでも、もう平成17年度の決算が平成16年度からの累積で赤字になっていることがはっきりしていたわけです。したがって、繰上充用という形の中で財源補てんしたわけですね。その後も専決処分などを見ましても、ちょこちょこ予算の歳入不足分という形で予算が組まれております。私は、本当に市民生活に直結する問題であるならば、それも当然だろうと思います。身を削ってもやらざるを得

ない問題だと思えます。しかし、今なぜここに庁舎が出てくるのかわからないわけです。

現在の庁舎で私は危険を感じていません。なぜかといえば、前の一般質問のときに市長は、震度5以上はむつ市には来ないのだと私に断言したわけです。こういう答弁があります。したがって、いつの時点から震度5に危険性を市長は感じたのか、震度6に危険性を感じたのか、その辺まず最初に伺いたいと思えます。

それと、私ならば先ほど村中議員と各議員からも出ましたように、まず調査費を計上します。なぜ調査費を計上して、そして議員のご意見を伺って、それから取り組むというような姿勢がとれなかったのか。

それと、27日まで待ってくれという回答が出ているというわけですね。そうすると、議会が26日で終わる予定になっているわけです。では、議長に、申しわけないけれども、9月いっぱい議会開けませんかという申し入れがあっただけだと私は思うのです。なぜなかったのか。その判断が私は議会と市長との意思はうまくいっているように見えるけれども、どこか壁があるような気がして、議長は首振っていますから、ないのでしょうけれども、市長としてその辺お答えいただきたいと思えます。

それから、私ならばこれだけ市長が政治生命をかけてやりますという答弁をしているわけですから、債務負担行為にすれば、歳入不足という予算計上でなくて、いわゆる財源が明らかになった時点で債務負担を整理すればいいわけです。そうすると、今みたいに、夕張市みたいな感じの金額で、33億円ぐらいで大体その準用財政再建団体に転落するわけですが、むつ市は35億円これを出るわけです。そうすると、明らかにもう市民も全国304団体の中にむつ市が入っているわけですから、その夕張市に近い線に。ですから、やっぱり市民とし

ても、私自身としても、こんな予算は計上してほしくなかったなと。私自身の体験からいっても、こういう予算は決してやるべきではなかったと。違法ではないと言うけれども、私は市民に対して責任を負う立場からするならば、財源不足ではなくて、むしろ債務負担行為という形の中で市長が政治責任をとるという形の方が全く私は上等な予算づくりではないかと思うのですが、その辺なぜこの歳入不足にこだわったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、新庁舎の取得事業の具体的内容関係なのですが、実は先ほど議会に来ましてから、この日刊建設青森なる新聞をいただいたのです。なぜこれだけの記事がこの新聞社に情報提供されたのか。いつ、だれが情報提供したのか。これは、市役所から提供したのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、新庁舎取得の周辺環境ですが、それと移転の適正判断の問題です。先ほど市長が答弁しましたけれども、実は全員協議会の際にいただいた図面がございます。その図面の中のど真ん中に水路が設定されております。先ほど市長は2,000万円ぐらいかかるというお話でしたが、これはどういうわけでアークスプラザの段階から、こんなに簡単なこの水路の利用のさせ方をしてきたのかわからないわけですが、その意味で合筆という形でなくて、筆数の多い土地になっているのではないかと思います。これを水路を変更するとすれば、どういう形で今後水路変更が行われるのか。先ほど飛内議員から、いわゆる都市計画道路が現在の土地の下に線が引かれていると。しかし、それが市長の答弁では困難だと、こういうお話ですが、その水路とつけかえとの関係はどうなるのかお伺いしたいと思います。

それから、これ大事なことなのですが、実は今市が取得しようとしている土地、建物、ご承知の



ようにアークスプラザが倒産しました。倒産した時点でむつ市として、このアークスプラザに債権がございませんか。例えば固定資産税が入っていないとか、あるいは入るべき市民税が入っていないとか、そういうものが私はあるのではないかと思うわけです。あるとすれば、どの程度あるのか。それと、今後乖離する資産との、管財人との話し合いはどのように調整しようとするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、現庁舎の活用方法であります、先ほどいろいろ議論出ています。私は、継ぎはぎだらけで現在に至ってきた市庁舎の状況というものをよく知っております。あの庁舎の3階がつぶれたときも、私は脇野沢村の役場におりまして、当時現地を視察した事情も知っております。ただし、現在までいろんな投資をしながら、修理を加えながら維持してきているわけですが、やはり後からつけた施設がどうも多いような気がするのです。現在の庁舎の状況を見ましても、例えば社会福祉協議会が入っていますが、現在市の業務と社会福祉協議会が関連しているからということでそこに入っているというような、どうもそんな感じもするわけです。今むつ市で倒産した施設は、アークスプラザだけではないわけです。キノシタもあります。もっとキノシタの方が利用しやすいかもしれません。そういったことも含めたいわゆる新しいまちづくりといいますが、中央町に、今までのむつ市の庁舎は県の合同庁舎、国の合同庁舎、そしてむつ市役所、そしてむつ総合病院と、こういう一連の流れの中に存在しているわけです。ところが、地名が悪いといいますが、金の谷と書きますので、その意味でむつ市が赤字なのかもしれませんけれども、そこから逃げたい一心で中央の方に移ろうという考えなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、既存の設備にかかわる移転費用です。

現在合併に当たって、無線といいますが、デジタルの放送といいますが、そういったパソコンの関係で下北一円を網羅して、現在の施設ができております。本拠ができております。それも今回の移転に含めるのかどうか。そうしますと、仮にそれを含めるとなれば、これは一むつ市の問題ではなくて、全市町村の広域事務組合との関連で、全市町村との兼ね合いも出てきました。そういったものは、市長として話し合いをしているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、それに伴って移転費用は、それではむつ市の某会社の善意によるお金の寄附によってすべてが賄われるのだということであれば、各市町村とも、おお、ありがたいということでご同意いただくかもしれませんけれども、大間町、東通村の原発のお金が多く入るところを除いた他の2町2村については非常に難渋な時代を迎えるだろうと思うのです。その辺のところも含めて全部むつ市が持つのだという考えがなければ、私は非常に難渋していくのではないかと思うわけです。その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、取得建物の改造内容につきましても、この新聞記事によれば出ております。新聞記事に出たものが私ども議員の手元にはなかったと、非常に情報が開示されない非常な悩みがあったわけです。先ほど市長が、建築の図面をいただけのために情報がおくれたと、あるいは改造費用を積算できなかったというお話ですが、アークスプラザを確認申請する際には、むつ市役所を通してあります。そして、県にはちゃんとした許可証があるはずで、情報公開条例に基づいて県の出先へ行って保存した資料の開示を求めればできるわけです。当然だと思います。ただ、年数があって、保存年限云々と言いますが、その書類などは図書館へ行けばあります。そういうものを調べれば、私はどんな方法でも調べる方法があったの

ではないかと思うのです。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それから、現在の取得建物の構造的問題と、それから建物保存度合い、現在の建物の保存度合いです。それと、今後全部を改築するのと、部分的な改築をするのによって費用は随分違うと思います。先ほど総務部長は3,000平米ぐらい余るからテナント云々というお話でしたが、ではそれは改造してやるのか、部分的改造の中でその分残すのか、それによっては経費というものは非常に違うし、構造内容も違ってくるだろうと思います。

それと、私はもっとこの改造の中で大きな問題は、議会の議場との調整だと思っています。何ら今お話がありません。ただ伺ったのは、柱の間隔が狭くて、スパンが狭くて、そのためにそれを一つとって、そしてはりを入れなければならない。あるいは、議場の段差の問題があって、天井の工事をしなければいけないと、こういうお話を伺ってありました。しかし、それらについても正式に議会には何らお話がありません。やはり少なくとも改造費用を見込むのであれば、これだけの最低限のやっぱり支出をすれば、議会に相談があつてしかるべきだと思うのですが、なぜ相談がなかったのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、その一連の質疑の中で出ました。市民に説明する立場、それと先ほど市長は駐車場の問題、これは鎌田議員もさきの定例会の一般質問で盛んにご質問なされたわけですが、私は現在の駐車場を平面上を使うというだけの考えしか存在していないというのに非常に残念に思っているわけです。この雪国地帯は、やはり積層式に駐車場を使うという考えをすべきだと思うのです。そういう考えがなぜ生まれてこなくて、今まで駐車場問題を口では悩んでいるけれども、なぜそういう解決方法が出てこなかったのか、これをお伺いしたいと思います。

とりあえずその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 震度5の地震は来ませんよとしゃべったのを、まともにご指摘いただきましたが、先ほどお答えしたように、地震の発生というのは、まだまだわからない点が多いわけでありまして、ただ我々の地域では比較的長い間隔を置いて震度5以上の地震が起きるといふ地帯であるという認識を私が持っていましたので、そのようなことを申し上げたところでありますが、しかし一たん起こってみると、それによって発生する被害は、特に市役所の現庁舎の場合は大きいだろうという考え方は常々持っておりましてし、建築担当の職員からも、市長の部屋が一番危ないよということとはよく言われておりましたので、そういう気持ちはずっと持ち続けておりました。

次に、先ほどからお答えしてきたことでありますけれども、なぜ議会を27日、28日まで開いてもらわなかったのかということではありますが、これは管財人の弁護士の方はもっと早く答えを欲しいと、そういう言い方をしておりますので、このはざまに入って私ども悩んだ末に、余り適法、純粹に適法とは言えないような形をとらざるを得なかったということでありまして、この点については、今議員各位に大きな心理的負担をおかけしたということでおわびしたいと思います。

債務負担行為でできるかどうかという問題は、また今のケースの場合、かなり微妙なものがあると思っております。

新聞の話は、私今初めて見たのでありますけれども、だれか総務部長にでも答弁をさせます。

水路の問題、それから道路の問題等についても、それぞれの担当から答えさせます。

それから、あの土地に市の債権がついているかどうか。これは、税務調整監から申し上げます。

移転の理由は何なのだと、こういうお話であつ

たわけでありますが、さまざまな要素があって、今までお答えしてきましたとおりの要素がございまして、安く、大分県の杵築市というところで建設費の大体3分の1以下でできるという、そういうケースがあったということをむつ市議会の議員の研修で調べてきておられたと。それに総務省がそのような事業を進めなさいという奨励する通達を出しておられる。そういうような要素も含めまして、客観的な状況を判断すると、移転してもよろしいのではないかという結論に至ったということとであります。

それから、広域のLANであります、現在東通村と大間町が入っていませんが、その他の市町村全部入っておりますので、この移転費用についてはむつ市が負担をすることになると考えております。

また、設計図、私不明にしてそういう県にある、図書館にあるというのをわかりませんでしたので、あのような答弁をしたわけでありましたが、これについては建設部の副理事からお答えさせます。

それから、議場について何も相談がなかったではないかというお話ですが、これは実は先ほどから申し上げておりますように、改修の費用については、この後開かれます議会でご審議をいただき、その中で改築するとすれば、どのようなものかというご相談をさせていただき段取りにはいたしておったのでありますので、この後ご相談申し上げるといふことに相なりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 柴田議員からいただいた日刊建設青森、今初めて見させていただきました。この中身を見ますと、新聞等で報道されたのが記載されております。中身を見ますと、旧アークスプラザを建設した当時の業者の設計金額まで掲示

されておりますので、そちらの方面からこの部分については入手したのではないかと考えています。あとの報道されているものにつきましては、新聞等の報道でこういう数字が出てきたのではないかと考えております。うちの方には、こういうものについての照会はございませんでした。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 排水路の問題につきましてお答えいたします。

柴田議員ご指摘の水路が土地の真ん中を走っているということでございますけれども、これは7月25日開催した全員協議会の参考資料の2番目を見ていらっしゃるのではないかと思います。今回議案の参考資料として出した図面は載っていませんけれども、平成7年にショッピングセンターアークスプラザがオープンする際に、国道338号バイパスを横断している側溝排水路ありますけれども、それから若干下がった部分から左側に切りかえられまして、土地の境界線をずっと南端まで現在の水路が流れているわけでございます。今排水路そのものは石積みで簡単な排水路になっておりますけれども、先ほど市長がお答えしましたように、前の佐藤司議員にお答えしましたように、今年3月定例会で平成18年度の排水路測量設計の委託費を計上させていただきましたので、それらを整備したうえで、整備した完了後にその図面等のつけかえの事務を用地課の方にやらせてまいる考えでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 取得先物件等に関する市税の債権管理についてお答えいたします。

市税につきましては、平成17年9月30日の破産手続開始決定がなされた後、平成17年度分の固定

資産税第2期分から第4期分までを平成17年12月20日に裁判所から交付要求の申請がございまして、平成17年度の3期分を交付要求いたしております。交付要求後の債権分につきましては、税務当局といたしましては、取得時の交渉条件と考えております。

なお、収入未済額につきまして、公表は何かと誤解もありますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） 補足説明させていただきます。

確認申請の控えについてのお尋ねでございますが、確認申請の保存年限は5年でございます。これは、県土整備事務所においても同様でございます。

また、図書館に保存されている旨のお話でございましたが、市といたしましては、そのような事実があるかどうか、私もちょっと確認はとれておりません。ないものと判断はいたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 私からは、じん芥焼却場の解体の緊急性についてお答えいたします。

なぜ今の時期かということで、緊急性についてのお尋ねであります。この旧むつ地区のじん芥焼却場につきましては、昭和38年から昭和51年までの間、むつ地区のじん芥焼却場として稼働していたものでありまして、昭和51年に廃止いたしましたから、ことしで30年という長い歳月がたっております。その間、用途廃止された施設でありますので、解体に向けて保存するというのでありまして、維持管理費につきましては、危険を排除する程度の維持ということで見守ってまいっております。ただし、平成11年7月16日にダイオキシン類対策特別措置法が制定されて施行されてか

らは、このじん芥焼却炉内にダイオキシンがあるということで、全国それぞれ焼却炉を持っているところで、この旧炉の廃棄を余儀なくされているという状況でありました。現在までそういうことで、できるだけ現状を維持して、危険なところは取り払っているというような維持をしてきておりました。ただ、このダイオキシンの規制がかかりましてからは、やはり処分について緊急性があるということで、担当課としては予算を折衝してきて今日まで至っております。

ただ、ダイオキシンの処理につきまして、技術がなかなか確立されなかったということもあります。ダイオキシンの性質そのものについても、非常にあいまいだということもありまして、なかなか手がつけられなかったということもあります。皆さんご存じかもしれませんが、1999年2月に所沢市のホウレンソウですが、大分高濃度のダイオキシンが入っているということでテレビ報道されて問題になって、実は風評であったということで和解で終わったというような話があって、報道が間違っていたということがありましたけれども、それぐらいダイオキシンに関しては、なかなかどんなものかという実態をつかめないでいるということでありました。そういうことから、本市といたしましても、外に出なければダイオキシンの被害はないだろうということで、できるだけ厳重に密封して管理してきたということがあります。

ただ、優先順位からいきますと、やはりそういう環境に対する危険性のあるものはできるだけ早目に処分したいということで、議員の皆様初め陳情をいたしまして、今日まで来ております。そういうことから、ことし、平成18年度の当初予算に、市長指示でありましたけれども、この旧じん芥焼却場の状況を調査するようにと、ダイオキシンの状況がどうかということで調査するようにという

ことでありまして、予算がつきまして、6月1日から6月30日までの間に炉の中、それから外周をダイオキシンの調査をいたしております。

その結果、炉の内部の付着物から7,500ピコグラムTEQパーグラムという濃度の高いダイオキシンが検出されたということでありまして、こういうことから、現状では周辺環境に影響を及ぼす状態には至っておりません。炉が密閉されておりまして、昔の旧焼却炉は上部から投入する、いわばストーブのでかいもので、上から入れるというような状況でありまして、その内部に付着しているダイオキシンが容易に飛び散るような状態にはないということでありまして、そういうことから、現状では急に周辺環境に影響を及ぼすことはないだろうということでありまして、施設がどのように老朽化して、その老朽化がかなり進行しております。そのうちに焼却炉の本体等に亀裂が入れば、これは取り返しのつかないことになるということから、やはりできるだけ早目に解体したいということでありまして。

そして、経費がかなり今までは高かったわけなのですけれども、このダイオキシンの処理をする技術も近年急速に進んできておりまして、県内にもダイオキシン類を中間処理する特別管理産業廃棄物処分業者が平成13年、厚生労働省の指導があったからですけれども、その当時は1社しかなかった処分業者が現在3社になっておるということがありまして、大分処分価格が下がってきたということでありまして、予算的にさまざま職員が情報収集をいたしまして、何とか処分できる状況に至りました。そして、やはり緊急性が高いというところでありまして、その調査結果を踏まえて今回の補正ということをお願いをしたというわけがあります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） いのししの館の改修工事についてでございますが、改修工事の内容については、積雪時に屋根の谷部から融雪が軒先でつらとなりまして、せきとめられて、谷部分を通して、すが漏れを起こしました。資材庫、展示ホールに雨漏り被害が発生しておりました。現状のままでは、施設の耐久性やホール内の景観に大きく影響するため、ルーフヒーターによる融雪装置を施工して改修するものでございます。

また、むつ来さまい館等の管理運営費についてでございますが、補正予算書に記載されておりますむつ来さまい館等管理運営費とは、まさかりプラザ、むつ下北観光物産館1階のトイレ換気扇、それから売店の冷暖房空調設備等の部品交換、修繕等に要する経費でありまして、指定管理制度移行に伴い締結いたしました基本協定に規定される管理施設の修繕等で、1件につき20万円以上の費用を要する修繕は市が費用を負担し、実施するものとされております。当該施設、ここの当該施設とは、まさかりプラザ、イベント広場、むつ来さまい館を指すのでございますが、この補修を要する箇所については、協定書締結以前に双方協議のうえ事業実施計画を策定しておりまして、緊急度、財政状況を勘案しながら、市が年次計画に沿って実施するものでございます。

また、ご存じのとおり、いのししの館にしても、むつ来さまい館等の3施設にしても、指定管理者制度になりましたのが4月1日からでございますが、その後ふぐあいが生じていると。もちろんその前にこういうふうな悪いところがありますよというふうなことで協議してございましたが、その中でも緊急度を要するものについて、今回補正をお願いしたものでございます。

また、バイオマス利用の事業補助の市のかさ上げ補助についてのお尋ねでございますが、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法

律により、平成16年11月から家畜排せつ物の野積み、素掘り等への処理が禁止されまして、適正処理が義務づけられました。この法により遵守すべきものに対しては、財政事情もあり、それらを考え合わせて市のかさ上げを実施してまいりませんでした。設置が義務づけられました、先ほどおっしゃっていましたが、合併処理浄化槽も同様でございまして、平成16年度、平成17年度に実施されましたバイオマス利活用事業も市のかさ上げ、県のかさ上げございませんでした。当分の間は現行のままでいかなるを得ないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、日刊建設青森ですけれども、それなりの新聞社の方の情報だと思いますけれども、しかしこれだけの情報が8日に新聞に掲載しているわけです。にもかかわらず、きょうの質疑の中で出てこなければ答弁もしないし、そしてまた説明もないという、全く私は今回のこの予算の提案というものは、市長が両方のはざまにあってやったということなのですが、これだけの事情が出ておれば、当然私たちの手元にもう情報提供されるべき内容だと思うのです。この会場に来て初めてもらったのです。そして、これに沿ったような答弁がみんな行われているわけでしょう。その辺はどういうことなのか。部長は、全く別な方の情報で得たのではないかと話をして要領を得ないわけでありまして、少なくとも管財人の方ではこういうことを言えないわけです。あるいは、市の方で言わなければ、建設費の内容とか、あるいはそういったものが出てこないのではないかと私は思うのです。もっともこの中に出てくる三井建設というのは、脇野沢地域交流センターをつくっている問題を醸し出した業者ですから、私は疑問に思っているわけですが、少

なくともこれだけの資料が出ておればもっと議論は煮詰まったと思うのです。その辺が残念でなりません。今後こういうようなことがないようにお願いしたいと思います。

そこで、市長は管財人の方で示したのが9億5,000万円というお話ですが、実は事務局を通じて、ここの土地の価格というものを私なりに調べてみました。そうしますと、アークスプラザの上のバイパスの固定資産税の路線価格が平米当たり1万4,100円ということです。あの辺一帯がこれくらいになっていると。しかし、現実にアークスプラザの1月1日現在の評価額では平米当たり9,800円だそうです。ご案内のように、固定資産税の評価額というのは、全国的な市場価格の大体80%で積算されておりますから、そうしますと、私の計算では、大体8億6,500万円ぐらいが買取価格の至当な線ではないかと思うわけです。

もう一つは、市長がこれは競合があると、2社ぐらいからの引き合いがあって、管財人の方は急いでいるということなのですが、もし競売に付されて落ちるといった段階になったら、俗に言う、昔からのことわざであるのですが、古物半値の5割引き、そうすると7億円切るのではないかと私は見るのです、市場価格が。それが現在建物の値段も入れて9億5,000万円という価格で、それが高いかどうかということを議員の皆さんもひとつ判断していただくわけですが、市長にもその辺判断していただきたいと思います。

もう一つは、アークスプラザの路線価で地価公示価格で見ますと、中央二丁目の公示価格が平米当たり2万2,000円だそうです、現在。こういったことを考えましても、やはり私は管財人の方で確かに退職金云々とかいろんな配当金、税の関係が配当が来たということですが、私が先ほど申し上げたのは、固定資産税だけですけれども、もう一つ水道料にも未納ありませんか。それは、

入っているのかどうか。それもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 路線価による土地の評価額、これはあくまでも土地だけの評価をなさっておられるわけでありまして、建造物が34億円でできていますから、10年たてば大体半分と見れば、まだ17億円ぐらいの価値は残っているということになりますので、合わせて25億円ぐらいの評価は出てくるのではないかと考えておりますが、それを9億5,000万円で買い取る。改修費は、この後ご審議いただければと思っているのでありますが、そういうことでありますので、決して高価な買い物ではないという認識を持っております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど柴田議員からお話あったのは、恐らく税法上の評価で九千八百何がしという金額でのご発言だったと思います。私も、これ税法上ですので、ある程度時価相当で計算してございます。そうなりますと、隣接等々ありまして、恐らく平米当たり1万4,000円は下らないのではないかと、そういう積算をしてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまの柴田議員の2度目のお尋ねの中で、先ほど私がちょっと誤解を与えたことがわかりましたので、答えさせていただきますと思います。

先ほど配当が来たというふうな発言がございましたけれども、税の残っている分を交付要求という、破産管財人の方に、これだけ残っていますよと、それで精算の段階でいただけるものがありましたらというふうな交付要求という税務用語があるのですけれども、まだ配当その他は、取得とか財産を全部精算しておりませんので、まだ来てお

りませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） お答えいたします。まことに恐れ入りますが、現時点でつかんでおりません。後日お知らせしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 今訂正いただきましたから、あれしたのですが、もし訂正いただかなければ最後に聞こうと思っていたのです。現在まだ管財人が精算終わっていないのに、むつ市だけが配当来るわけがないとは私思っていたのです。訂正しましたので、了解したいと思います。

名前は出せませんが、いかぐらいの金額を要求したのですか、配当要求したのですか。その金額をお知らせしていただきたいと思います。

それから、これは決して秘密ではありません。我々市民の台所を預かっている市が、今お金を出して土地を取得しようというときに、我々の債権が回収されないということになれば、これは大きな問題になると思います。今後納税者に対しての問題にも影響を与えますので、どの程度残っているのか、それを請求したのか、お伺いしたいと思います。

それから、最後市長にお願いしたいのですが、実は市長から手を挙げてお金をいただいたというのですが、ちまたの情報ですと、8月の初めごろ、市から文書を企業の方にお出しなったという情報も私伺っているのですが、その事実はないのかどうか。もしそういう要求したとすれば、その文書の中にアークスプラザを取得するお金をお願いしたいと書いたのか、先ほど村中議員がおっしゃったように、改修費もお願いしますという書き方をしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） なかなかこういう場で収入未済額、それから滞納額の公表という

のは、これまでも経験がございませんので、地方税法第20条に言います秘密の保持等にも抵触しかねない部分もございますので、こういう場面もあるかなと思ひまして、少し目安としてお答えさせていただきます。

平成18年度の固定資産税の予算額と比較いたしますと、およそ1.1%前後、1%強というようなところでございますので、その辺でもしご計算等いただければと思ひます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

文書の件でございますが、これは金額も全く入らない形でご支援をお願いしますということでの簡単なお願いの文書。今ここには持ってきておりませんけれども、そういう内容でのお願いでございます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本案に対しては、服部清三郎議員外6人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者から修正案の説明を求めます。

50番服部清三郎議員。

（50番 服部清三郎議員登壇）

○50番（服部清三郎） 提案の前に、きょうの質疑は16名という、それぞれの方々の質疑があったわけでありまして、それに対して行政側、とりわけ市

長がそれなりに答弁をされまして、この場で市長の考えがさまざま明らかになった点もあるわけでありまして、いろいろな意見を出される中で、私も後ろの方で聞いておったわけでありまして、意見のすれ違い、あるいは市長が言っているように、非常に苦しい答弁だと。要するに先行きが不確定要素といいますが、こういったことなどを含めた答弁などが私は数多くあったらと思うわけでありまして、したがって、私ども議員といたしましては、住民に対し、この説明責任といいますが、これまたあるわけでありまして、それを遂行するためには、今回のさまざまなこの意見等を含め、どうしてもこの修正案を出さざるを得ない、こういう観点で、一応今までそれぞれの方々が出された内容をできるだけ省きながら、これまでの経過を私なりに思い出しながら、そしてこの提案をさせていただきたいと、こう思っているわけでありまして。

議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算案に対して、次の理由から減額の修正案を提出したいと思っておるわけでありまして。

その理由の一つとして、今回の本庁舎移転事業問題は、議会制度の根幹にかかわる重大な問題であろうかと思われまして。今回市長の行政手法をこのまま認めていくというならば、議会の必要性はなくなるのではないかという懸念もされております。つまりこれまで市長は、議会に対しては説明責任を果たさず、議会の外、つまりマスコミ等を通じながら、その計画の内容を発表するというやり方をしてきており、住民から選出された議員及び議事を軽視していると言わざるを得ないと思っております。このようなやり方については、これまでも指摘されてきておりますが、一向に改める姿勢が見られないのは残念であり、まことに遺憾だと言わざるを得ないと思っております。



第2の理由は、市町村合併協議会での議論の趣旨が生かされていないことでもあります。なぜ4市町村が合併に踏み切ったのか、それはひとえに財政危機を合併の特典によって乗り切ろうという思いがあったからであります。協議に参画した人たちは、皆行政当局が示した行政シミュレーションを信じて赤字解消の方向を目指して、現在なおその経費の節約に努力している現状であろうかと思えます。そのようなさなかに莫大な予算がかかる庁舎移転を唐突に説明責任を果たさず提案してくるのは、幾ら市長に提案権があるといっても、非常に乱暴なやり方ではないでしょうか。

第3の理由は、昨年3月に合併した以降、老若男女を問わず多くの市民の方々から話されるのは、合併以降活気がなくなった、合併により中心部だけ発展し、周辺地域は取り残されていくのではないか、雇用、医療、介護、福祉等々、市民生活に直接結びつく施策を講じてほしい、何のための合併であったのかと聞かされているのであります。市民の代表である議員及び議会は、これら市民の声を率直に受けとめ、活力と勇気を与える新生むつ市のまちづくりに努力していく任務と責任があることからいたしまして、本庁舎建設についてはあらゆる角度から検討、論議を行い、的確な判断をすべきであり、早急な結論は避けるべきだと思うわけであります。

理由の第4は、このたびの補正予算は、10億4,296万1,000円の増額補正であります。そのうち庁舎移転の土地購入費等が9億5,000万円あります。しかし、この経費は歳入のあて先がない通称空財源が計上されております。ご承知のように青森県は、このような空財源の計上は違法性があると指摘し、当市も今年度の当初予算には空財源を計上しなかったのであります。もしこれまでのように空財源計上の手法で予算を策定していくのを認めるならば、借金体制がさらに増大してい

くことが明白であり、それを食いとめるための青森県の指摘は当然のことと思えます。

ましてや歳入先が不明の空財源を議会に承認させようという手法は、市長としていわゆる法令本旨に反し、かつ越権行為と言わざるを得ないと思っておるところでございます。特に今むつ市は、準用財政再建団体への転落を防ごうと、みんなが一生懸命に努力している最中ではありませんか。ちなみに、北海道の夕張市は、あらゆる財政手法を使って町の発展を求めたのですが、結果は700億円という莫大な赤字を発生させ、財政破綻に陥っておると聞いておるわけであります。これは、議会のチェック機能が発揮されたのか、問われる大きな問題でもあろうかと思えます。

本市は、夕張市に準じた財政状況にあると言っても過言でなく、借金の比率が青森県のワーストテンに位置づけられる21.7%に達しておるわけあります。したがって、私ども議会が今果たすべき役割は、性急な結論を出さないで、例えば特別委員会等を設置し、事業の内容を十分調査し、それを市民に公表し、市民の意見を聞きながら対処していくべきであろうと考えるものであります。よって、庁舎移転の土地購入費等は削除するという修正案ですので、議会議員各位の賢明なる判断と賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の提案理由といたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ここで、ただいまの修正案に対し質疑の通告を受け、また議事整理のため、8時15分まで暫時休憩いたします。

午後 7時49分 休憩

午後 8時13分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対し質疑を行います。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより議案第76号の討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番村中徹也議員。

(4番 村中徹也議員登壇)

○4番(村中徹也) 私は、本庁舎移転の立場から、旧アークスプラザの土地及び建物を取得する経費を計上いたしております議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について賛成討論を行います。

本日の私の質疑並びに15名の議員諸氏の質疑により、財源の見通し、急がざるを得ない理由、あるいは現庁舎の現況、そして市民サービスの諸問題等々、ある程度理解されたと思います。苦渋の選択としてすべてを言えない、こういう事情も先方の企業の厚意によるものと感じております。また、庁舎移転に関しては、単に庁舎機能を移すのみにあらず、これまで不足していた機能を補完するとともに、市民サービスの向上に努めるとも明言をされております。ただ、いずれの内容も具体的な部分については今後の詰めによだねるといふような答弁でありました。とするならば、市役所内での調整検討に加え、広く市民にも情報を提供し、真に望まれる市役所をアークスプラザ跡地に建設すべきではないでしょうか。

さらに市長は、あらゆる困難を踏まえたうえで、この千載一遇のチャンスを政治家としての手腕をともって万全を期する、同時に最も重い政治責任を表明いたしました。

以上のような観点から、私は本案に賛成するものであります。議員各位の賛同を切にお願いし、賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長(宮下順一郎) これで村中徹也議員の討論を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算、原案について反対討論をいたします。

本案は、大畑庁舎アスベスト撤去工事費など、市民にとって大切な予算が計上されているというものの、新庁舎取得事業費として9億5,000万円が計上されています。新庁舎については、余りにも突然の事業であり、今議会に対しても詳しい資料は出ておりません。私たち議員が議論したり考えたりするに値する情報が全くないばかりか、時間も保障されないままの採決であります。まるで政府与党が野党の意見を聞くことなく国会の各委員会をよく使う審議打ち切りを数の論理で強行するようなものであります。しかも、市民の意見を聞くということは当然ありませんでした。

新庁舎という大事業は、もっと時間をかけ、市民の合意形成を図りながら進めるべきものであります。現庁舎にしても、大湊町と田名部町の合併後にそれなりに市民の理解を得ながらつくられたと聞きます。そのような先人の残してくれた現庁舎をいとも簡単に捨て、市内の設計に携わる人々もさまざま不安を持つアークスプラザに移転しようと言語道断と言わざるを得ません。

杉山市政は、ひっきりなしに数十億という大事業が行われてまいりました。合併後、少しは財政健全化をまじめに考えるようになったかと思いきや、このような新庁舎建設という数十億円の事業であります。

今までむつ市民は、財政が大変だということで、使用料、手数料の値上げやいろんな福祉などのサービス後退、切り捨てを受認してまいりました。もっと市民の声を聞くべきだと思います。市民の中には、私以上に本当にむつ市のことを考えている方がたくさんおります。そういう方々の声を聞くべきだと思います。新庁舎については、もっと

時間をかけ、最低数年間をかけ、検討すべきことを提案し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の討論を終わります。

次に、53番佐藤司議員。

（53番 佐藤 司議員登壇）

○53番（佐藤 司） 議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算案に対し、反対討論をいたします。

本案は、新庁舎取得事業費として9億5,000万円計上してあります。この旧アークスプラザへの移転については、去る7月25日の全員協議会の場で初めて市長から市議会に対して説明があったわけではありますが、そのとき数名の議員から、移転の可否を判断するには判断材料がないという意見が出されております。しかしながら、今回も庁舎移転という6万7,000人の全むつ市民にとって重要、重大な懸案であるにもかかわらず、残念なことに判断材料としては依然として非常にお粗末なものしか示されておられません。これでは、市長は議会、そして市民に対して施策の説明責任の義務を果たしていないと言わざるを得ません。

さて、昨年3月14日に新生むつ市が誕生したわけですが、その際新市の目指すべき方向性を定めた新市まちづくり計画を策定しております。策定に当たって、全世帯アンケートを実施したようですが、新市に望む施策として、雇用の確保が第1番目だったと記憶しております。雇用の確保は、自主財源、税収の確保につながり、むつ市が抱えている赤字財政の再建にもつながるものであります。今、旧アークスプラザへ移転してしまえば、雇用の場所の可能性の芽を行政自らが完全に摘んでしまうものです。新築に比べて安く取得できるのは、民間の事業者にとっても同じく魅力なはずで、市長がトップセールスをしてでも事業者を

誘致し、旧アークスプラザは雇用の場として再生すべきだと私は考えます。

以上のことから、新庁舎取得事業費を計上している本案に対し、反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 7番川下八十美議員。

（7番 川下八十美議員登壇）

○7番（川下八十美） 議事進行を取り上げていただきましてありがとうございます。

私の長年の議員生活からすれば、議案第76号に対して服部清三郎議員から修正案の動議が提出されました。そして、その提案理由も説明され、それに対する質疑も承った結果、質疑がなしということでありますので、私は本案より先に服部清三郎議員の修正案を審議し、採決するのが議会の順序だと思っておりますが、議長はその点いかが取り計らいますか。

○議長（宮下順一郎） 暫時休憩いたします。

午後 8時25分 休憩

午後 8時29分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議中に川下議員から討論の取り扱いにつきまして議事進行の発言がございました。休憩中にご説明をしてご理解をいただいたということで本会議を継続いたします。ご了承願います。

以上で議案第76号の討論を終わります。

これより議案第76号 平成18年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する服部清三郎議員外6人から提出されました修正案について採決いたします。

この採決については、服部清三郎議員ほか5人から、無記名投票によらねたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

( 議場閉鎖 )

○議長(宮下順一郎) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は58人であります。

投票用紙を配布いたします。

( 投票用紙配布 )

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

( 投票箱点検 )

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

( 事務局長氏名点呼・投票 )

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番村中徹也議員、34番飛内賢司議員、58番齊藤孝昭議員を指名いたします。

よって、4番村中徹也議員、34番飛内賢司議員、58番齊藤孝昭議員の立ち会いを願います。

( 開 票 )

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 2 9 票

反 対 2 9 票

ただいま報告いたしましたとおり、賛成、反対同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件について裁決いたします。

議長は、現状維持の原則により、本修正案については可決と裁決いたします。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。この採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

( 議場閉鎖 )

○議長(宮下順一郎) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は58人であります。

投票用紙を配布いたします。

( 投票用紙配布 )

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

( 投票箱点検 )

○議長（宮下順一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（宮下順一郎） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番村中徹也議員、34番飛内賢司議員、58番斉藤孝昭議員を指名いたします。

よって、4番村中徹也議員、34番飛内賢司議員、58番斉藤孝昭議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（宮下順一郎） 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 1 票

反 対 1 7 票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

議案第77号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第13 議案第77号  
平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 1点だけお願いします。

財政調整基金の残高は幾らとなるのかということと、あと残が少なくなるので、来年度の財政方針は何かあるのかということ、1点よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ただいまのお尋ねにお答え申し上げます。

まず最初は、財政調整基金の残は幾らとなるかとのお尋ねであります。平成17年度末の国民健康保険会計の財政調整基金の保有額は、4億9,703万1,679円でありましたが、平成18年度当初予算で2億6,432万4,000円、それから今回の補正で3,504万1,000円取り崩しをして繰り入れした結果、今回この補正後の財政調整基金保有額は1億9,766万6,679円となる見込みであります。まだ平成17年度の会計の決算が出ておりませんので、見込みですけれども、今後剰余金のうちから3,000万円程度積み立てが見込まれるという予想がありますので、今後は基金の保有見込額は2億2,000万円程度になるのではないかと予想をいたしております。

こういうような状況で、来年度の財政方針は何かあるかとのお尋ねであります。現在平成18年度を5カ月経過したばかりでありまして、これから秋にかけて、冬にかけてということで、風邪、それからインフルエンザ等の流行等がないとも限りませんので、医療費の動向について予想を立てることは非常に難しいということでありまして、平成18年度の決算見通しを立てることがまず現在ではできないということでありまして、今後の財政方針をこういうことから申し上げることは困難

で、現在ではできない状況にあります。

ただ、来年度の国保財政につきましては、今後も診療報酬改定による医療費の動向、さらには医療制度改正に伴う財政の影響並びに国保税の収納状況等を総合的に見きわめながら、国、県、市町村の動向、財政状況等をにらみ合わせながら、それぞれの状況を参酌いたしまして、慎重に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(宮下順一郎) これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第78号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第78号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第79号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第79号 平成17年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成17年度むつ市水道事業会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

(菊池十皿夫代表監査委員登壇)

○代表監査委員(菊池十皿夫) 平成17年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果をご報告

いたします。

今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算報告書、財務諸表、その他の附属書類は地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、かつ経営成績及び財政状態は適正に表示されておりました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成17年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げまして、平成17年度むつ市水道事業会計決算審査のご報告といたします。

○議長(宮下順一郎) これでは監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたけれども、21番横垣成年議員から取り下げの申し出がありましたので、これを許可いたしました。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第17号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第16 報告第17号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第17号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第18号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 報告第18号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市水道事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第19号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第18 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第20号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第19 報告第20号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。43番千賀武由議員。

(43番 千賀武由議員登壇)

○43番(千賀武由) 報告第20号 専決処分した事項の報告について、これは和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。この事故は物損事故、人身事故の両面であるようでございますが、次の点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、双方の責任の度合いはどうだったのか、それと、公用車も多分これは傷んだと思います。その始末と、補修の額はどのくらいかかったのか。求償権については行使したのか、しないのか。それから、職員に対しての注意と懲戒処分はあったのか、ないのか。それと、運転手のみならず全職員に平素どのように交通安全教育や指導をしているのか。これ以前にも聞いたことがあります。考え方も変わったかもわかりませんので、もう一度聞きたいと思っております。この5点についてよろしくお願いたします。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) お答えいたします。

まず、責任の度合いとのお尋ねでございます。これは、全面的に市の方が悪うございました。公用車が損傷してございますので、その修繕料につきましては、36万3,415円かかってございます。

次に、求償権の問題でございます。先ほど申し上げました公用車の修繕費、それから相手方の修繕、それから医療費等もかかってございます。この部分につきましては、すべて保険でカバーできております。したがって、市に対する損害は

出ておりません。例えば市に損害、職員が重過失、そういうことが出てまいりますと、当然に求償権は出てまいります。今回の場合は、保険で全部賄われておりますので、求償権は出てまいりません。

それから、職員に対する注意と懲戒処分はあったのかとのお尋ねでございます。職員につきましては、ただちに注意してございます。懲戒処分等につきましては、報告いたしておりますけれども、損害賠償の額が今確定しましたので、これをもって改めて懲戒処分に向けての委員会を開催して処分を決定いたします。

次に、常日頃から運転手のみならず全職員に平素からの教育、あるいは指導をしているのかというお尋ねでございます。これは、機会あるごとに服務規律の確保等してございます。昨今は、特に新聞紙上で福岡県等の事故、あるいは各県においても飲酒運転等さまざまな事故が発生しております。これらを踏まえまして、今月8日に改めて助役名で十分注意するようにと、酒を飲んだら車を運転しないように、公務員としての自覚を持って臨んでくださいということの文書を出しております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） 5点について了解するわけですが、一つだけ。全職員に機会あるごとに注意しているということですが、教育指導に市長よりも権限があります安全運転管理者、これを大いに権限を持たせて指導するというお考えはお持ちになりませんか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 安全管理者につきましては、本庁には1名ございます。大畑分庁舎にも1名ございます。当然運転管理者は全体の車を運転する方のある面では総責任者でございますので、当然にそういう指導はされているものと理解いた

しております。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） わかりました。先ほど部長が言ったとおり、交通事故防止は今公務員等の飲酒運転等で全国的な問題となっております。交通安全意識が高まっております。事故防止には注意し過ぎるということはありません。車社会でございます。我々議員も同じでございますが、職員一人一人も交通安全意識と自制心を常に持って運転してほしいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月13日は常任委員会のため、9月14日、15日及び19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、9月13日は常任委員会のため、9月14日、15日及び19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月16日から18日は休日のため休会とし、9月20日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 9時29分 散会